

厚生労働省 令和4年度障害者総合福祉推進事業  
障害福祉サービスにおける視覚・聴覚言語障害者に対する  
支援の在り方に関する実態調査  
報 告 書

令和5年3月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社



## <目 次>

1 事業要旨 .....	1
2 事業目的 .....	5
3 事業の実施内容 .....	6
(1) 調査事業の実施状況 .....	6
(2) 検討委員会の実施状況 .....	7
4 調査の結果 .....	8
(1) アンケート調査の結果 .....	8
① 施設・事業所の基本情報 .....	9
② 視覚・聴覚言語障害者への支援について .....	13
③ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算について .....	26
④ 自由意見 .....	33
⑤ 利用者の状況 .....	34
(2) ヒアリング調査の結果 .....	51
5 調査結果のまとめ .....	59
① 事業所における視覚・聴覚言語障害者への支援の状況について .....	59
② 地域における視覚・聴覚言語障害者への支援基盤のあり方について .....	63
③ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算について .....	64
6 参考資料（調査票） .....	66



# 1 事業要旨

---

(注) 本報告書で「加算」と表記しているものは、すべて「視覚・聴覚言語障害者支援体制加算」を指す。なお、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の概要は4ページに記載。

- ・本事業は、障害福祉サービスを提供する施設・事業所における視覚・聴覚言語障害者への支援の状況及び視覚・聴覚言語障害者支援体制加算（視覚・聴覚言語障害に該当する障害者が一定数以上在籍し、意思疎通に専門性を有する職員が一定数以上配置されている場合に算定可能な加算）の取得状況、視覚・聴覚言語障害者への支援に関する施設・事業所の考え方などを把握・整理することを目的として実施した。
- ・調査は、障害福祉サービスを提供する施設・事業所を対象としたアンケート調査、ヒアリング調査を中心として実施し、調査検討委員会を設置して調査内容に関する検討を行った。
- ・本事業により、次のことが明らかになった。

(障害福祉サービスを提供する施設・事業所における視覚・聴覚言語障害者への支援について)

- 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算を取得している施設・事業所では、運営規程に視覚・聴覚言語障害者に関する規定を定めている場合も多く、職員体制についても、視覚・聴覚言語障害者への支援に技術や専門性を有する職員を計画的に確保・育成を行っているところが多い。施設・事業所の設備や環境整備等にも取組が行われている。
- 一方、利用者に視覚・聴覚言語障害者がいない施設・事業所では、視覚・聴覚言語障害者の受け入れをしていない理由として、「視覚・聴覚言語障害者への対応が難しいため受け入れをしない」「視覚・聴覚言語障害者の利用希望がない」というところが多い。
- 障害福祉サービスを利用している視覚・聴覚言語障害者の状況については、視覚・聴覚言語障害と知的障害等の重複障害者が多く、障害支援区分の重い人が多い。視覚・聴覚言語障害のみで障害福祉サービスを利用する人は少ない。障害福祉サービスの対象となる視覚・聴覚言語障害者は重複障害が中心となるため、人数規模は小さいと考えられ、こうしたことから、加算を取得している一定数の施設・事業所の範囲で該当者がおおむね受け入れられている（該当者が加算取得施設・事業所を指向する）ものと推察される。そのため、他の施設・事業所では支援が難しいため受け入れをしない、あるいは利用希望がないという状況になっているものと思われる。
- 前述したように、障害福祉サービスを利用している視覚・聴覚言語障害者は、知的障害等の重複障害者、重度の障害者が多いため、支援方法・コミュニケーションの方法も重複障害の状況や程度により多様であり、個別支援が基本となっている。職員の視覚・聴覚言語障害者への支援における「技術や専門性」についても、点字や手話のみではなく、これらのコミュニケーション技術とともに、障害の個別状況に応じた高度な支援技術が求められ、職員の負担も大きい。多くの施設・事業所で職員の確保やスキルアップが課題となっており、その観点からの施設・事業所への支援は重要であると考えられる。
- 一方、視覚・聴覚言語障害者の支援における特有の観点として、「集団」（同じコミュニケーション手段を持つ集団）の支援があげられる。視覚・聴覚言語障害の場合、コミュニケーション手段が限られ、周りとのコミュニケーションが取れないことから孤立し、生活環境の悪化や障害の重度化等につながる可能性がある。同じ障害、同じコミュニケーション手段を持つ者が集団を形成することで、よりよい支援が可能

になる。施設・事業所における視覚・聴覚言語障害者の支援に関しては、個別支援とともに、集団支援の観点を重視することが求められる。

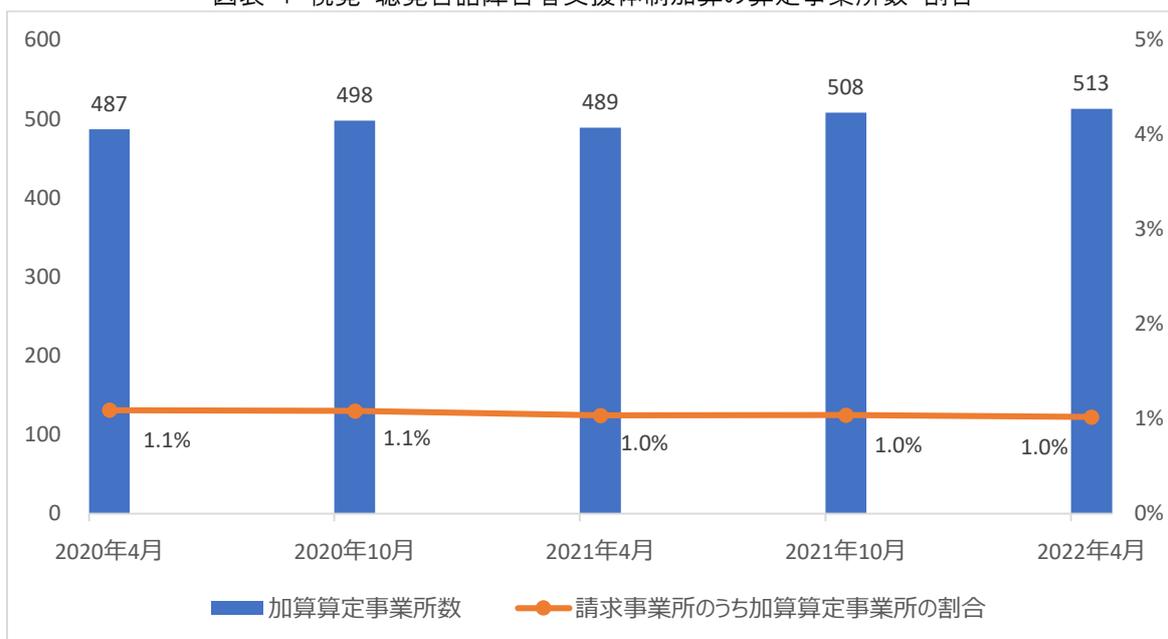
(視覚・聴覚言語障害者への支援基盤のあり方について)

- 地域において、障害福祉サービスを利用する視覚・聴覚言語障害者をどのように支援していくべきか、その基盤はどのように整備すべきか、という点について、本事業では、施設・事業所の考え方を調査した。その結果、地域での望ましい姿について、「地域全体をカバーする特化型の専門的な施設・事業所を配置する」「地域内で視覚・聴覚言語障害者に対応する施設・事業所を決めて機能強化する」「地域内のすべての施設・事業所が対応力を確保できるようにする」という3つの考え方が比較的分散する形となった。
- これらの考え方については、施設・事業所の状況によって違いが見られ、視覚・聴覚言語障害者への支援を先導する加算取得施設・事業所では、「地域内のすべての施設・事業所が対応力を確保できるようにする」という裾野の広がりを目指す意見が多く、一方、加算を取得していない施設・事業所、視覚・聴覚言語障害者のいない施設・事業所では、「地域全体をカバーする特化型の専門的な施設・事業所を配置する」「地域内で視覚・聴覚言語障害者に対応する施設・事業所を決めて機能強化する」という拠点づくりを目指す意見が多い。将来的にはすべての施設・事業所で視覚・聴覚言語障害者の支援に対応できることが理想だが、段階としては、地域の中核的な拠点整備が多くの施設・事業所で求められていると考えられる。

(視覚・聴覚言語障害者支援体制加算について)

- 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、国保連の請求実績データによれば、加算算定事業所数で500箇所前後、全請求事業所に対する割合では1%程度で推移しており、増減もそれほどない状況である。新たに加算を取得する施設・事業所が増えるという状況は見られず、前述のように、加算要件を満たす一定数の施設・事業所が存在し、継続的に加算を取得しているという状況が推察される。

図表 1 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の算定事業所数・割合



- 加算を取得していない施設・事業所が多いが、その理由としては、「（該当者がいないので）施設・事業所には関係ない」というものが多い。視覚・聴覚言語障害者とあまり関わりのないことから、加算を無関係と考えている施設・事業所が多いと思われる。
- 一方、加算未取得でサービス利用者に視覚・聴覚言語障害者がいる施設・事業所では、「以前に届出を考えたことがあったが、要件を満たすことが難しく断念した」というところも一定数見られる。これらの施設・事業所では、今後の加算取得について、「加算要件を満たすことが難しい」ため、加算取得は困難と考えられている。加算要件の厳しさが取得のハードルとなっている事業所も少なくないものと推察される。
- 加算取得の要件については、サービス利用者に視覚・聴覚言語障害者が1人でもいれば加算対象にすべきとの意見から、サービス利用者の30%要件の緩和に慎重な意見まで、多様な意見が聞かれたが、取得を考えたが断念した施設・事業所が一定数あることから、必要な事業所が適切に加算を取得できるように要件を考えていくことが求められるものと思われる。
- 要件の検討にあたっては、前述の、障害福祉サービスを利用する視覚・聴覚言語障害者の特性（知的障害等との重複障害・重度者が多い、「集団」支援の重要性、職員に個別支援・コミュニケーション支援の高度なスキル・専門性が求められ、負担も大きい等）をふまえ、これらの特性に応じた、施設・事業所の支援の課題解決につながる加算のあり方を考えていくことが重要である。

（加算要件の検討における主な観点）

- ・現加算の「サービス利用者の30%以上が視覚・聴覚言語障害者であること」という要件に関し、適切な職員配置をどのように考えるか（現要件は、人員配置とは別に専門スタッフを常勤換算で利用者÷50以上の人数配置だが、職員の専門性や加配の費用規模も含め、適正性を検討する必要がある）
- ・集団支援（同じ障害、同じコミュニケーション手段を持つ者が集団を形成）の重要性に関し、30%という基準をどのように考えるか（集団支援を可能とする人数規模も含め、利用者がよりよい支援を受けることのできる環境に資する要件として、基準緩和の適否など、適正性を検討する必要がある）等

#### 【本事業成果等の公表について】

- ・本事業により、障害福祉サービスを提供する施設・事業所における視覚・聴覚言語障害者への支援の状況や、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取得状況、考え方などを把握することができる。これらの情報は、今後の加算に係る枠組み等の検討をはじめ、各種の制度検討に活用することができると考えられる。
- ・本報告書は、事業実施者である三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社の公式ホームページ (<https://www.murc.jp/>) で公開する。

## (参考) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の概要

加算算定要件
<ul style="list-style-type: none"><li>・加算対象サービスは、生活介護、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練含む）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型。</li><li>・加算対象サービスにおける「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者」の利用者数が全利用者の30%以上。ただし、重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害、知的障害のうち、2以上の障害を有する利用者については、2倍の人数で計算する。</li><li>・専門スタッフ（視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者）を、人員配置とは別に、常勤換算で利用者÷50以上の人数を配置。専門スタッフに該当するのは、視覚障害者に対する「点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者」、聴覚障害又は言語機能障害者に対する「手話通訳等を行うことができる者」。</li><li>・指定権者（所管自治体）への届出が必要。</li><li>・1日につき41単位を加算。</li></ul>
注記
<p>(1) 「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者」とは以下の通り。</p> <p>(視覚障害者)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・身体障害者手帳の障害の程度が1級又は2級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障害を有する者</li></ul> <p>(聴覚障害者)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・身体障害者手帳の障害の程度が2級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障害を有する者</li></ul> <p>(言語機能障害者)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・身体障害者手帳の障害の程度が3級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障害を有する者</li></ul> <p>(2) 「重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者」については、当該利用者1人で2人分の視覚障害者等として数えて算定要件に該当するか否かを計算することとしているが、この場合の「知的障害」は「重度」の知的障害である必要はない。</p> <p>(3) 多機能型事業所等については、当該多機能型事業所等において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、視覚障害者等の数が30%以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数÷50以上であれば加算要件を満たす。</p>

## 2 事業目的

---

- ・ 障害福祉サービスを提供する施設・事業所においては、さまざまな障害特性を有する障害者に、その障害特性に応じて適切な支援を行っていく必要があるが、支援のスキル等は障害種別に応じて多様であることから、1つの施設・事業所であらゆる障害者に対応していくことは難しい現状がある。中でも、視覚・聴覚・言語機能の障害は、意思疎通に専門的なスキルが必要であり、視覚・聴覚言語障害者との意思疎通に専門性を有する職員が配置されている施設・事業所は一部にとどまるといった現状がある。
- ・ こうした背景もあり、障害福祉サービスの報酬算定の制度においては、施設・事業所における視覚・聴覚言語障害者への支援の評価として、視覚・聴覚言語障害に該当する障害者が一定数以上在籍し、意思疎通に専門性を有する職員が一定数以上配置されている場合に算定可能な加算（視覚・聴覚言語障害者支援体制加算）が設けられているが、当該加算の算定要件等を満たす施設・事業所が少ないこともあり、加算算定もあまり伸びていない状況も見られる。
- ・ 視覚・聴覚言語障害者への支援において、今後の方向性として、視覚・聴覚言語障害者へ手厚い支援を行っている施設・事業所の評価をより高めていくことや、視覚・聴覚言語障害者への支援可能な施設・事業所を地域に広げていくことなど、さまざまな観点が想定されるが、本事業は、こうした検討を行うにあたっての基礎的知見として、障害福祉サービス施設・事業所における視覚・聴覚言語障害者に対する支援の実態や、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取得状況、施設・事業所の考え方などを把握・整理することを目的として実施した。

### 3 事業の実施内容

#### (1) 調査事業の実施状況

##### ① アンケート調査

障害福祉サービス施設・事業所における視覚・聴覚言語障害者への支援の実態、取組の状況等を把握するため、アンケートによる調査票方式で実態調査を行った。

調査対象は全国の障害福祉サービス施設・事業所で、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の対象である障害者支援施設（施設入所支援）、グループホーム（共同生活援助）、障害者通所サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）とした。

調査対象の標本作成にあたっては、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算を取得している施設・事業所が少ないため、完全な無作為抽出の場合、当該施設・事業所の標本数が少なくなり、分析が難しくなる可能性が想定されたため、加算取得の有無で調査標本の層化抽出を行い、調査において適切な標本数が確保できるようにした。調査標本数は4,000標本（うち、加算取得施設・事業所518標本）とした。

令和4年9月～10月に調査を実施（郵送による調査票配布、郵送・オンラインによる回収）、有効回答数は2,199標本（有効回答率56.1%）だった。

（調査の状況）

	送付数	未達・休廃止	有効回答数	有効回答率
全体	4,000標本	79標本	2,199標本	56.1%
うち、加算取得施設・事業所	518標本	7標本	302標本	59.1%

（調査項目）

- ・施設・事業所の基本情報、利用者の属性、障害特性
- ・視覚・聴覚言語障害者との意思疎通に専門性を有する職員の状況
- ・視覚・聴覚言語障害者へのサービス提供状況、支援の状況
- ・視覚・聴覚言語障害者への支援における基盤整備等についての考え方
- ・視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の算定状況

##### ② ヒアリング調査

視覚・聴覚言語障害者への支援の実態や取組状況、基盤整備や加算に関する考え方等について、より詳しく内容を聞くために、ヒアリング調査を実施した。ヒアリング調査の対象は、アンケート調査の結果等をふまえて候補先を抽出したうえで、検討委員会の委員からの紹介も受けて選定を行った。

令和5年1月～2月に、8か所の施設・事業所へのヒアリング調査を実施した。なお、調査はすべてオンライン会議の形式で行った。

##### ③ 調査結果のとりまとめ

アンケート調査、ヒアリング調査の結果を取りまとめるとともに、後述の検討委員会における、視覚・聴覚言語障害者に対する支援の在り方に関する議論をふまえ、調査報告書を作成した。

## (2) 検討委員会の実施状況

調査の実施にあたって、調査結果に関する検討や、障害福祉サービスにおける視覚・聴覚言語障害者に対する支援の在り方等に関する議論を行うため、障害福祉サービス施設・事業所の事業者、当事者団体、有識者等からなる検討委員会を設置した。

検討委員会の開催状況	
令和4年8月23日開催 第1回検討委員会	(議題) ・ 調査の概要、スケジュールの説明 ・ アンケート調査の調査項目等に関する意見交換
令和4年11月30日開催 第2回検討委員会	(議題) ・ アンケート調査結果の報告 ・ アンケート調査の分析内容等の検討、調査結果から得られた現状・課題等に関する意見交換 ・ ヒアリング調査の実施に関する意見交換
令和5年3月3日開催 第3回検討委員会	(議題) ・ アンケート調査結果の報告（第2回会議での検討をふまえた詳細分析） ・ ヒアリング調査結果の報告 ・ 調査結果の取りまとめ、現状・課題、今後の方向性等に関する意見交換

検討委員会 委員（敬称略、50音順）		
一般財団法人日本財団電話リレーサービス 国立大学法人筑波技術大学	理事長 名誉教授	大沼 直紀 （委員長）
社会福祉法人厚生協会 わかふじ寮 全国社会就労センター協議会 （全国ろう重複障害者施設連絡協議会）	常務理事	桑原 隆俊
和洋女子大学 家政学部 家政福祉学科	准教授	高木 憲司
社会福祉法人日本視覚障害者団体連合	常務理事	橋井 正喜
一般財団法人全日本ろうあ連盟	理事	藤平 淳一
社会福祉法人光道園 光道園ライフトレーニングセンター 全国身体障害者施設協議会 （全国盲重複障害者福祉施設研究協議会）	施設長	山田 勝久

## 4 調査の結果

### (1) アンケート調査の結果

(調査の状況)

	送付数	未達・休廃止	有効回答数	有効回答率
全体	4,000標本	79標本	2,199標本	56.1%
うち、加算取得施設・事業所	518標本	7標本	302標本	59.1%

◆施設・事業所の集計にあたっては、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の届出をしているかどうかで施設・事業所を区分し、また、加算の届出をしていない施設・事業所については、利用者に視覚・聴覚・言語障害者がいるかどうかで区分し、クロス集計を行った。図表では、次のように表記している。

- ・視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の届出をしている施設・事業所：「**加算取得**」
- ・視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の届出をしていない、利用者に視覚・聴覚・言語障害者がいる施設・事業所：「**加算未取得（対象者有）**」
- ・視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の届出をしていない、利用者に視覚・聴覚・言語障害者がいない施設・事業所：「**加算未取得（対象者無）**」

◆また、視覚・聴覚・言語障害者のうち、視覚障害者、聴覚障害者の在籍に着目した集計も実施した。加算の届出に関わらず、施設・事業所の利用者に視覚障害者、聴覚障害者が在籍しているかどうかで区分し、クロス集計を行った。図表では、次のように表記している。

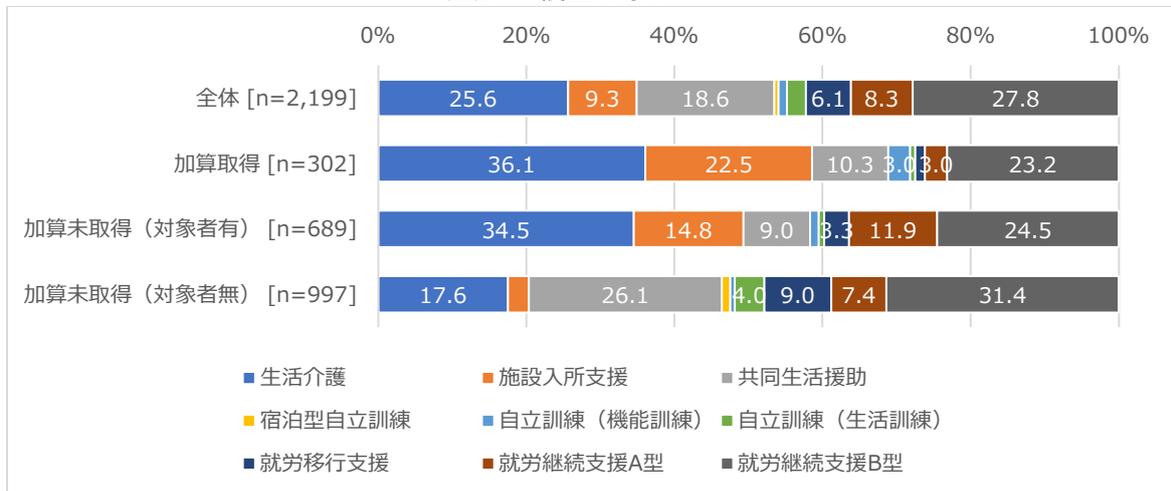
- ・視覚障害者が在籍し、聴覚障害者は在籍しない施設・事業所：「**視覚障害在籍**」
- ・聴覚障害者が在籍し、視覚障害者は在籍しない施設・事業所：「**聴覚障害在籍**」
- ・視覚障害者・聴覚障害者いずれも在籍する施設・事業所：「**視覚障害・聴覚障害在籍**」
- ・視覚障害者・聴覚障害者いずれも在籍しない施設・事業所：「**視覚障害・聴覚障害いずれも在籍無**」

## ①施設・事業所の基本情報

### ■ 調査対象サービス

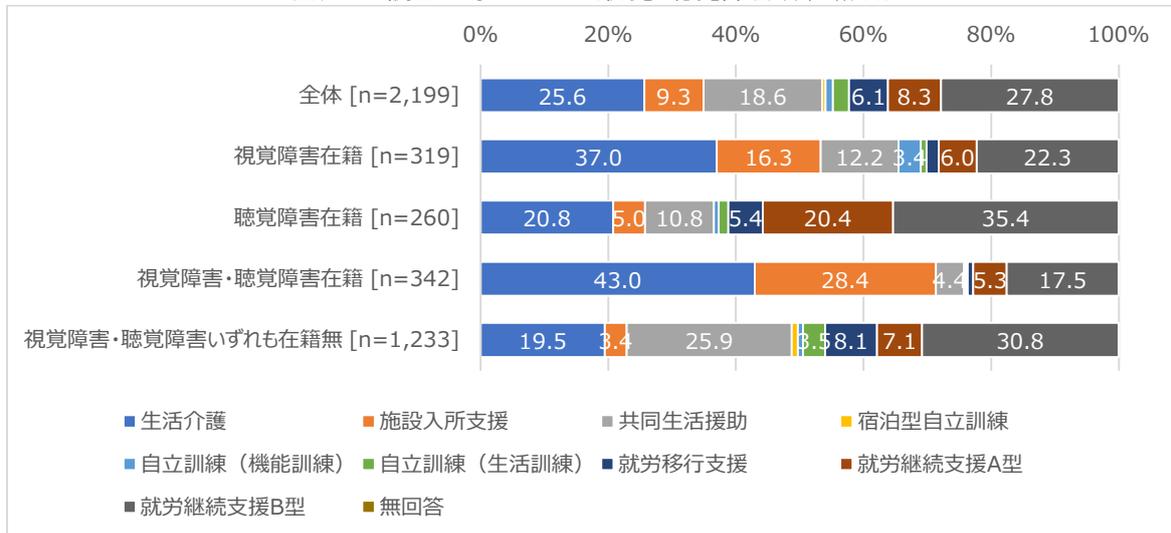
調査対象のサービス内訳は、「就労継続支援B型」が27.8%、「生活介護」が25.6%、「共同生活援助」が18.6%、「施設入所支援」が9.3%等となっている。

図表 2 調査対象サービス



視覚障害者、聴覚障害者の在籍別で見ると、視覚障害者の在籍する施設・事業所は、「生活介護」が多く、聴覚障害者の在籍する施設・事業所は、「就労継続支援B型」が多くなっている。視覚障害者・聴覚障害者いずれも在籍する施設・事業所は、「生活介護」「施設入所支援」が多い。

図表 3 調査対象サービス（視覚・聴覚障害者在籍別）



## ■ 定員数・利用者数

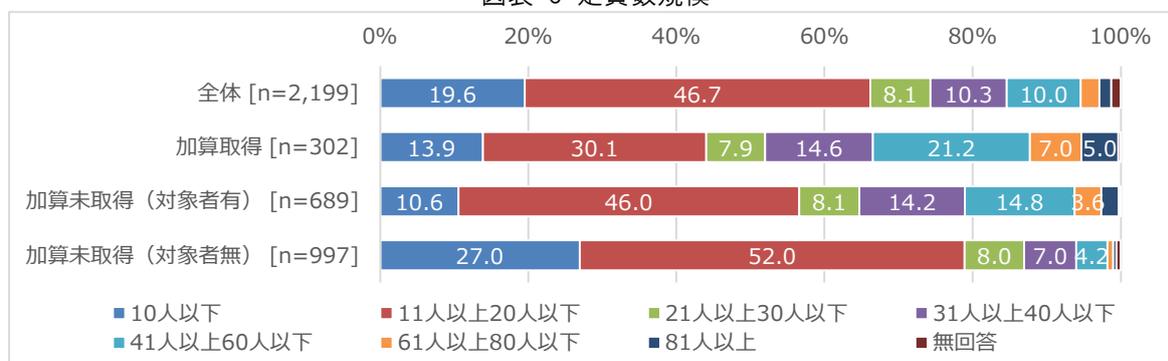
調査対象サービスの施設・事業所の定員数は平均で25.7人、実利用者数は平均で25.1人、延べ利用者数は平均で531.2人となっている。加算取得施設・事業所で規模の大きい傾向が見られる。

図表 4 定員数・利用者数

	全体 [n=2,171]	加算取得 [n=301]	加算未取得(対象者有) [n=687]	加算未取得(対象者無) [n=991]
定員数(人)	25.7	36.7	30.4	20.0
	全体 [n=2,154]	加算取得 [n=302]	加算未取得(対象者有) [n=689]	加算未取得(対象者無) [n=997]
実利用者数(人)	25.1	35.8	30.7	18.9
	全体 [n=2,052]	加算取得 [n=291]	加算未取得(対象者有) [n=657]	加算未取得(対象者無) [n=947]
延べ利用者数(人)	531.2	820.8	654.7	375.1

定員数について、規模で区分して構成を見たところ、「11人以上20人以下」が46.7%とほぼ半数となっており、次いで、「10人以下」が19.6%となっている。加算取得施設・事業所で、定員規模の大きい施設・事業所の多い傾向が見られる。

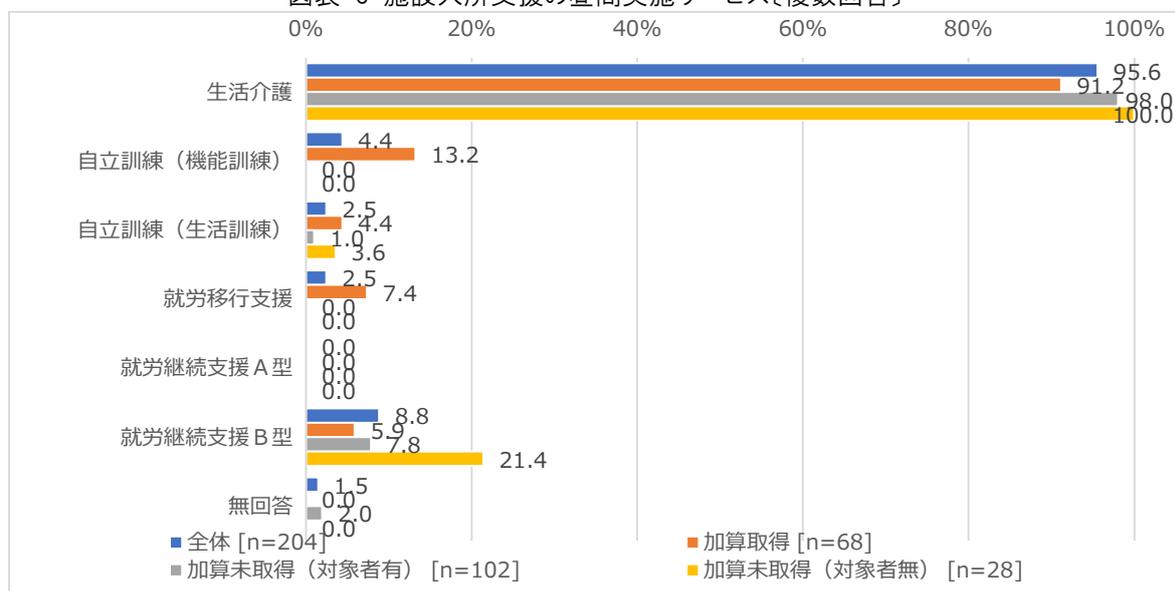
図表 5 定員数規模



## ■ 施設入所支援の昼間実施サービス

調査対象サービスが施設入所支援の事業所に、施設の昼間実施サービスを聞いたところ、「生活介護」が95.6%とほとんどを占める。

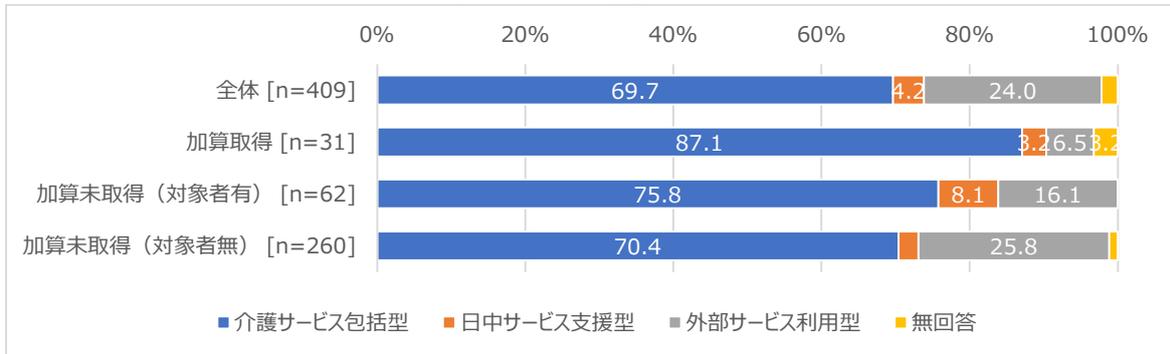
図表 6 施設入所支援の昼間実施サービス[複数回答]



## ■ 共同生活援助の類型

調査対象サービスが共同生活援助の事業所に、類型を聞いたところ、「介護サービス包括型」が69.7%、「外部サービス利用型」が24.0%、「日中サービス支援型」が4.2%となっている。

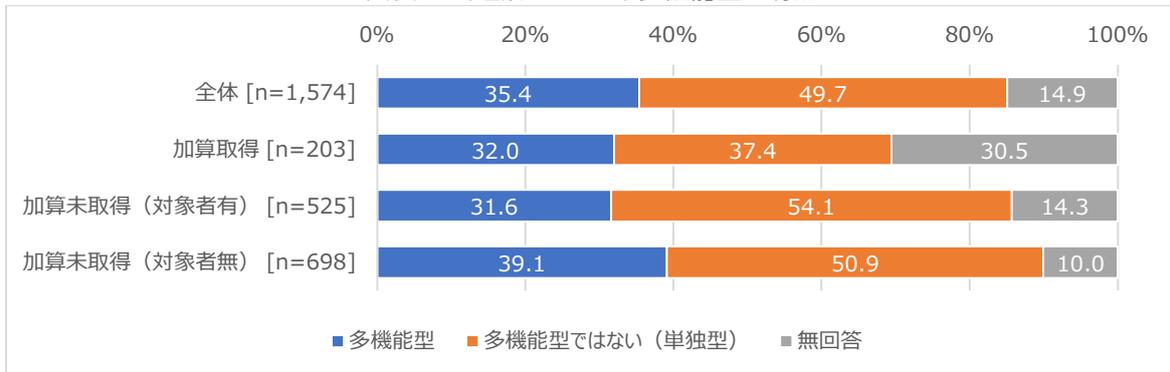
図表 7 共同生活援助の類型



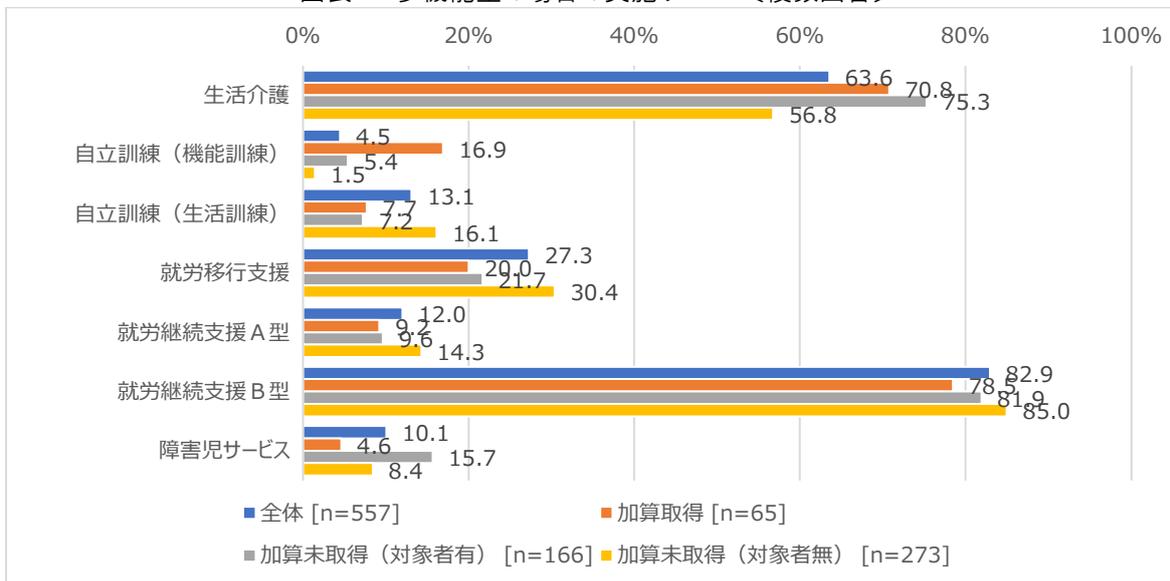
## ■ 通所サービスの多機能型の有無

調査対象サービスが通所サービスの事業所に、多機能型の有無を聞いたところ、「多機能型ではない（単独型）」が49.7%、「多機能型」が35.4%となっている。多機能型の場合の実施サービスは、「就労継続支援B型」が82.9%、「生活介護」が63.6%等となっている。

図表 8 (通所サービス)多機能型の有無



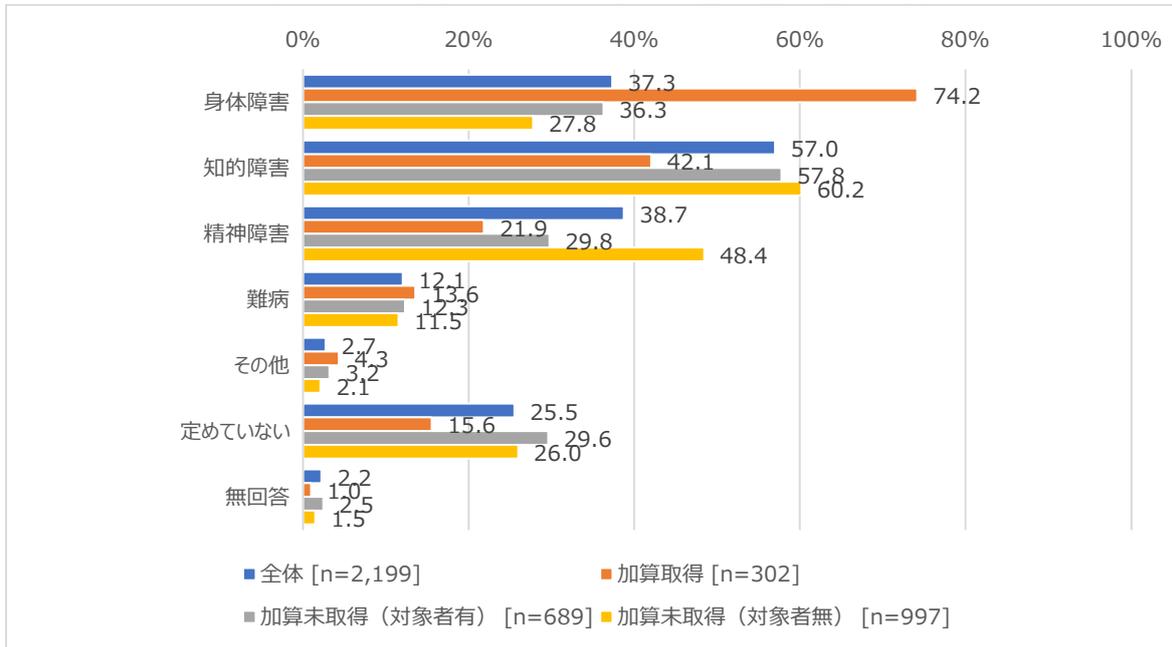
図表 9 多機能型の場合の実施サービス〔複数回答〕



■ 運営規程上の主たる対象とする障害種別

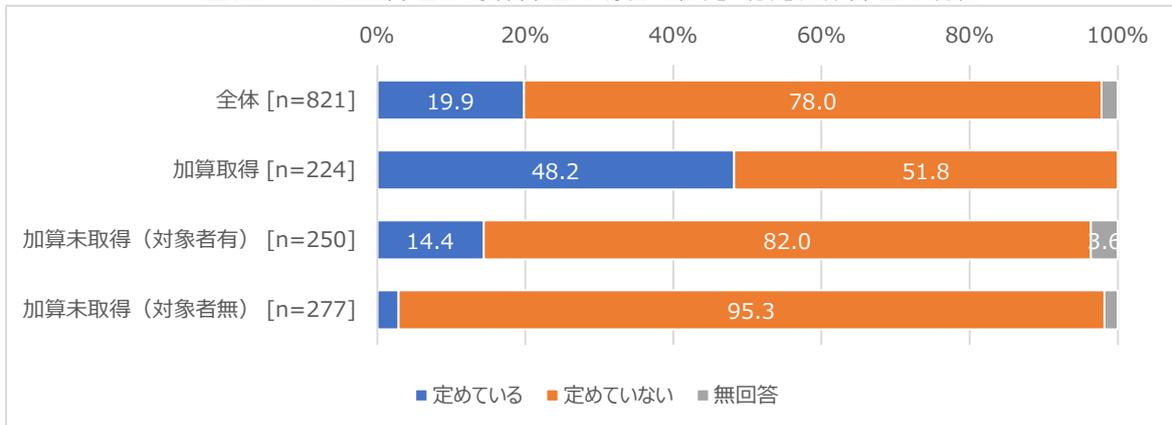
運営規程上の主たる対象とする障害種別について聞いたところ、「知的障害」が57.0%、「精神障害」が38.7%、「身体障害」が37.3%等となっている。一方、「定めていない」は25.5%となっている。

図表 10 運営規程上の主たる対象とする障害種別〔複数回答〕



運営規程上の主たる障害が身体障害の場合に、視覚・聴覚言語障害の規程を定めているかどうかを聞いたところ、「定めていない」が78.0%、「定めている」が19.9%となっている。加算取得施設・事業所では「定めている」が多い。

図表 11 主たる障害が身体障害の場合の視覚・聴覚言語障害の規程



## ②視覚・聴覚言語障害者への支援について

### ■ 視覚・聴覚言語障害のある利用者数

調査対象サービスの利用者全数と、そのうち視覚・聴覚言語障害のある利用者数について聞いたところ、平均で、利用者数25.1人、うち視覚・聴覚言語障害のある利用者数4.1人となっている。加算取得施設・事業所では、利用者数35.8人に対し、視覚・聴覚言語障害のある利用者数19.5人となっている。

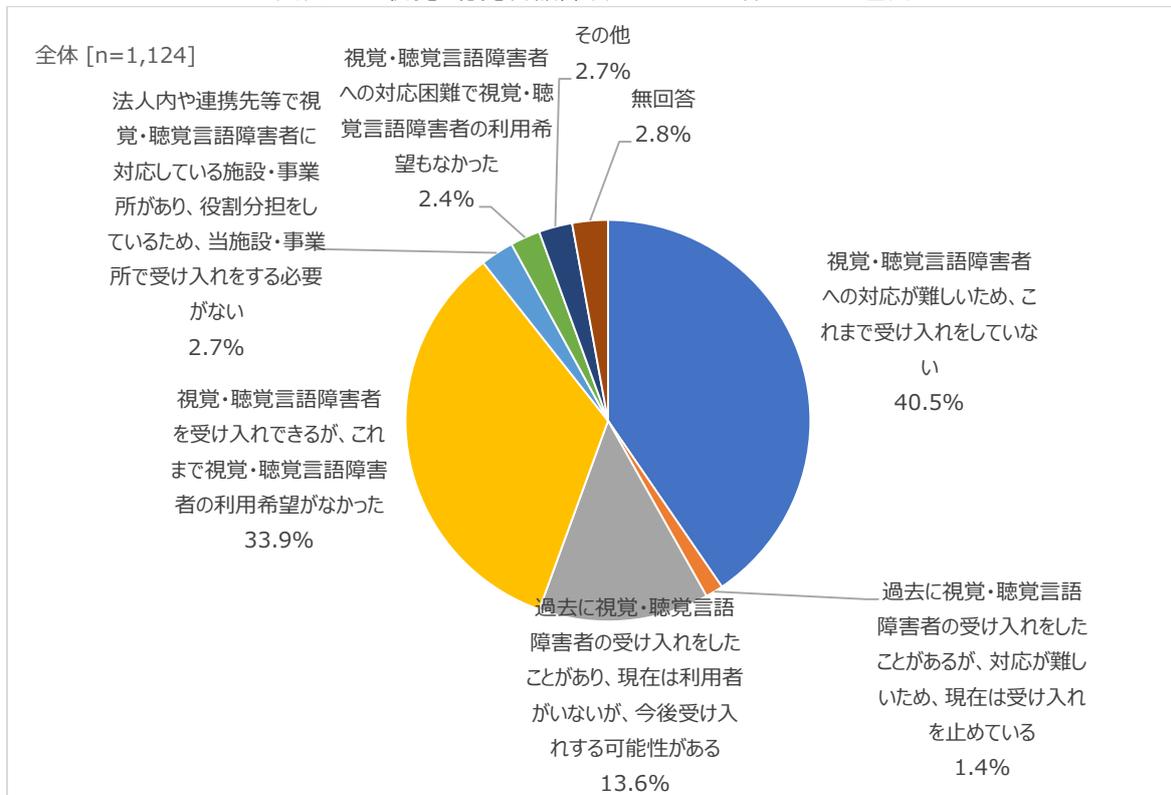
図表 12 視覚・聴覚言語障害のある利用者数

	全体 [n=2,154]	加算取得 [n=302]	加算未取得（対象者有） [n=689]	加算未取得（対象者無） [n=997]
全数（人）	25.1	35.8	30.7	18.9
うち視覚・聴覚言語障害のある利用者	4.1	19.5	4.2	0.0
うち視覚障害のある利用者	1.9	10.6	1.2	0.0
うち聴覚障害のある利用者	1.2	6.4	0.9	0.0
うち言語機能障害のある利用者	1.9	7.5	2.4	0.0

### ■ 視覚・聴覚言語障害のある利用者がいない理由

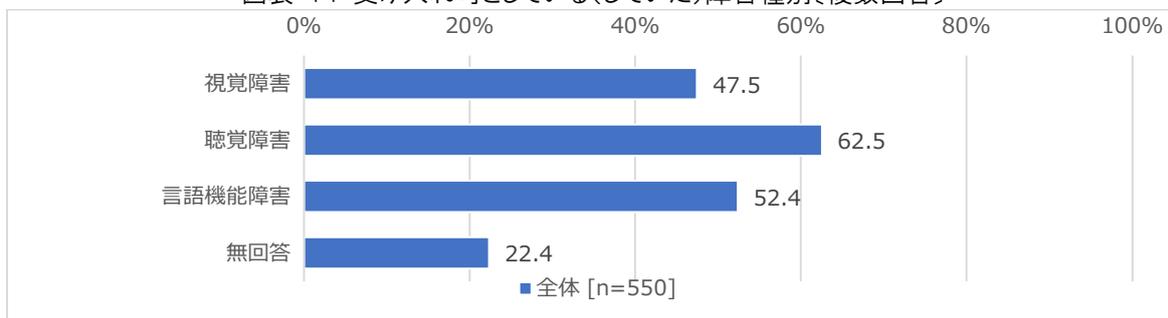
視覚・聴覚言語障害のある利用者がいない事業所に、その理由を聞いたところ、「視覚・聴覚言語障害者への対応が難しいため、これまで受け入れをしていない」が最も多く40.5%、次いで、「視覚・聴覚言語障害者を受け入れできるが、これまで視覚・聴覚言語障害者の利用希望がなかった」が33.9%、「過去に視覚・聴覚言語障害者の受け入れをしたことがあり、現在は利用者がいないが、今後受け入れする可能性がある」が13.6%となっている。

図表 13 視覚・聴覚言語障害のある利用者がいない理由



視覚・聴覚言語障害のある利用者がいない事業所で、受け入れが可能な事業所に、受け入れ可としている（していた）障害種別を聞いたところ、「聴覚障害」が62.5%、「言語機能障害」が52.4%、「視覚障害」が47.5%となっている。

図表 14 受け入れ可としている(していた)障害種別〔複数回答〕

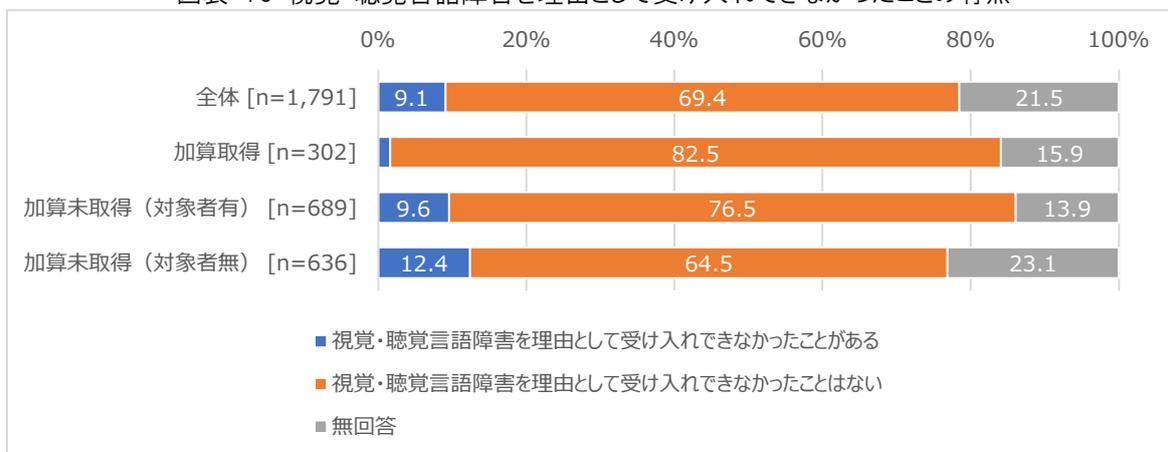


### ■ 視覚・聴覚言語障害を理由として受け入れできなかったことの有無

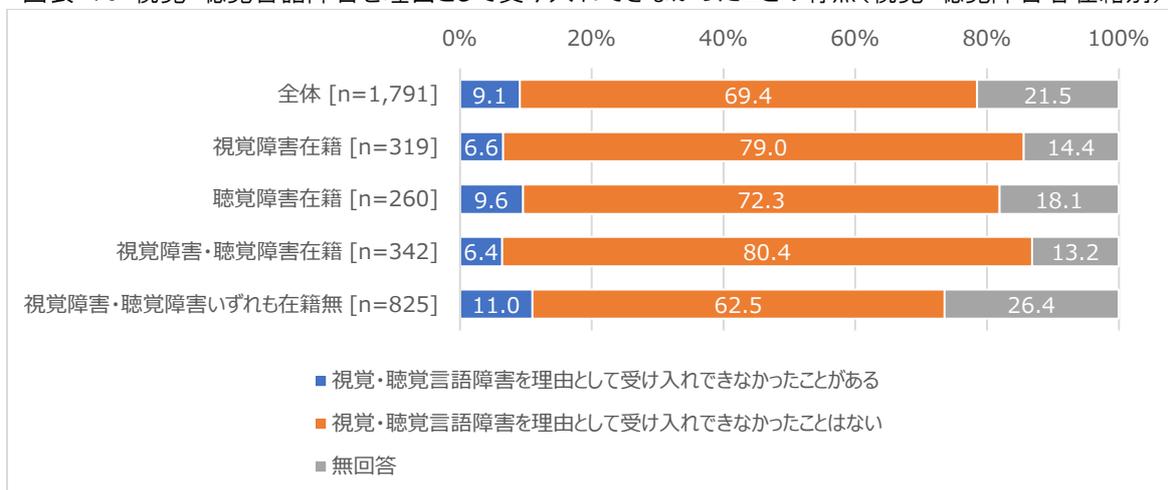
調査対象サービスで、視覚・聴覚言語障害を理由として受け入れできなかったことがあるかどうかを聞いたところ、「視覚・聴覚言語障害を理由として受け入れできなかったことはない」が69.4%、「視覚・聴覚言語障害を理由として受け入れできなかったことがある」が9.1%となっている。

視覚障害者、聴覚障害者の在籍別で見ると、在籍していない施設・事業所で「受け入れできなかったことがある」がやや多くなっているが、それほど差はない状況である。

図表 15 視覚・聴覚言語障害を理由として受け入れできなかったことの有無



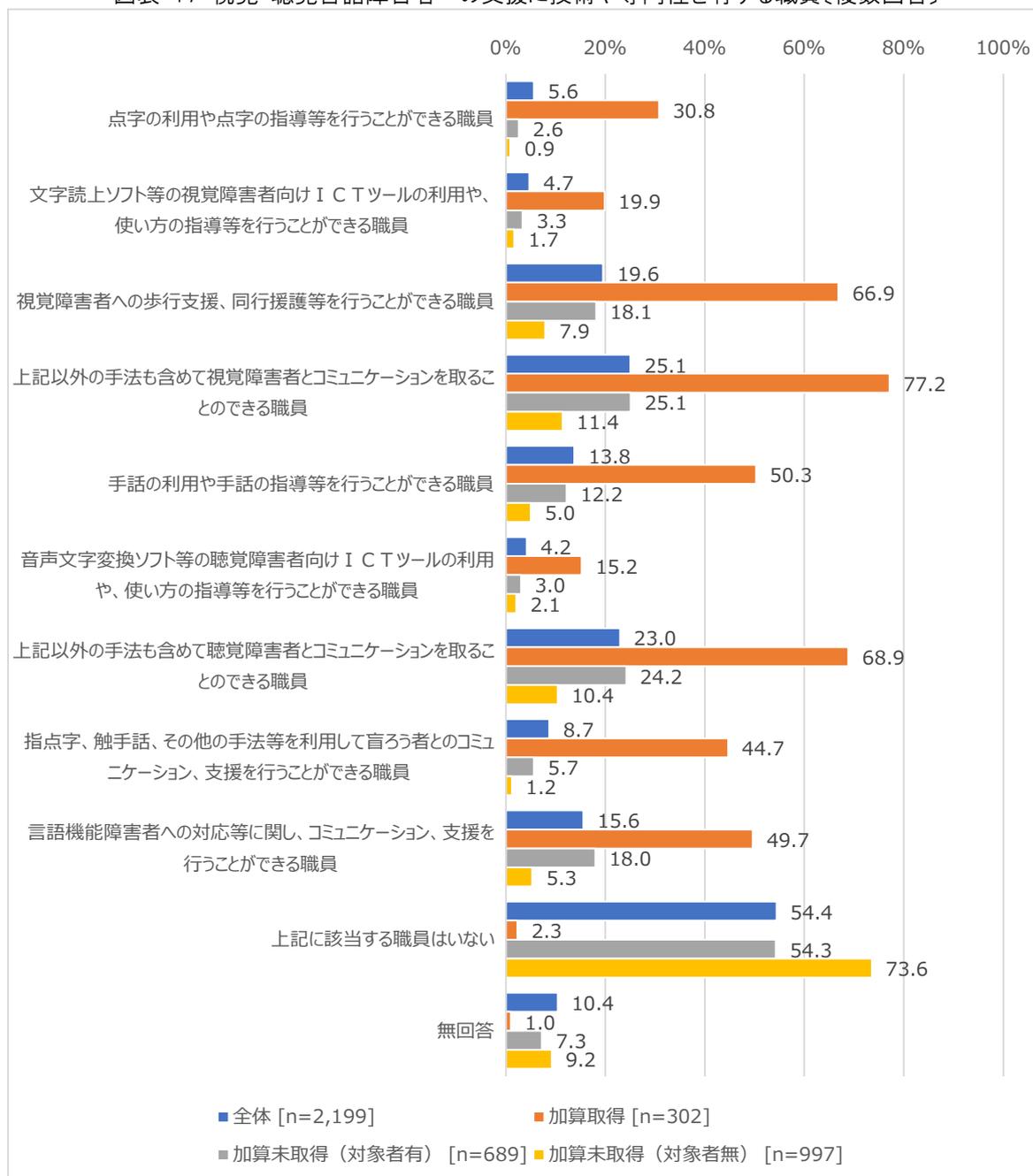
図表 16 視覚・聴覚言語障害を理由として受け入れできなかったことの有無(視覚・聴覚障害者在籍別)



## ■ 視覚・聴覚言語障害者への支援に技術や専門性を有する職員

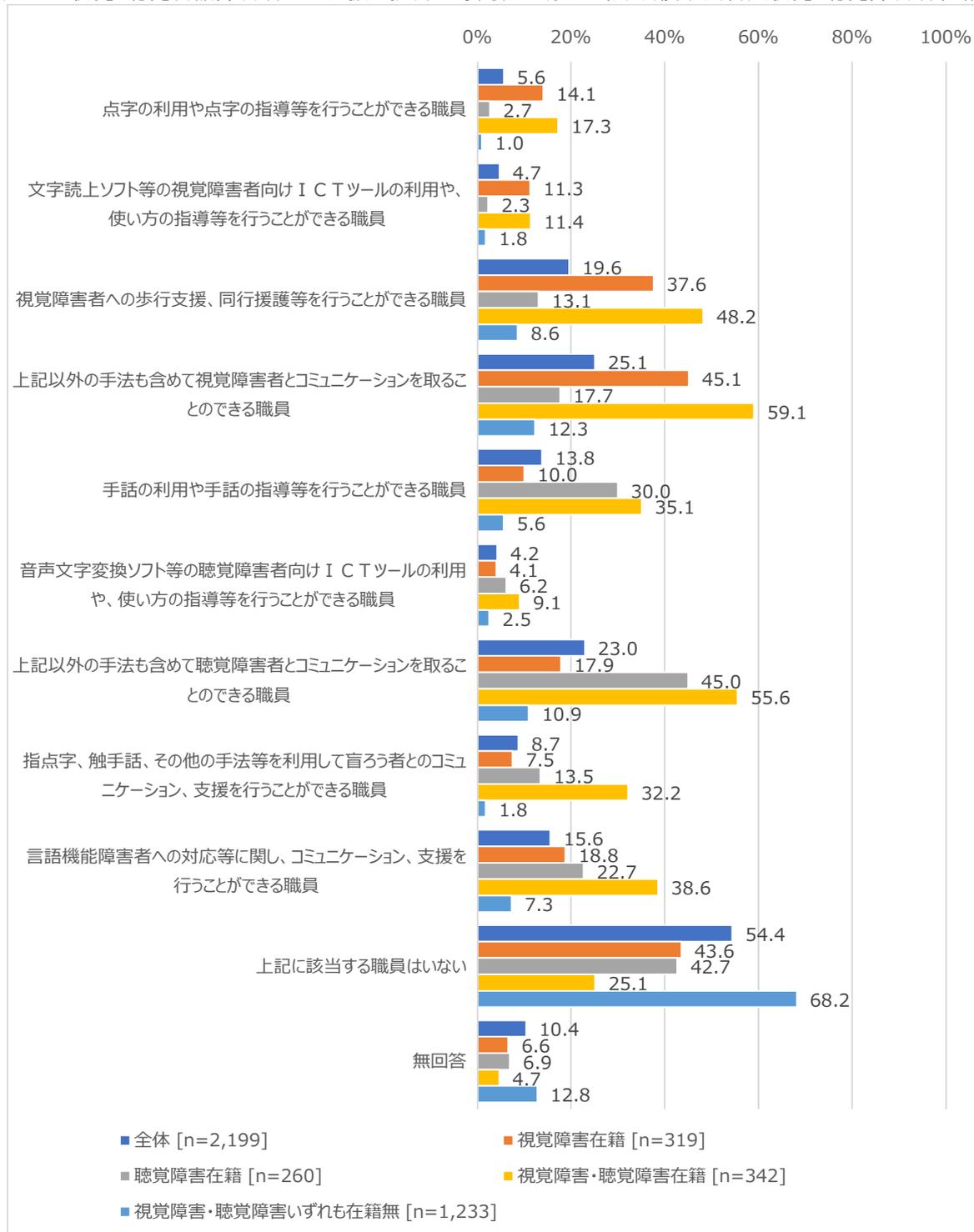
視覚・聴覚言語障害者への支援に技術や専門性を有する職員の有無を聞いたところ、「該当する職員はいない」が54.4%となっている。技術や専門性を有する職員としては、「視覚障害者とコミュニケーションを取ることのできる職員」が25.1%、「聴覚障害者とコミュニケーションを取ることのできる職員」が23.0%、「視覚障害者への歩行支援、同行援護等を行うことができる職員」が19.6%、「言語機能障害者への対応等に関し、コミュニケーション、支援を行うことができる職員」が15.6%等となっている。加算取得施設・事業所で技術や専門性を有する職員の回答割合が高い。

図表 17 視覚・聴覚言語障害者への支援に技術や専門性を有する職員〔複数回答〕



視覚障害者、聴覚障害者の在籍別で見ると、視覚障害者の在籍する施設・事業所では「視覚障害者への歩行支援、同行援護等を行うことができる職員」が37.6%と多く、また、聴覚障害者の在籍する施設・事業所では「手話の利用や手話の指導等を行うことができる職員」が30.0%と多くなっている。視覚障害者、聴覚障害者の在籍していない施設・事業所では「該当する職員はいない」が多くなっている。

図表 18 視覚・聴覚言語障害者への支援に技術や専門性を有する職員〔複数回答〕(視覚・聴覚障害者在籍別)



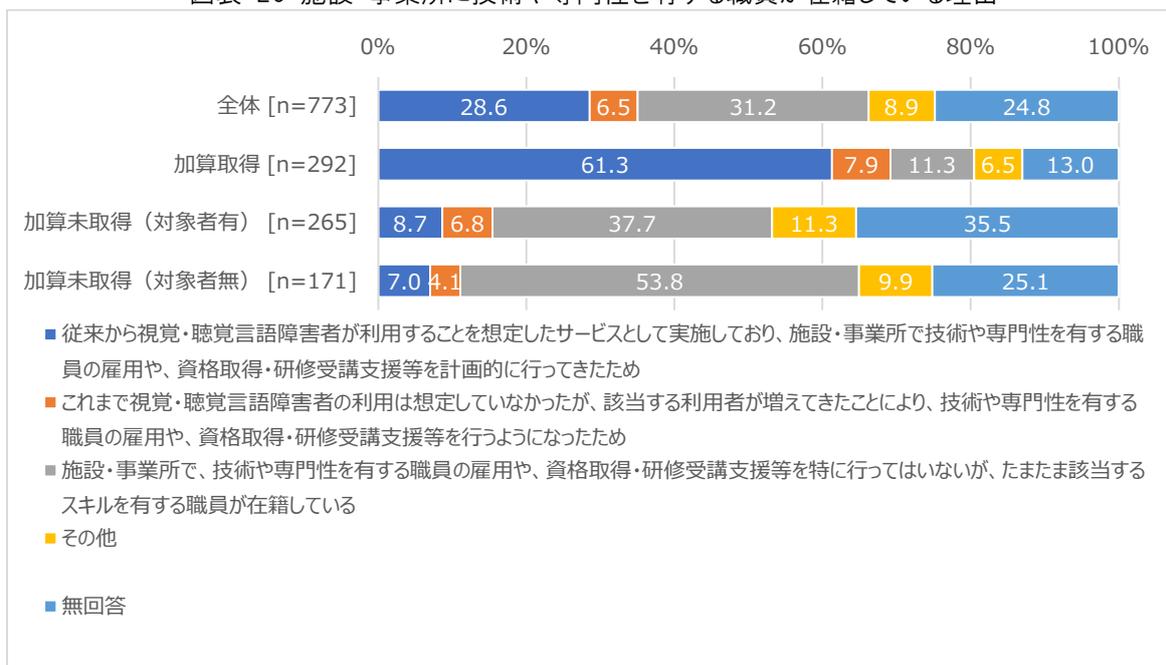
該当する職員数を常勤、非常勤の別で聞いたところ、1事業所あたりの平均で、「視覚障害者への歩行支援、同行援護等を行うことができる職員」については、常勤1.9人、非常勤0.5人、「手話の利用や手話の指導等を行うことができる職員」については、常勤0.4人、非常勤0.2人等となっている。

図表 19 視覚・聴覚言語障害者への支援に技術や専門性を有する職員数

(平均：人)		全体 [n=1,970]	加算取得 [n=299]	加算未取得 (対象者有) [n=639]	加算未取得 (対象者無) [n=905]
1 点字の利用や点字の指導等を行うことができる職員	常勤	0.2	1.4	0.0	0.0
	非常勤	0.0	0.3	0.0	0.0
2 文字読上ソフト等の視覚障害者向けICTツールの利用や、使い方の指導等を行うことができる職員	常勤	0.1	0.7	0.1	0.0
	非常勤	0.0	0.1	0.0	0.0
3 視覚障害者への歩行支援、同行援護等を行うことができる職員	常勤	1.9	8.4	1.4	0.2
	非常勤	0.5	2.3	0.4	0.1
4 上記以外の手法も含めて視覚障害者とコミュニケーションを取ることのできる職員	常勤	2.5	11.0	2.0	0.4
	非常勤	0.8	3.2	0.7	0.1
5 手話の利用や手話の指導等を行うことができる職員	常勤	0.4	2.2	0.2	0.1
	非常勤	0.2	1.3	0.0	0.0
6 音声文字変換ソフト等の聴覚障害者向けICTツールの利用や、使い方の指導等を行うことができる職員	常勤	0.2	0.7	0.1	0.0
	非常勤	0.1	0.3	0.0	0.0
7 上記以外の手法も含めて聴覚障害者とコミュニケーションを取ることのできる職員	常勤	2.0	8.7	1.6	0.3
	非常勤	0.8	3.5	0.5	0.1
8 指点字、触手話、その他の手法等を利用して盲ろう者とのコミュニケーション、支援を行うことができる職員	常勤	0.9	4.8	0.4	0.0
	非常勤	0.3	1.9	0.1	0.0
9 言語機能障害者への対応等に関し、コミュニケーション、支援を行うことができる職員	常勤	1.9	8.0	1.7	0.2
	非常勤	0.8	3.0	0.7	0.1

技術や専門性を有する職員の在籍理由を聞いたところ、「施設・事業所で、技術や専門性を有する職員の雇用や、資格取得・研修受講支援等を特に行ってはいないが、たまたま該当するスキルを有する職員が在籍している」が31.2%、「従来から視覚・聴覚言語障害者が利用することを想定したサービスとして実施しており、施設・事業所で技術や専門性を有する職員の雇用や、資格取得・研修受講支援等を計画的に行ってきたため」が28.6%となっている。加算取得施設・事業所では計画的な雇用・確保を行っているところが多い。

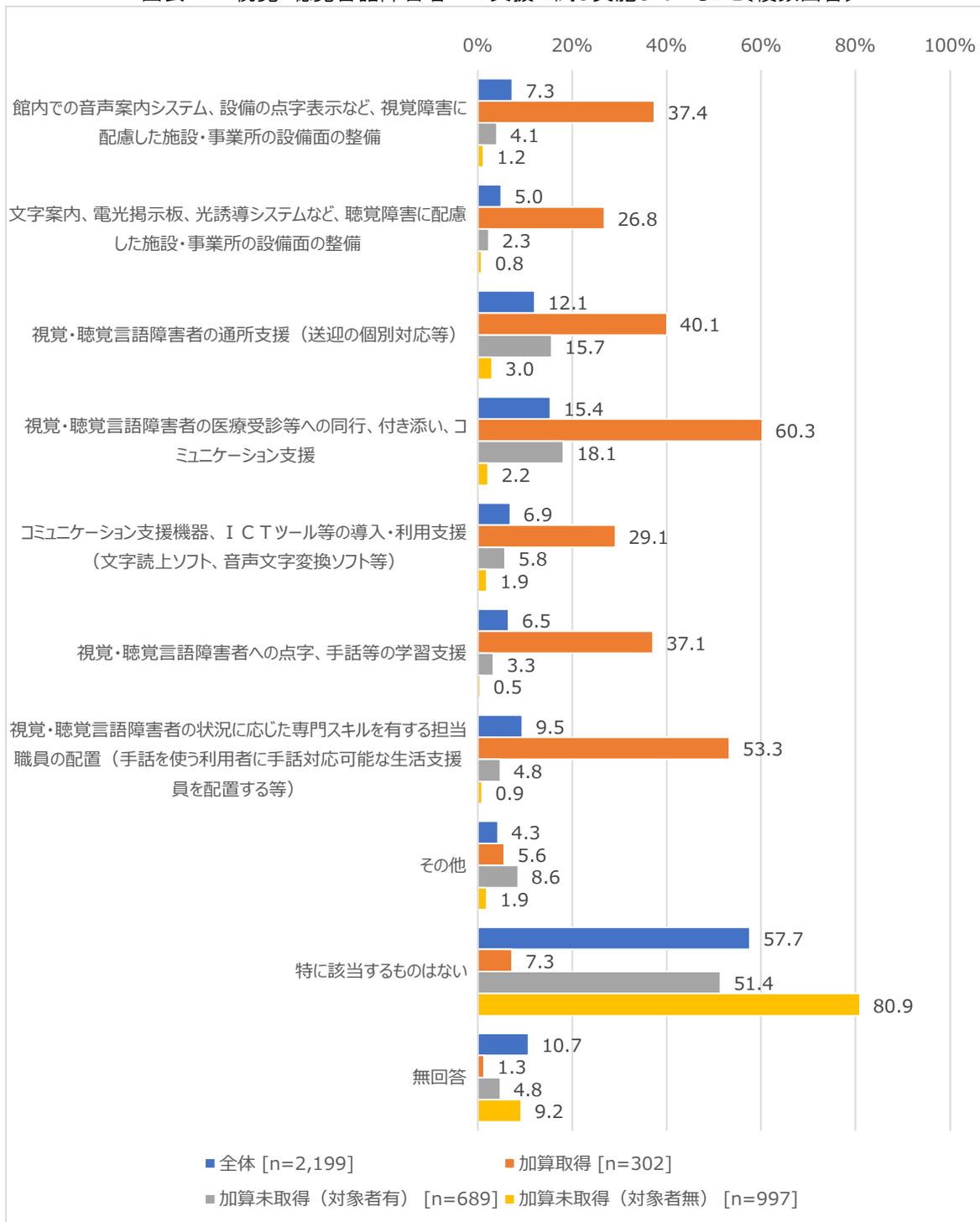
図表 20 施設・事業所に技術や専門性を有する職員が在籍している理由



## ■ 視覚・聴覚言語障害者への支援に関し実施していること

視覚・聴覚言語障害者への支援に関し実施していることとしては、「特に該当するものはない」が57.7%と多くなっており、実施事項としては、「視覚・聴覚言語障害者の医療受診等への同行、付き添い、コミュニケーション支援」が15.4%、「視覚・聴覚言語障害者の通所支援（送迎の個別対応等）」が12.1%、「視覚・聴覚言語障害者の状況に応じた専門スキルを有する担当職員の配置（手話を使う利用者に手話対応可能な生活支援員を配置する等）」が9.5%等となっている。加算取得施設・事業所で実施割合が高い。

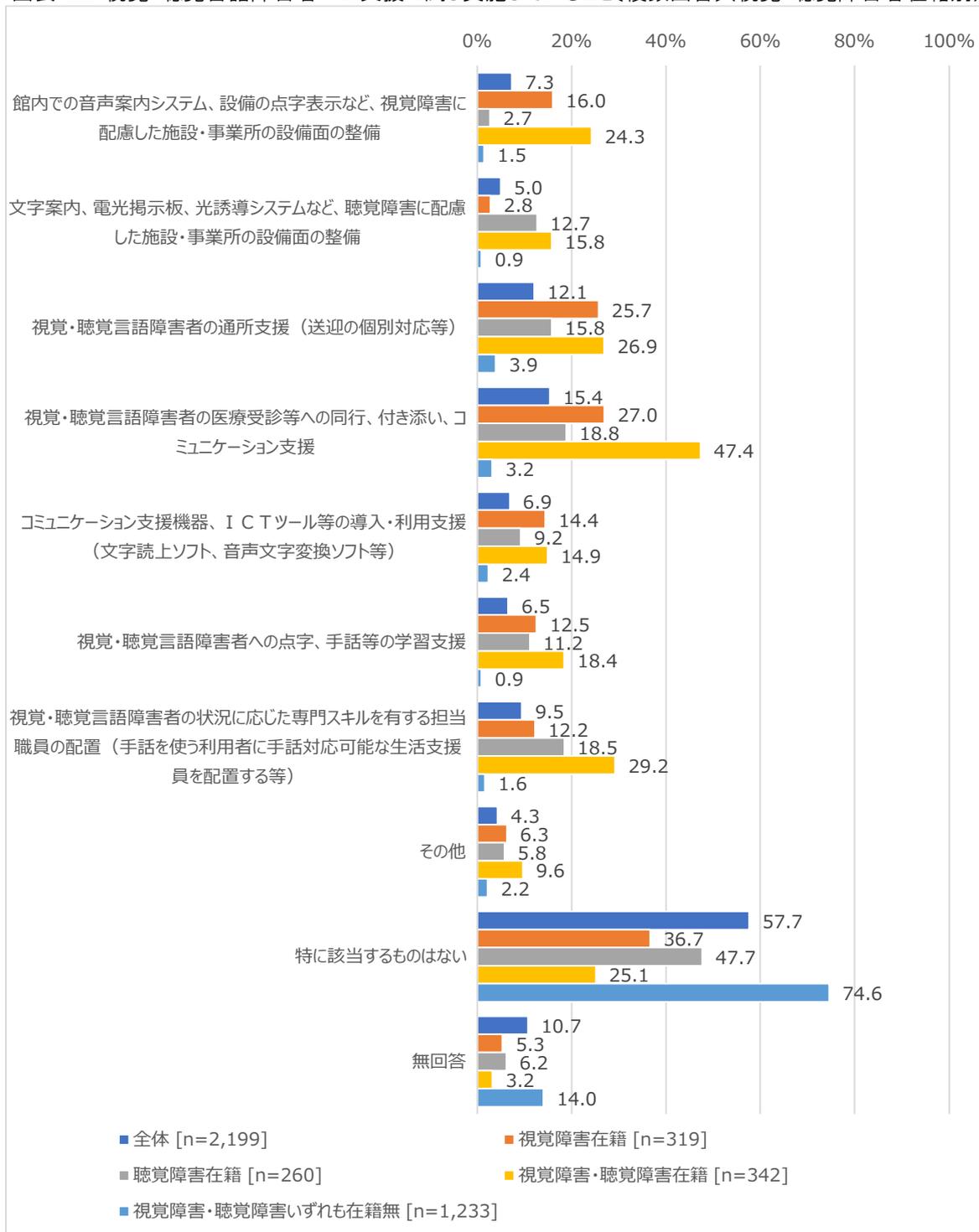
図表 21 視覚・聴覚言語障害者への支援に関し実施していること〔複数回答〕



視覚障害者、聴覚障害者の在籍別で見ると、全般的に、視覚障害者・聴覚障害者のいずれも在籍する施設・事業所で割合の高い傾向が見られる。

実施事項としては、視覚障害者の在籍する施設・事業所では、「視覚・聴覚言語障害者の医療受診等への同行、付き添い、コミュニケーション支援」が27.0%、「視覚・聴覚言語障害者の通所支援（送迎の個別対応等）」が25.7%と比較的多くなっている。また、聴覚障害者の在籍する施設・事業所では、「視覚・聴覚言語障害者の医療受診等への同行、付き添い、コミュニケーション支援」が18.8%、「視覚・聴覚言語障害者の状況に応じた専門スキルを有する担当職員の配置（手話を使う利用者に手話対応可能な生活支援員を配置する等）」が18.5%と比較的多くなっている。

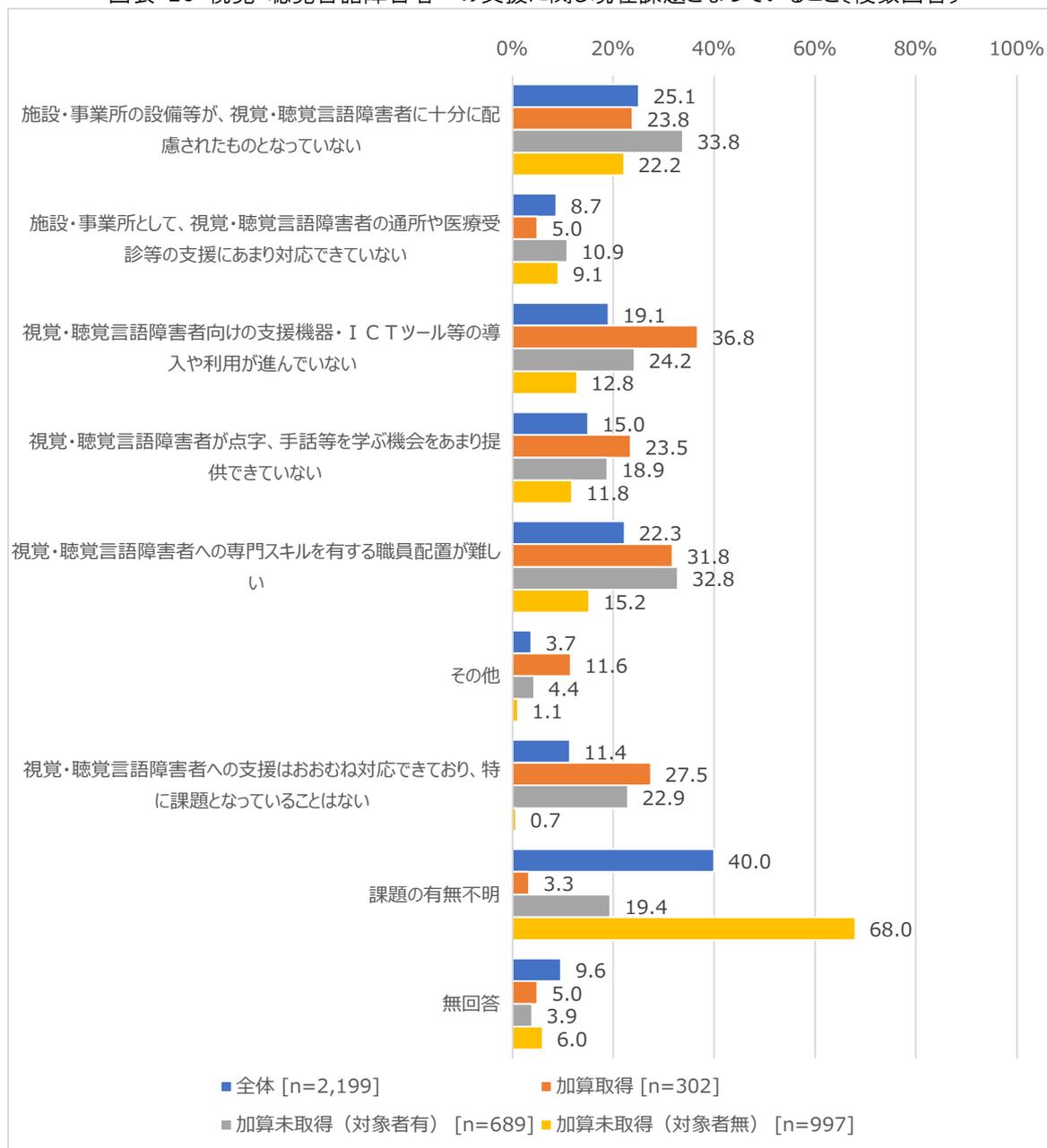
図表 22 視覚・聴覚言語障害者への支援に関し実施していること〔複数回答〕(視覚・聴覚障害者在籍別)



■ 視覚・聴覚言語障害者への支援に関し現在課題となっていること

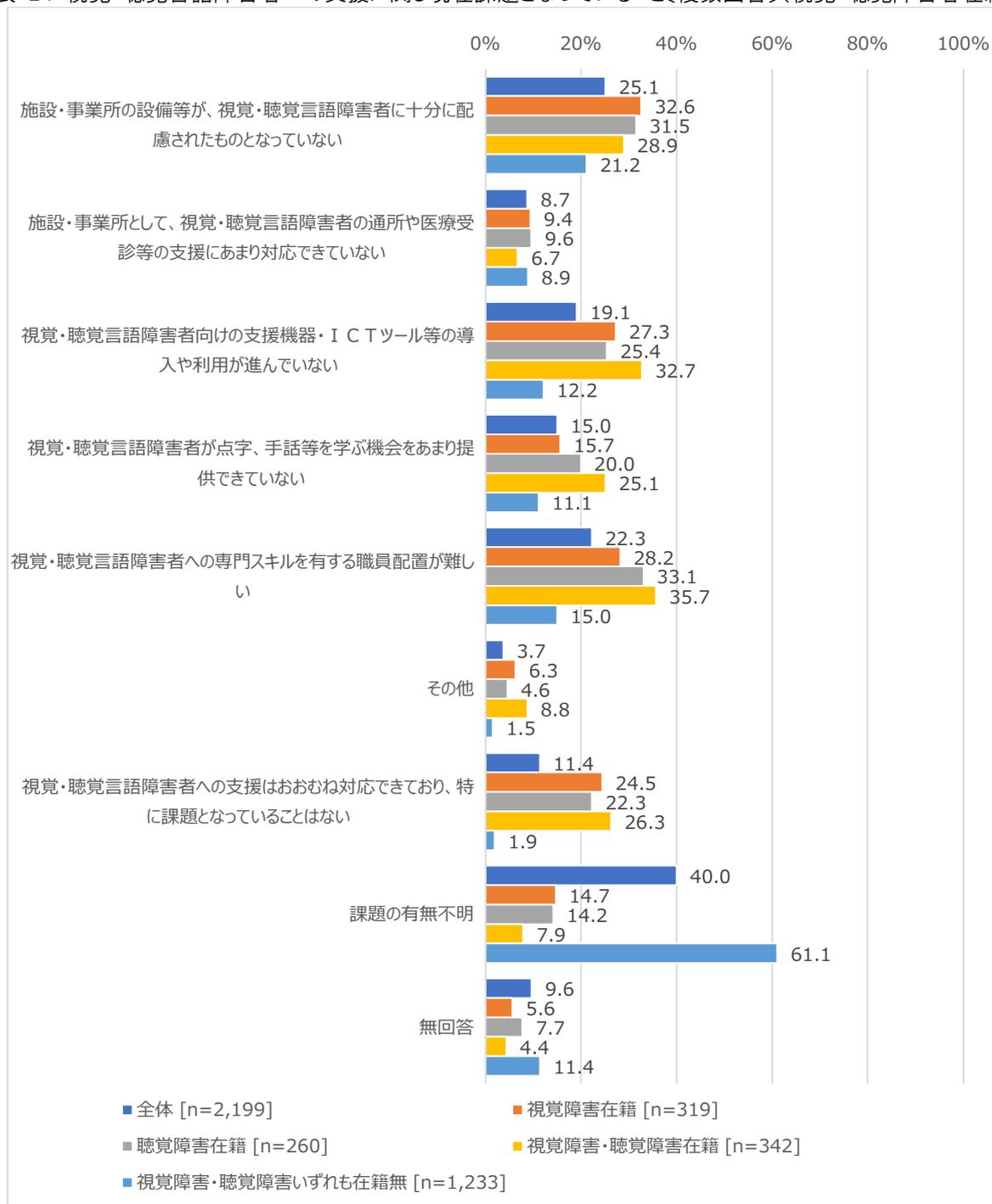
視覚・聴覚言語障害者への支援に関し現在課題となっていることとしては、「課題の有無不明」が40.0%となっているが、課題事項としては、「施設・事業所の設備等が、視覚・聴覚言語障害者に十分に配慮されたものとなっていない」が25.1%、「視覚・聴覚言語障害者への専門スキルを有する職員配置が難しい」が22.3%、「視覚・聴覚言語障害者向けの支援機器・ICTツール等の導入や利用が進んでいない」が19.1%等となっている。

図表 23 視覚・聴覚言語障害者への支援に関し現在課題となっていること〔複数回答〕



視覚障害者、聴覚障害者の在籍別で見ると、視覚障害者・聴覚障害者が在籍しない施設・事業所では「課題の有無不明」の割合が高く、課題認識がされていないところが多い。視覚障害者・聴覚障害者が在籍する施設・事業所では、「視覚・聴覚言語障害者への支援はおおむね対応できており、特に課題となっていることはない」が2～3割程度見られるが、施設・事業所の設備や職員配置等に課題意識を有するところも比較的多くなっている。

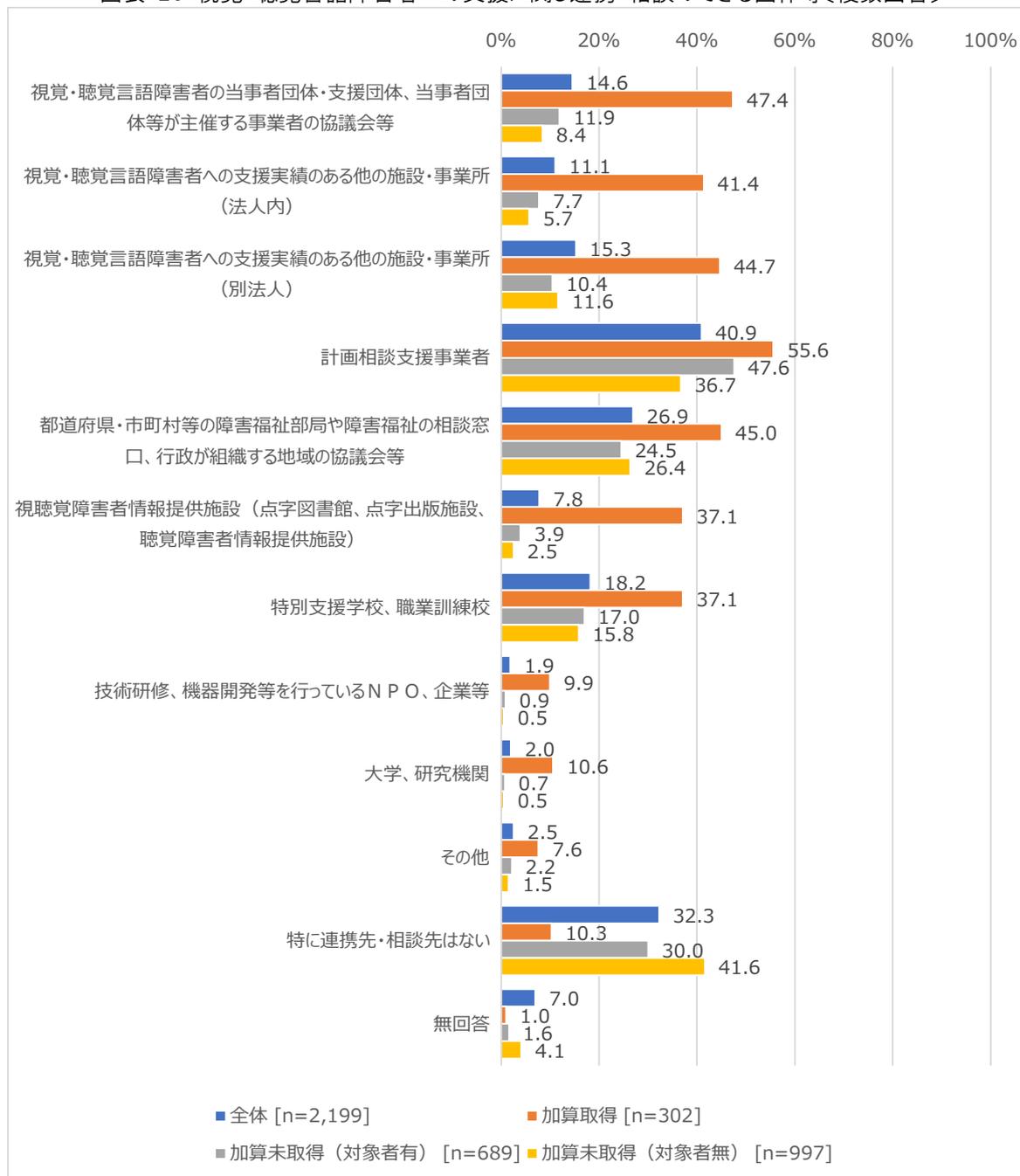
図表 24 視覚・聴覚言語障害者への支援に関し現在課題となっていること〔複数回答〕(視覚・聴覚障害者在籍別)



## ■ 視覚・聴覚言語障害者への支援に関し連携・相談のできる団体等

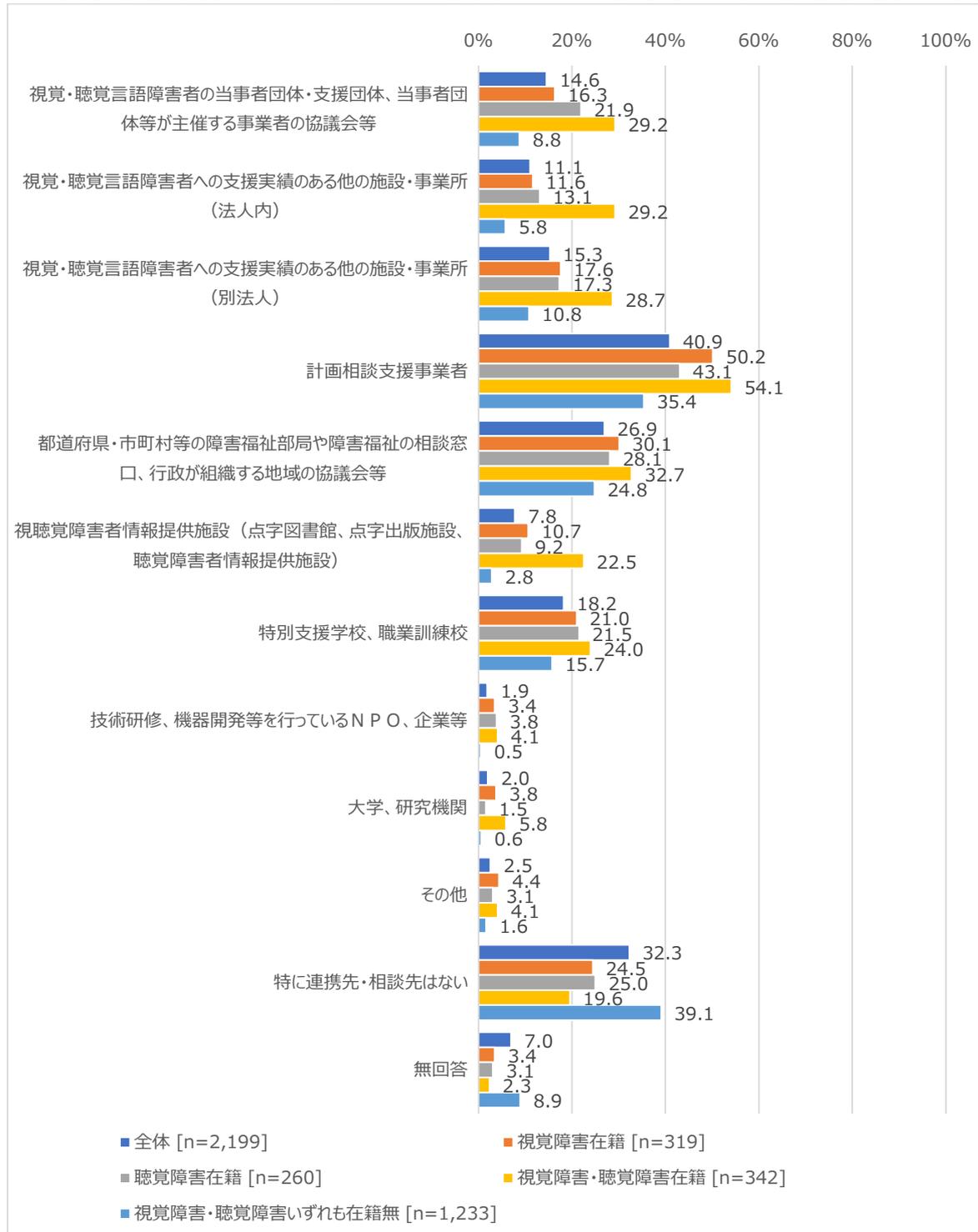
視覚・聴覚言語障害者への支援に関し連携・相談のできる団体等について聞いたところ、「計画相談支援事業者」が40.9%と最も割合が高く、次いで、「都道府県・市町村等の障害福祉部局や障害福祉の相談窓口、行政が組織する地域の協議会等」が26.9%となっている。一方、「特に連携先・相談先はない」は32.3%となっている。加算取得施設・事業所で全般的に連携・相談先が多い。

図表 25 視覚・聴覚言語障害者への支援に関し連携・相談のできる団体等〔複数回答〕



視覚障害者、聴覚障害者の在籍別で見ると、視覚障害者・聴覚障害者が在籍しない施設・事業所では「特に連携先・相談先はない」が多くなっている。連携・相談先については、全般的に、視覚障害者・聴覚障害者のいずれも在籍する施設・事業所で割合の高い傾向が見られる。

図表 26 視覚・聴覚言語障害者への支援に関し連携・相談のできる団体等〔複数回答〕(視覚・聴覚障害者 在籍別)

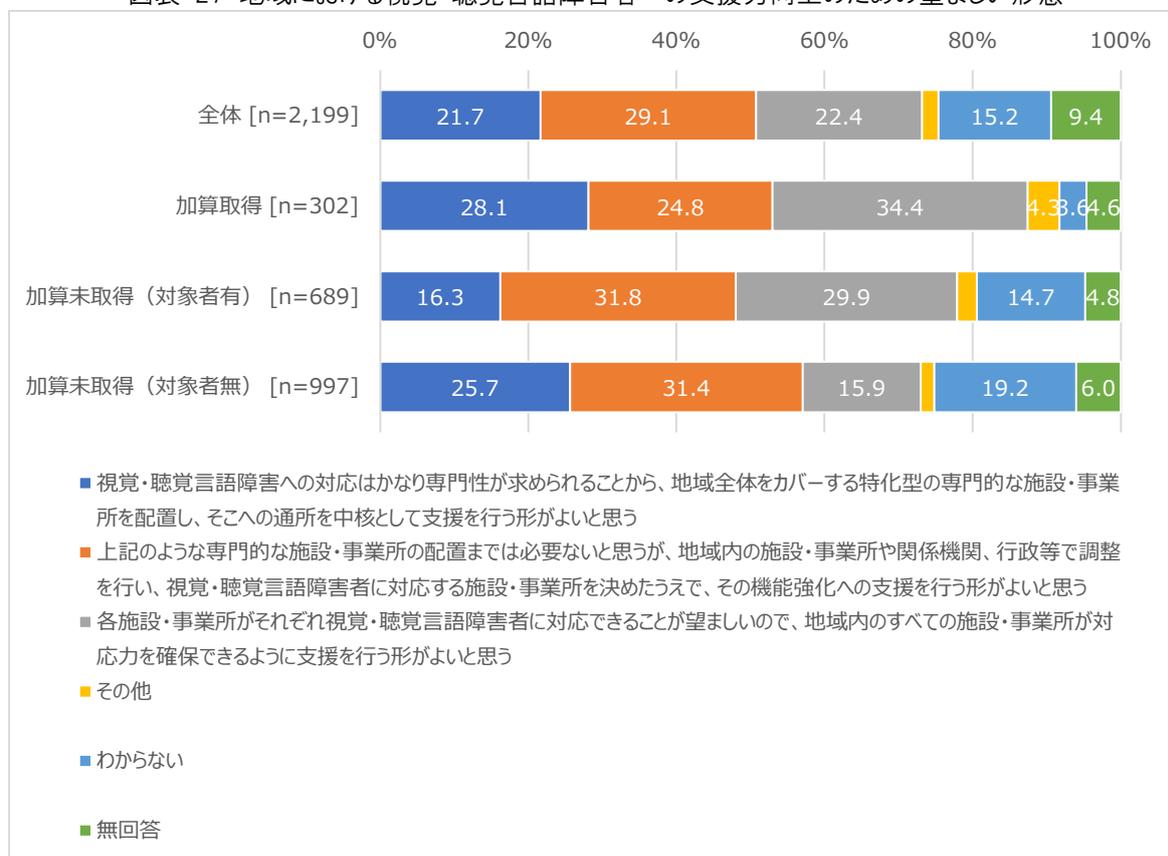


## ■ 地域における視覚・聴覚言語障害者への支援力の向上をめざすための望ましい形態

地域における視覚・聴覚言語障害者への支援力の向上をめざすための望ましい形態について事業所の考え方を聞いたところ、「専門的な施設・事業所の配置までは必要ないと思うが、地域内の施設・事業所や関係機関、行政等で調整を行い、視覚・聴覚言語障害者に対応する施設・事業所を決めたうえで、その機能強化への支援を行う形がよいと思う」が29.1%、「各施設・事業所がそれぞれ視覚・聴覚言語障害者に対応できることが望ましいので、地域内のすべての施設・事業所が対応力を確保できるように支援を行う形がよいと思う」が22.4%、「視覚・聴覚言語障害への対応はかなり専門性が求められることから、地域全体をカバーする特化型の専門的な施設・事業所を配置し、そこへの通所を中核として支援を行う形がよいと思う」が21.7%となっている。

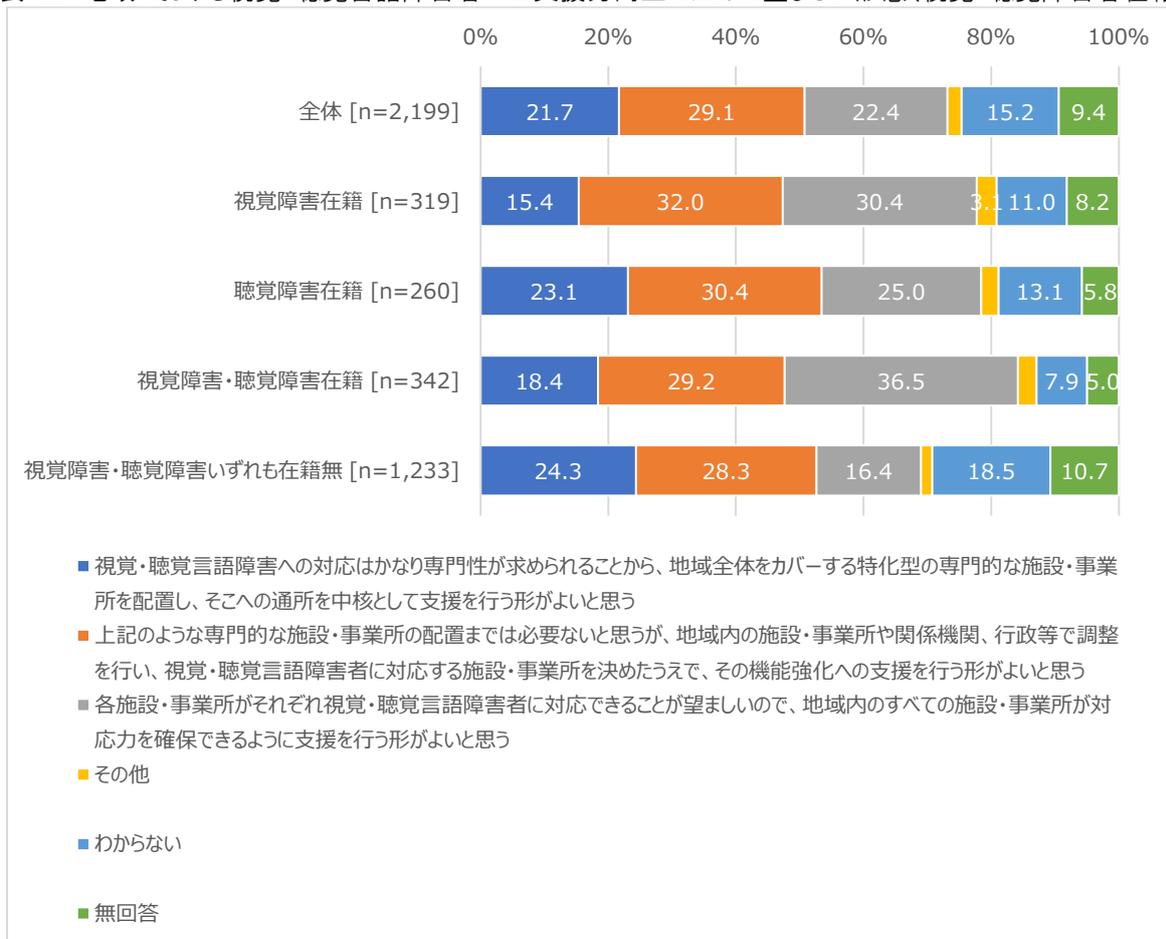
比較的思考方が分散しているが、加算取得施設・事業所では「各施設・事業所がそれぞれ視覚・聴覚言語障害者に対応できることが望ましいので、地域内のすべての施設・事業所が対応力を確保できるように支援を行う形がよいと思う」という事業所が多くなっている。

図表 27 地域における視覚・聴覚言語障害者への支援力向上のための望ましい形態



視覚障害者、聴覚障害者の在籍別で見ると、視覚障害者・聴覚障害者のいずれも在籍する施設・事業所では、「各施設・事業所がそれぞれ視覚・聴覚言語障害者に対応できることが望ましいので、地域内のすべての施設・事業所が対応力を確保できるように支援を行う形がよいと思う」が比較的多くなっており、一方、視覚障害者・聴覚障害者のいずれも在籍しない施設・事業所では、「視覚・聴覚言語障害への対応はかなり専門性が求められることから、地域全体をカバーする特化型の専門的な施設・事業所を配置し、そこへの通所を中核として支援を行う形がよいと思う」と「専門的な施設・事業所の配置までは必要ないと思うが、地域内の施設・事業所や関係機関、行政等で調整を行い、視覚・聴覚言語障害者に対応する施設・事業所を決めたうえで、その機能強化への支援を行う形がよいと思う」が比較的多くみられる。

図表 28 地域における視覚・聴覚言語障害者への支援力向上のための望ましい形態（視覚・聴覚障害者在籍別）

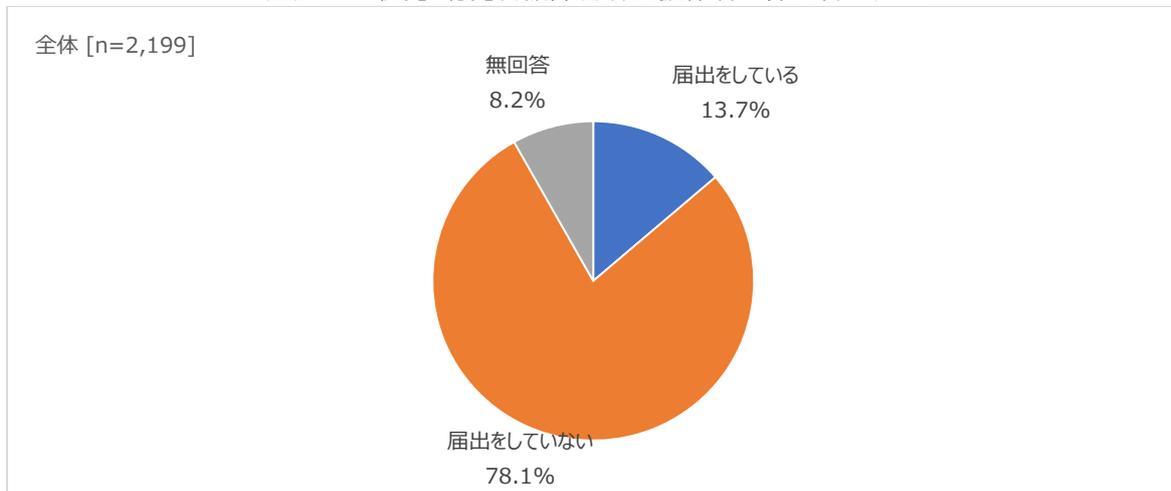


### ③視覚・聴覚言語障害者支援体制加算について

#### ■ 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の届出状況

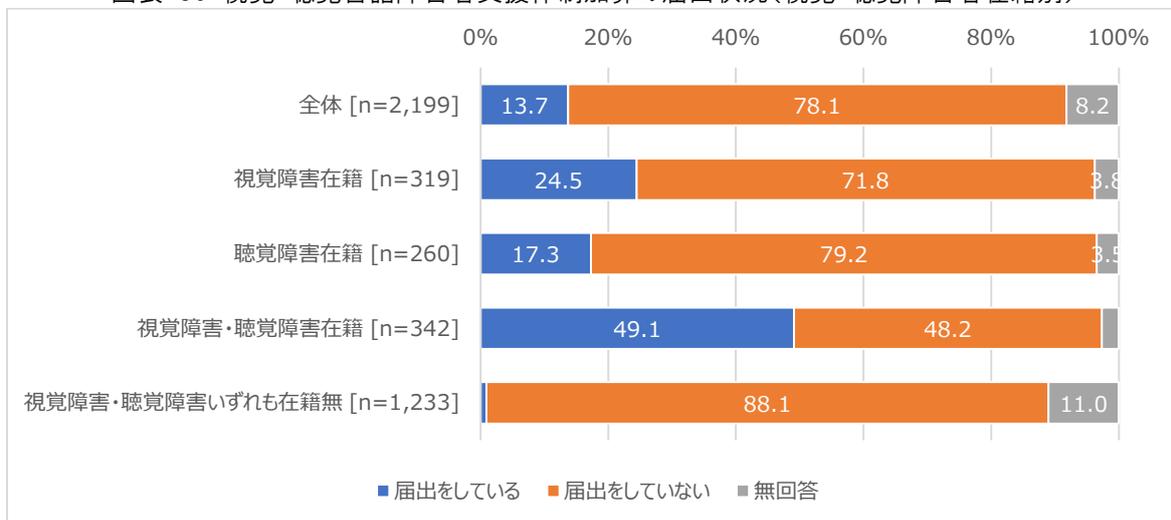
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の届出状況は、「届出をしていない」が78.1%、「届出をしている」が13.7%となっている。

図表 29 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の届出状況



視覚障害者、聴覚障害者の在籍別で見ると、視覚障害者が在籍している施設・事業所では24.5%、聴覚障害者が在籍している施設・事業所では17.3%、視覚障害者・聴覚障害者いずれも在籍している施設・事業所では49.1%が加算の届出をしている。

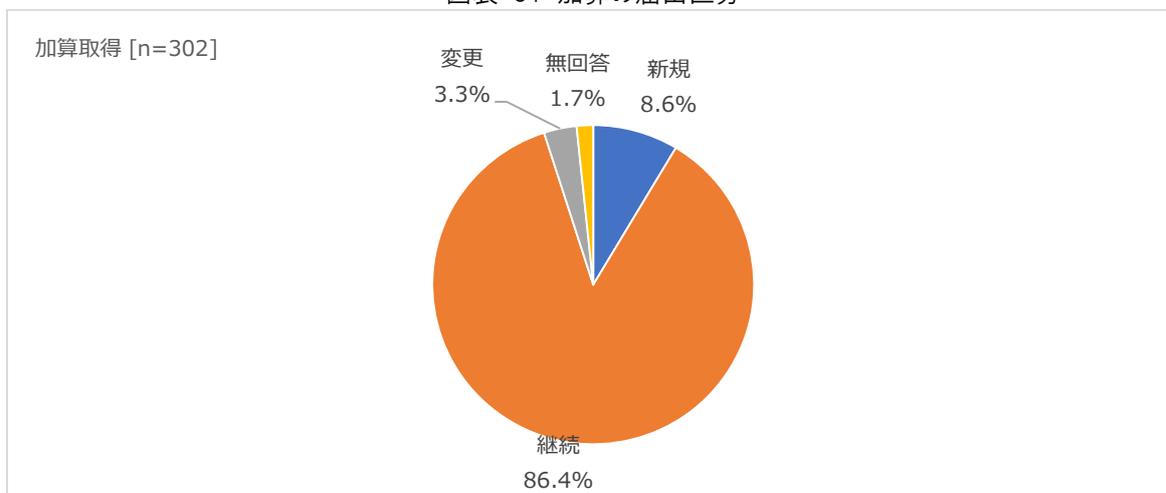
図表 30 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の届出状況(視覚・聴覚障害者在籍別)



## ■ 加算届出事業所の状況

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の届出を行っている事業所に、届出の内容について聞いたところ、届出の区分は、「継続」が86.4%、「新規」が8.6%、「変更」が3.3%となっている。

図表 31 加算の届出区分



届出の利用者要件について、前年度の平均利用者数は平均で33.1人、うち30%が9.9人に対し、加算要件に該当する視覚・聴覚言語障害者の数は22.2人となっている。

図表 32 届出の利用者要件

	全体 [n=246]
前年度の平均利用者数	33.1
うち30%	9.9
加算要件に該当する視覚・聴覚言語障害者の数	22.2
うち視覚障害のある者の数	12.0
うち聴覚障害のある者の数	6.9
うち言語機能障害のある者の数	7.1

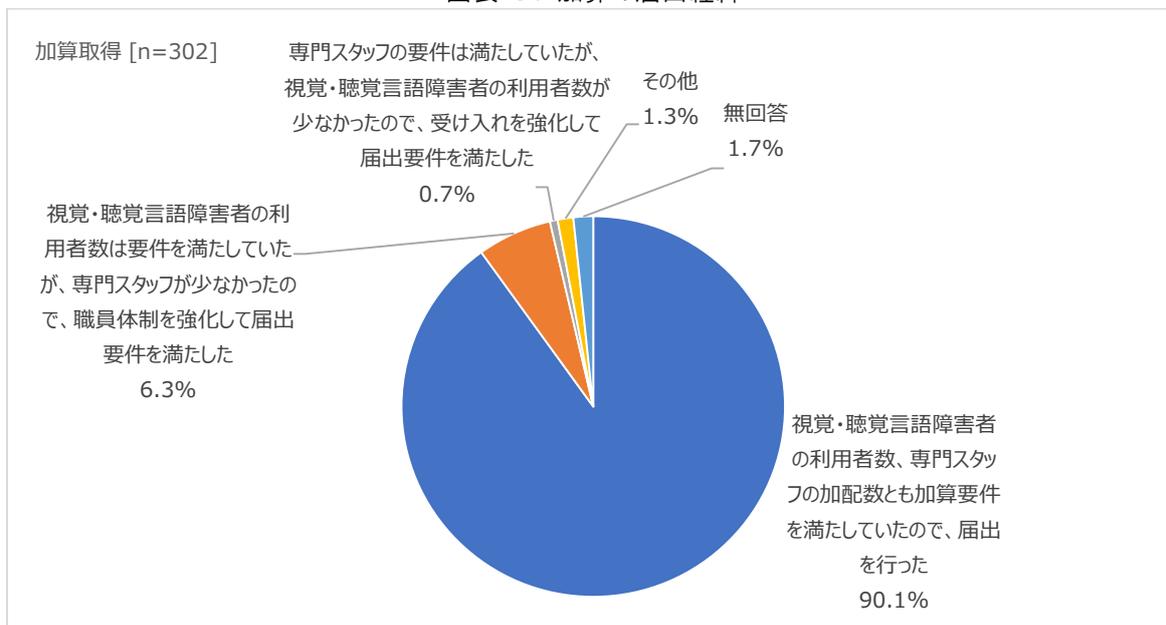
届出の加配従業者要件について、加配必要数は平均で0.6人、加配する従業者数は1.8人となっている。

図表 33 届出の従業者要件

	全体 [n=180]
加配必要数 (利用者数÷50)	0.6
加配する従業者数 (常勤換算)	1.8

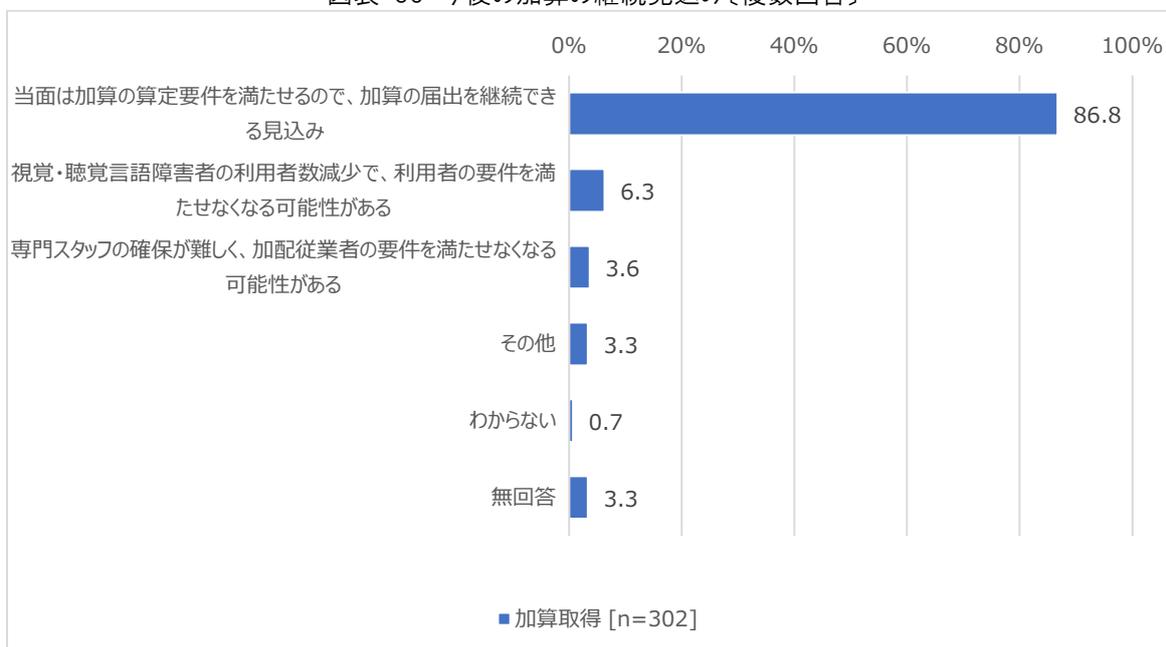
加算の届出経緯について聞いたところ、「視覚・聴覚言語障害者の利用者数、専門スタッフの加配数とも加算要件を満たしていたので、届出を行った」が90.1%とほとんどを占める。

図表 34 加算の届出経緯



今後の加算の継続見込みは、「当面は加算の算定要件を満たせるので、加算の届出を継続できる見込み」が86.8%とほとんどを占める。

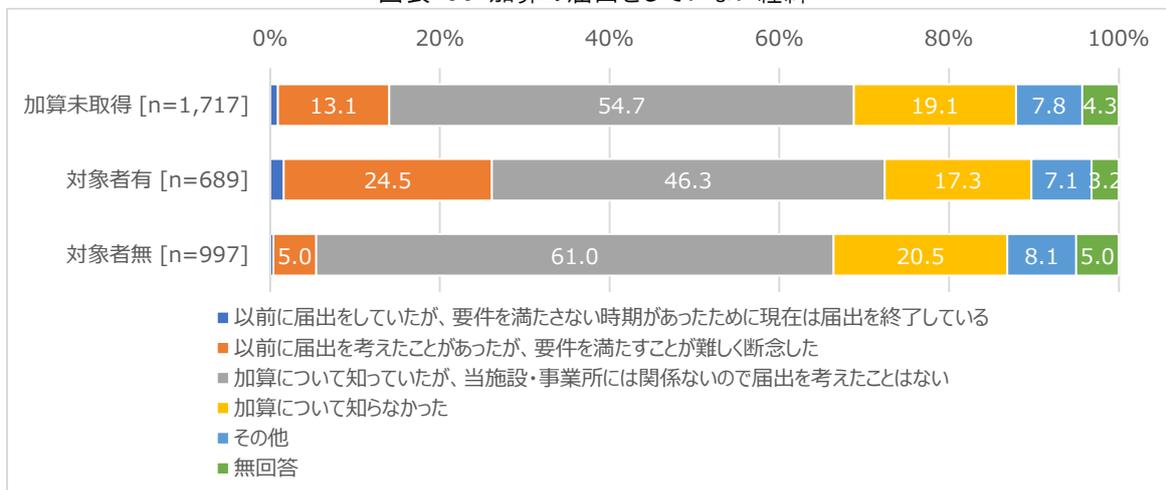
図表 35 今後の加算の継続見込み〔複数回答〕



## ■ 加算の届出をしていない事業所の状況

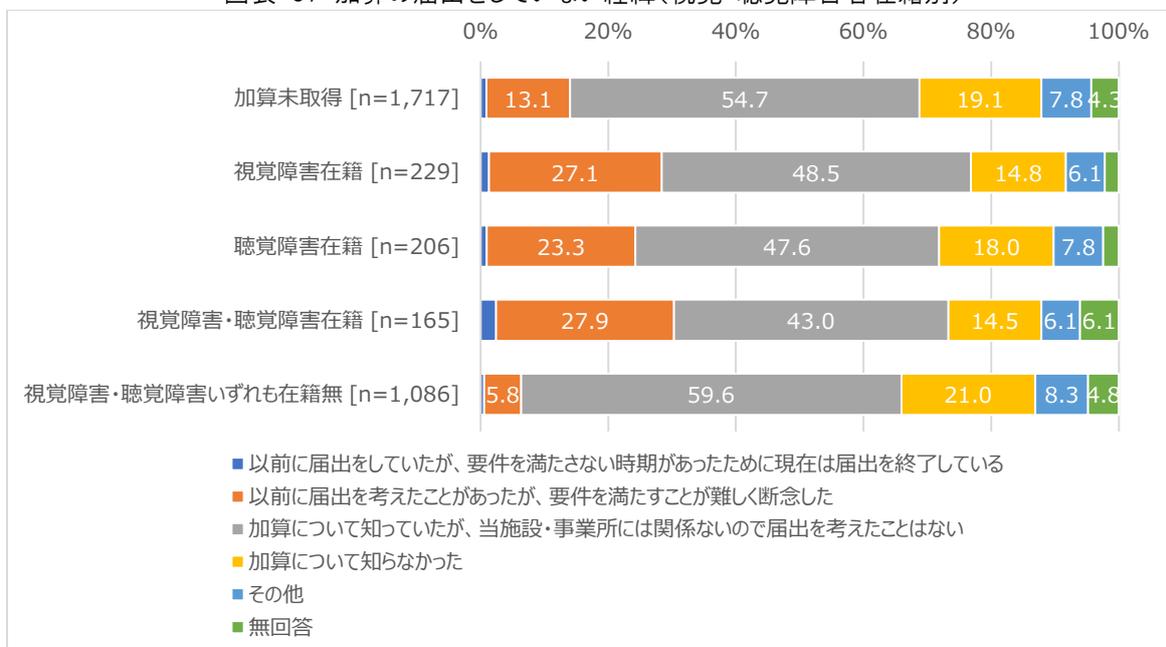
加算の届出をしていない事業所に、その経緯を聞いたところ、「加算について知っていたが、当施設・事業所には関係ないので届出を考えたことはない」が54.7%と最も多く、次いで、「加算について知らなかった」が19.1%、「以前に届出を考えたことがあったが、要件を満たすことが難しく断念した」が13.1%となっている。

図表 36 加算の届出をしていない経緯



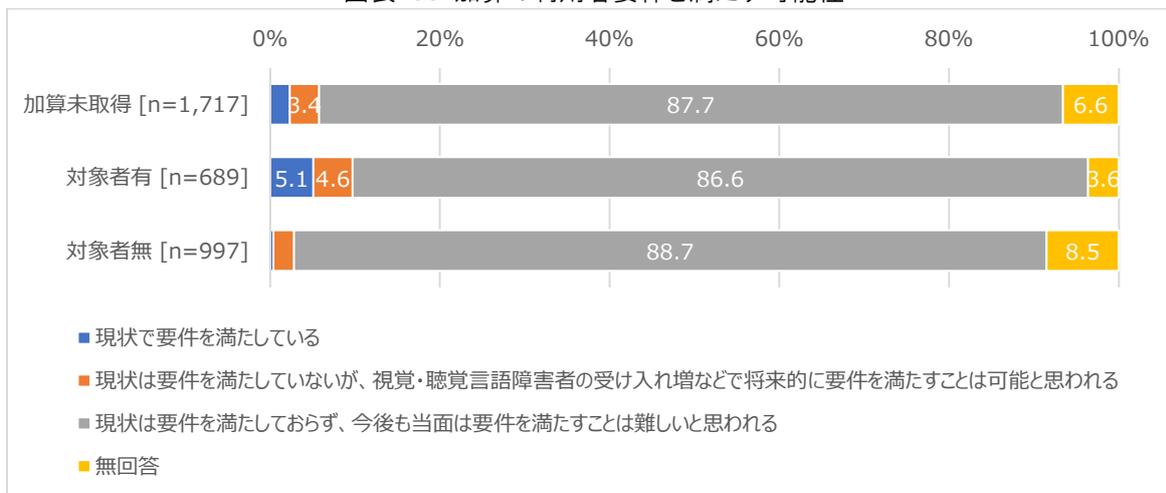
視覚障害者、聴覚障害者の在籍別で見ると、視覚障害者・聴覚障害者いずれも在籍していない施設・事業所では、「加算について知っていたが、当施設・事業所には関係ないので届出を考えたことはない」が多くなっている。一方、視覚障害者・聴覚障害者いずれかが在籍している施設・事業所では、「以前に届出を考えたことがあったが、要件を満たすことが難しく断念した」が比較的多い傾向が見られる。

図表 37 加算の届出をしていない経緯(視覚・聴覚障害者在籍別)



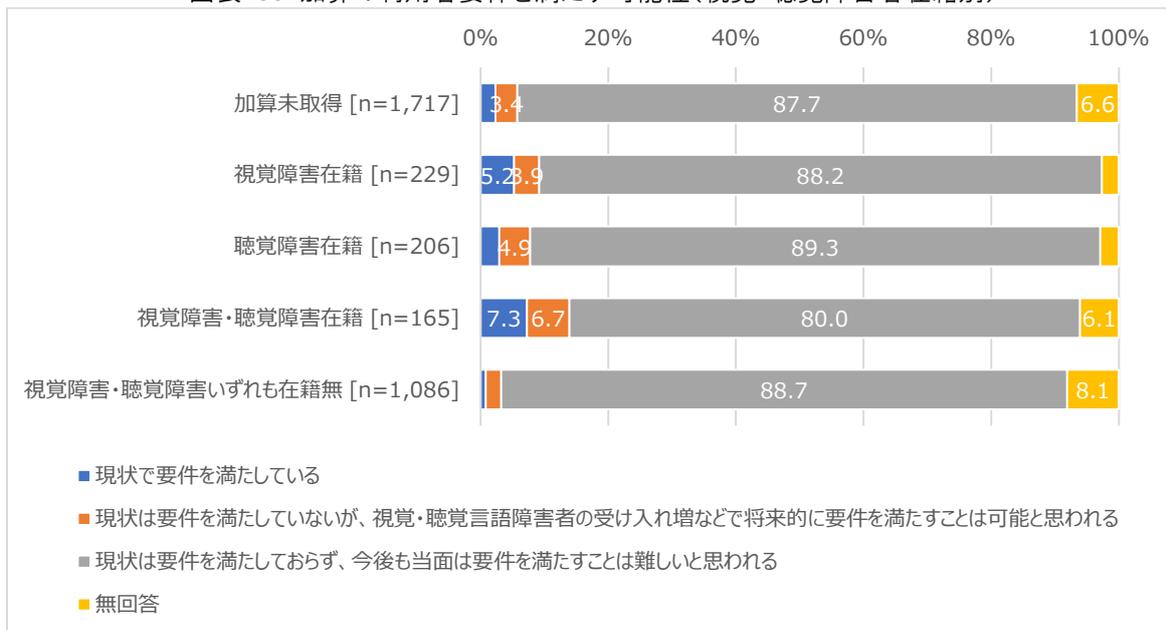
加算の利用者要件を満たす今後の可能性を聞いたところ、「現状は要件を満たしておらず、今後も当面は要件を満たすことは難しいと思われる」が87.7%と多くなっている。

図表 38 加算の利用者要件を満たす可能性



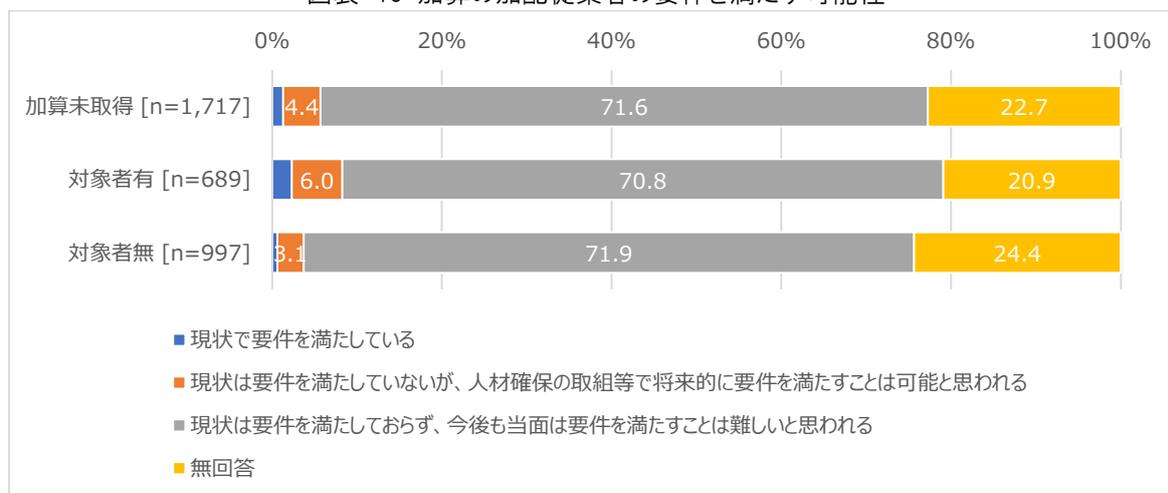
視覚障害者、聴覚障害者の在籍別で見ると、いずれも、「現状は要件を満たしておらず、今後も当面は要件を満たすことは難しいと思われる」が多くなっている。

図表 39 加算の利用者要件を満たす可能性(視覚・聴覚障害者在籍別)



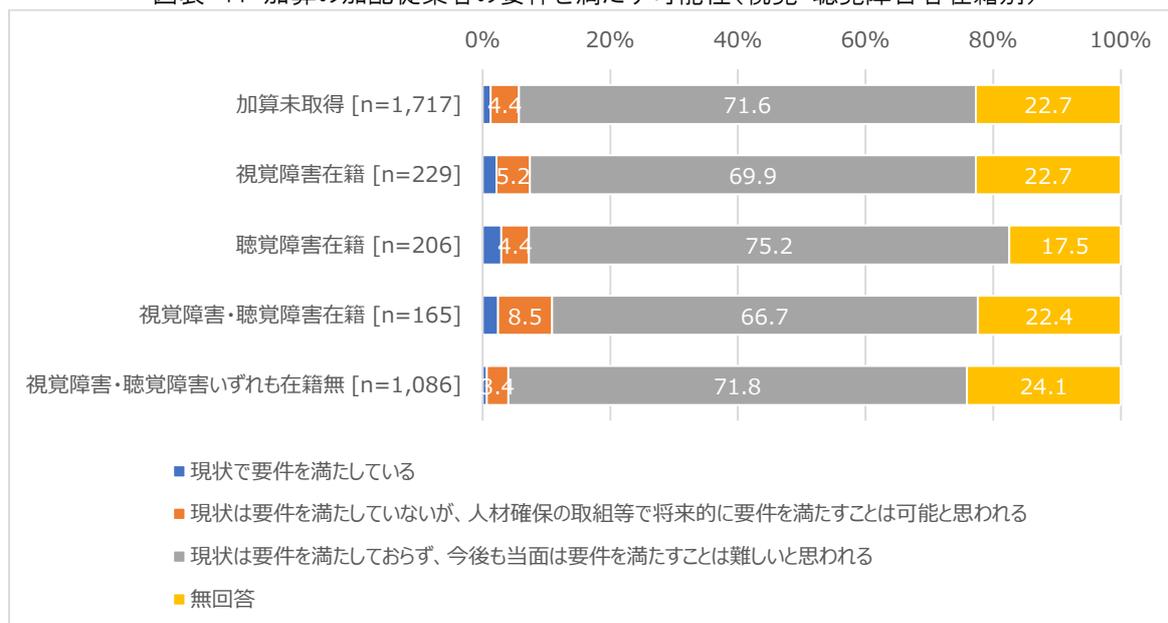
加算の加配従業者の要件を満たす今後の可能性を聞いたところ、「現状は要件を満たしておらず、今後も当面は要件を満たすことは難しいと思われる」が71.6%と多くなっている。

図表 40 加算の加配従業者の要件を満たす可能性



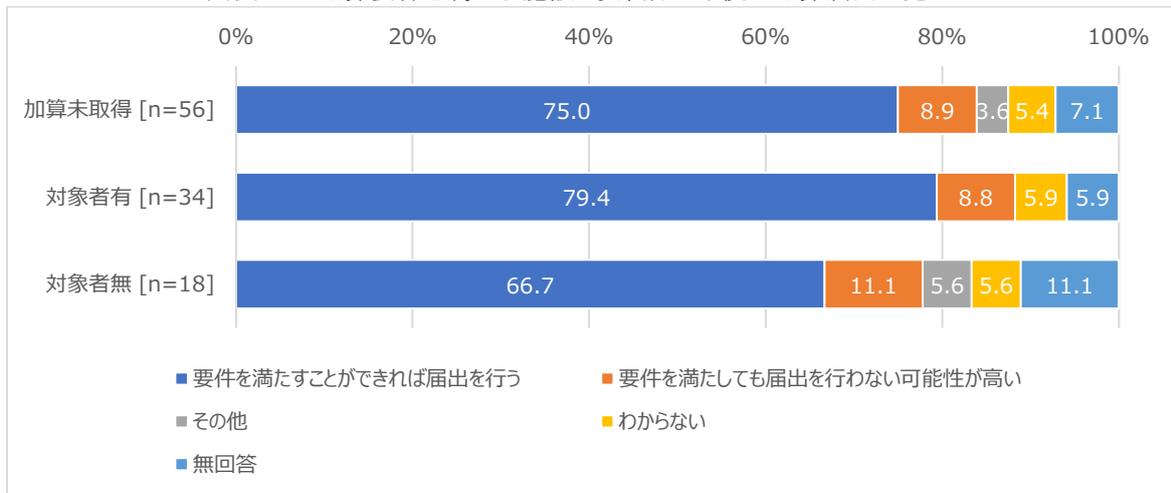
視覚障害者、聴覚障害者の在籍別で見ると、いずれも、「現状は要件を満たしておらず、今後も当面は要件を満たすことは難しいと思われる」が多くなっている。

図表 41 加算の加配従業者の要件を満たす可能性(視覚・聴覚障害者在籍別)



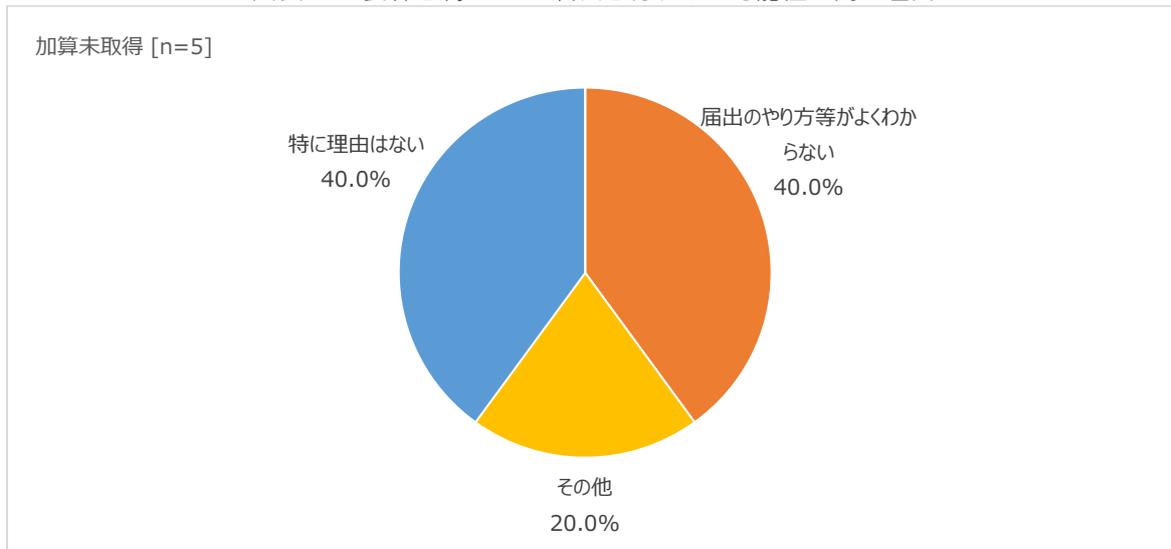
加算の届出をしていないが、加算要件を満たしている・満たす可能性のある事業所に、今後の加算届出の見込みを聞いたところ、「要件を満たすことができれば届出を行う」が75.0%と多くなっている。

図表 42 加算要件を満たす施設・事業所の今後の加算届出の見込み



「要件を満たしても届出を行わない可能性が高い」と回答した事業所に、その理由を聞いたところ、「届出のやり方等がよくわからない」が40.0%、「特に理由はない」が40.0%となっている。（なお、本問の回答事業所は5事業所で標本数が少なくなっている。）

図表 43 要件を満たしても届出を行わない可能性が高い理由



## ④自由意見

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、施設・事業所における視覚・聴覚言語障害者への支援等に関し、自由に意見等を聞いたところ、約300の事業所より、さまざまな意見が寄せられた。加算に関しては、要件の緩和を求める意見等が見られる。

### (主な意見等)

- 利用者の要件を満たすハードルが高い。加算対象利用者が1人減ると30%に満たなくなり加算が急に算定できなくなるのは厳しい。
  - 視覚・聴覚言語障害者への支援は、様々な方法を用いてコミュニケーションをとる必要もあり、きちんと情報保障をするためには加算の人数以上に職員数が必要です。通常の介護支援に追われながら、職員のスキルアップもしていくのがとても難しい状況です。
  - 盲重複、ろう重複障害者は特にコミュニケーション支援量が多く、別途加算の必要性がある。
  - 現在の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算は、対象利用者が30%以上利用していないと算定出来ないため、対象利用者の割合に応じた加算区分があってもよいと考える。
  - 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の算定要件の基準が厳しすぎるのではないかと感じております。基準が下がることによって各事業所での視覚・聴覚言語障害者の受け入れを、より積極的に行う事業所が増えるのではないかと考えております。
  - 全利用者の30%以上という加算条件は、B型事業所（特に視覚・聴覚言語障害に特化した作業所以外）は、一人のニーズに合わせて利用してもらおうと、支援者一人以上必要となる。一人の利用でも加算対象になると受け入れ体制を整える事業所も出てくると思われる。
  - 適切なITツールがあれば活用していきたい。全国的に推奨されるソフトが開発されれば視覚・聴覚の方も対応しやすいのではないのでしょうか。
  - 視覚聴覚言語障害者の方、特に視覚聴覚障害者支援において、個別対応だけでは難しいことが多々あり、ハード面の整備や情報提供における手段等、施設や事業所全体の体制を整えなければ対応出来ないことが多い。視覚聴覚障害者の方、ましてや言うろうの方、或いは盲重複障害者（視覚と知的障害）、ろう重複障害者（聴覚と知的障害）の方への支援においてはこれらが一層必要になり、支援者側の個別対応および体制的対応をしっかり整備する必要がある。
  - 視覚・聴覚言語障害者を受け入れるため、支援員の専門性を高める研修等を充実させてもらいたい。視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の要件を緩和することも必要かと思えます。
  - 視覚・聴覚言語障害者への対応は資格保有者や実務経験を持つ者がいなければ対応が困難だと思われる。一般のスタッフ向けの講習会等を通して対応を学ぶ機会が今後増えてくれれば良いと思う。
  - 視覚障害者支援を実施している施設は数が少なく、地域に偏りがあるため、受け入れてくれる事業所を各地に増やすことが必要である。福祉サービス事業者が視覚障害者を受け入れやすくするよう、必要な環境や支援方法について理解を促すための研修などを増やしてほしい。視覚障害者専用の支援機器については高額なものも多い為、購入の際に独自の助成金などを整備してほしい。
  - 就労継続支援B型事業所で視覚障害者の受け入れが少ないのは、視覚障害者のできる作業が見いだせてない事も原因の一つである。また、視覚障害者の受け入れにはスクリーンリーダーや拡大読書器等、支援機器・設備が必要となる。設備投資等への助成制度があれば支援機関が増える可能性がある。
  - 視覚・聴覚障害者とそれ以外の障害者の混在での支援はノウハウがないと厳しいと思う。支援のガイドラインなどがあれば受け入れし易くなる可能性はあると思う。
  - 視覚及び聴覚言語障害のある方についての支援は専門的な知識や技術が求められるため、実際に受け入れ実績のない既存の障害福祉サービス事業所（特に知的・精神）での受け入れは簡単なことではないと感じています。障害福祉サービス事業所は多様な障害特性に対応していく必要があるという意識づけや、強度行動障害支援者養成研修のように視覚・聴覚言語障害者に対する専門性を高める研修の位置づけ等も必要になってくると思います。
- 等

## ⑤利用者の状況

◆利用者の集計にあたっては、利用者の視覚・聴覚・言語機能障害の区分でクロス集計を行った。なお、重複障害の場合はそれぞれの区分に含む。図表では、次のように表記している。

- ・視覚障害のある利用者：「**視覚障害**」
- ・聴覚障害のある利用者：「**聴覚障害**」
- ・言語機能障害のある利用者：「**言語機能障害**」

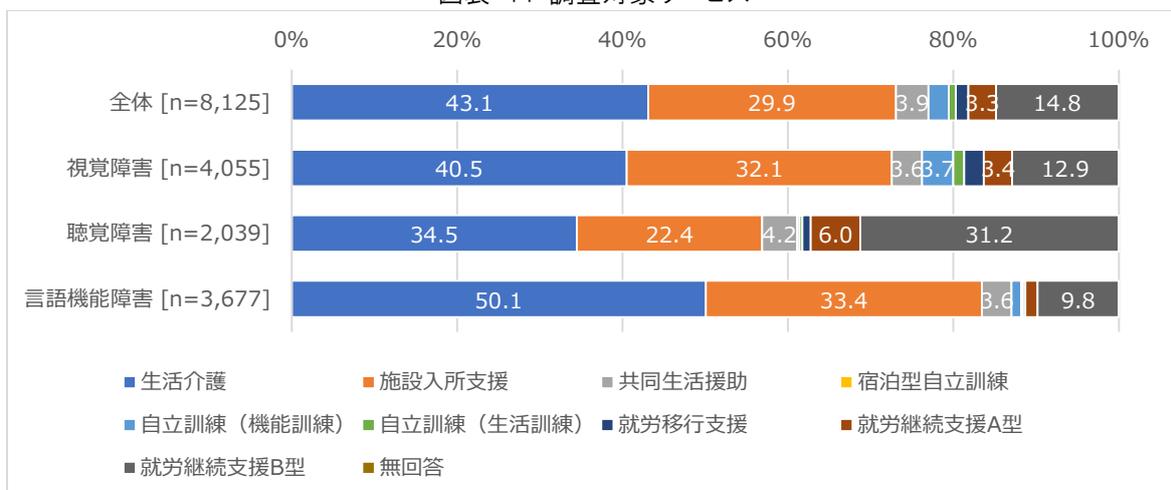
◆また、利用者のうち、視覚障害、聴覚障害及び他の障害との重複に着目した集計も実施した。図表では、次のように表記している。

- ・視覚障害のみの利用者：「**視覚**」
- ・聴覚障害のみの利用者：「**聴覚**」
- ・視覚障害と聴覚障害のいずれもある利用者：「**視覚+聴覚**」
- ・視覚障害に他の身体障害、知的障害等を重複する利用者：「**視覚・重複**」
- ・聴覚障害に他の身体障害、知的障害等を重複する利用者：「**聴覚・重複**」
- ・視覚障害+聴覚障害に他の身体障害、知的障害等を重複する利用者：「**視覚+聴覚・重複**」

## ■ 利用サービス

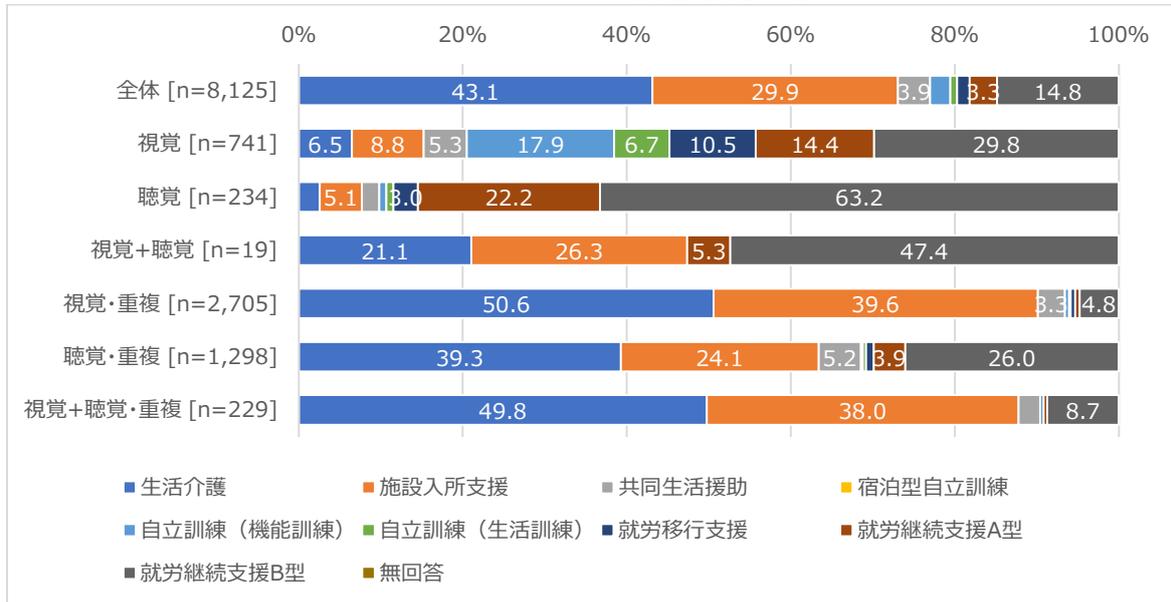
利用者が利用しているサービスは、「生活介護」が43.1%、「施設入所支援」が29.9%、「就労継続支援B型」が14.8%、「共同生活援助」が3.9%、「就労継続支援A型」が3.3%、「自立訓練（機能訓練）」が2.4%、「就労移行支援」が1.5%、「自立訓練（生活訓練）」が0.8%となっている。聴覚障害は「就労継続支援B型」の利用が比較的多い。

図表 44 調査対象サービス



視覚障害、聴覚障害及び他障害との重複の有無別で見ると、視覚のみ、聴覚のみ、視覚+聴覚のみの場合は、「就労継続支援B型」の利用が多い。一方、他障害重複の場合は、「生活介護」「施設入所支援」が多くなっている。

図表 45 利用しているサービス(視覚・聴覚・重複有無別)

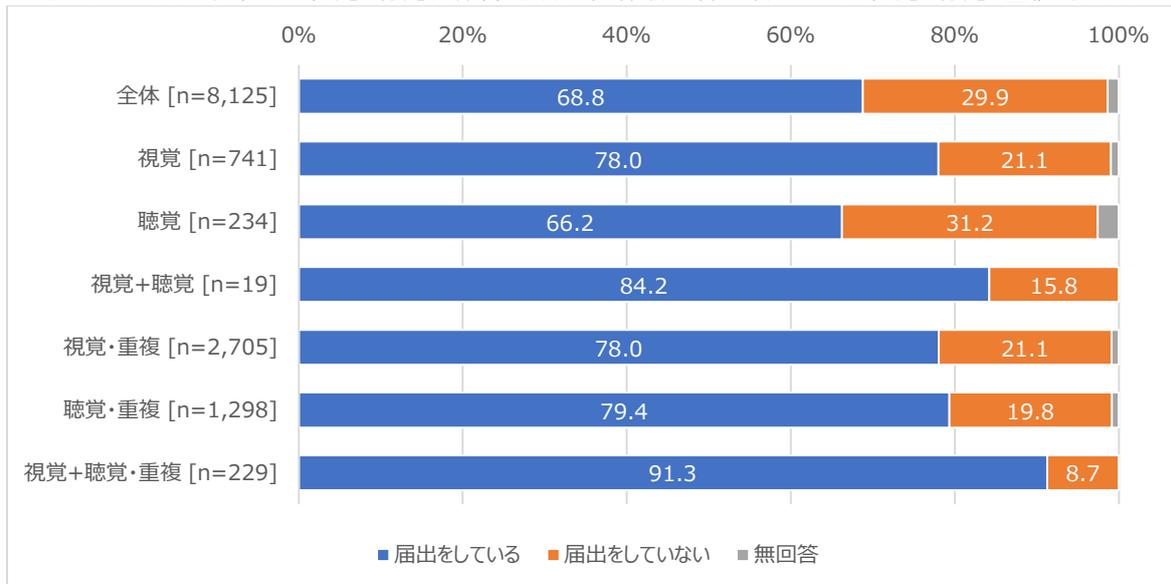


### ■ 利用事業所の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の届出状況

利用者が属する施設・事業所の加算届出状況で利用者の割合を見ると、全体では、「届出をしている」が68.8%、「届出をしていない」が29.9%となっており、加算事業所に属する利用者が多い。

視覚障害、聴覚障害及び他障害との重複の有無別で見ると、聴覚のみの利用者の場合、ほぼ全体と同様の傾向となっているが、他については、「届出をしている」の割合が比較的高くなっている。

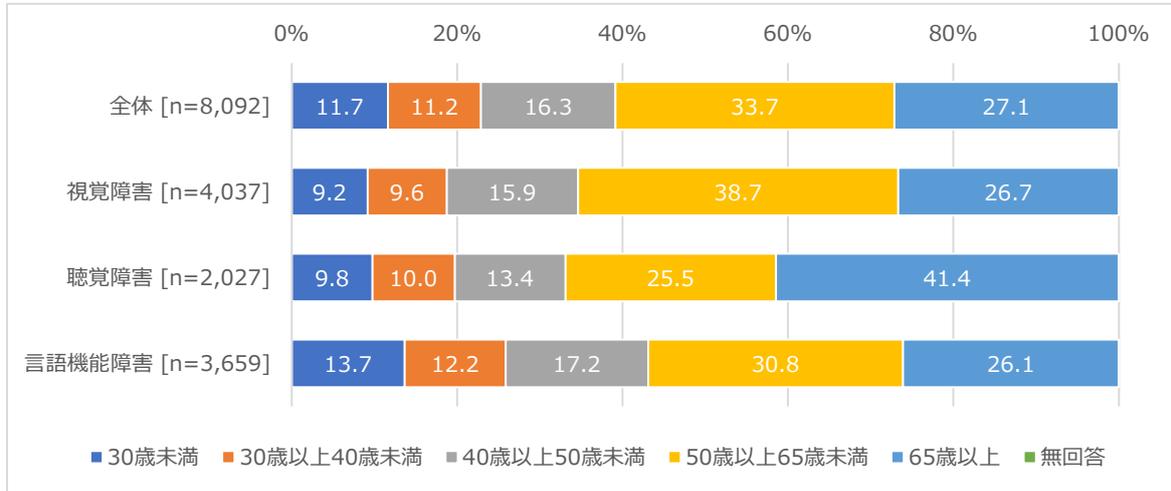
図表 46 利用事業所の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の届出状況(視覚・聴覚・重複有無別)



## ■ 年齢

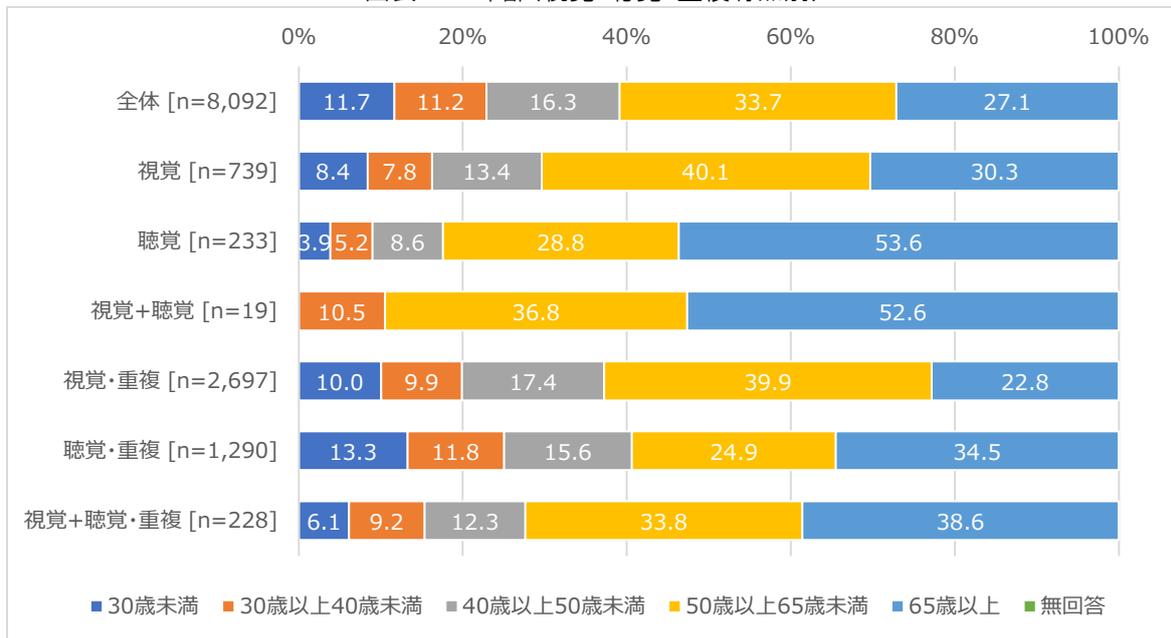
年齢は、「50歳以上65歳未満」が33.7%、「65歳以上」が27.1%、「40歳以上50歳未満」が16.3%、「30歳未満」が11.7%、「30歳以上40歳未満」が11.2%となっている。比較的高年齢層が多い。平均年齢は52.8歳となっている。

図表 47 年齢



視覚障害、聴覚障害及び他障害との重複の有無別で見ると、聴覚、視覚+聴覚では「65歳以上」が多くなっている。視覚では「50歳以上65歳未満」が多くなっている。

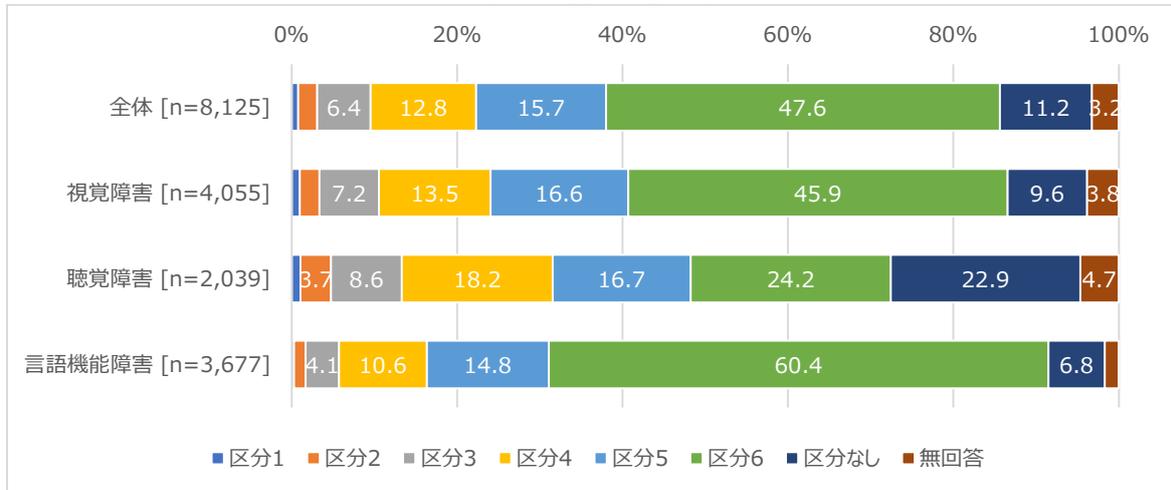
図表 48 年齢(視覚・聴覚・重複有無別)



## ■ 障害支援区分

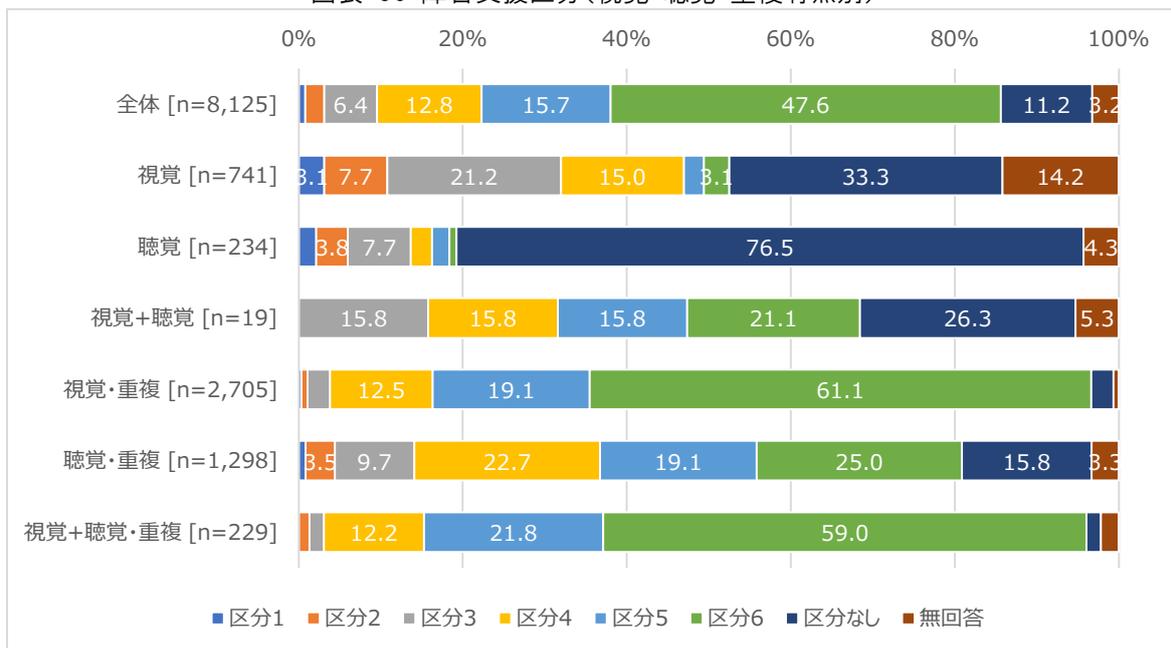
障害支援区分は、「区分6」が47.6%とほぼ半数となっており、次いで、「区分5」が15.7%、「区分4」が12.8%等となっている。言語機能障害で「区分6」が多い。

図表 49 障害支援区分



視覚障害、聴覚障害及び他障害との重複の有無別で見ると、視覚のみ、聴覚のみの場合は、「区分なし」が多い。一方、他障害重複の場合は、「区分6」が多くなっている。

図表 50 障害支援区分(視覚・聴覚・重複有無別)



## ■ 現施設・事業所のサービス利用を開始してからの期間

現施設・事業所のサービス利用を開始してからの期間を聞いたところ、平均で14.9年となっている。

図表 51 現施設・事業所のサービス利用を開始してからの期間

	全体 [n=7,464]	視覚障害 [n=3,684]	聴覚障害 [n=1,945]	言語機能障害 [n=3,391]
平均期間 (年)	14.9	16.1	13.5	15.1

視覚障害、聴覚障害及び他障害との重複の有無別で見ると、他障害重複の場合に平均年数が長くなっている。

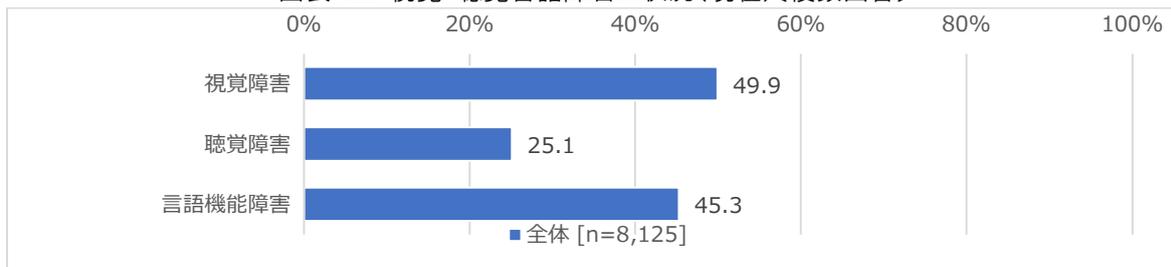
図表 52 現施設・事業所のサービス利用を開始してからの期間(視覚・聴覚・重複有無別)

(年)	全体 [n=7,464]	視覚 [n=616]	聴覚 [n=219]	視覚+聴覚 [n=19]	視覚・重複 [n=2,492]	聴覚・重複 [n=1,242]	視覚+聴覚・重 複 [n=213]
平均値	14.9	6.5	9.0	11.5	19.0	14.5	17.4

## ■ 視覚・聴覚言語障害の状況

現在の視覚・聴覚言語障害の状況は、「視覚障害」が49.9%、「言語機能障害」が45.3%、「聴覚障害」が25.1%となっている。

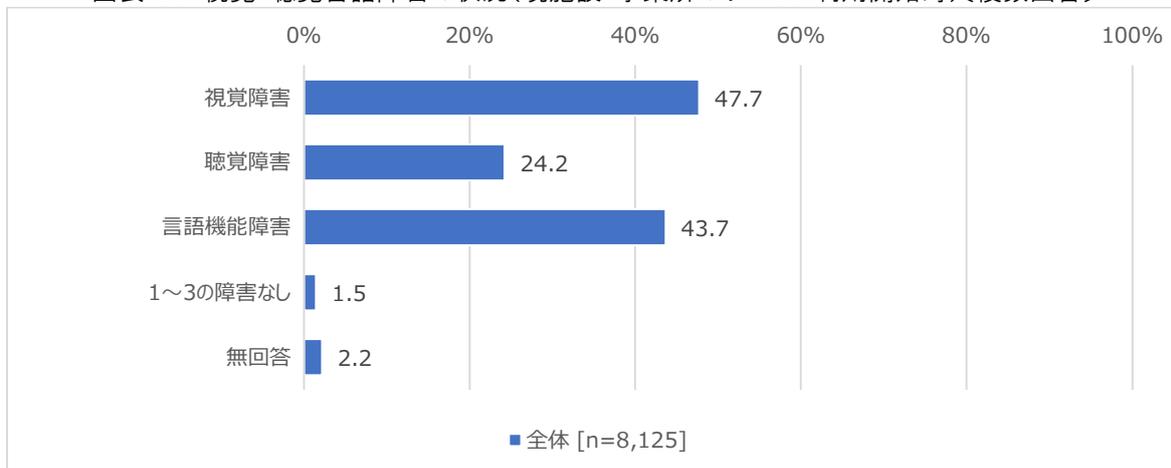
図表 53 視覚・聴覚言語障害の状況(現在)[複数回答]



※調査では、利用者の障害の有無について、施設・事業所の判断による回答を求めた。そのため、特に言語機能障害に関しては、身体障害による言語機能障害のほか、知的障害、発達障害等に由来し発話の難しい障害者が「言語機能障害」と判断されている場合も含まれる

現施設・事業所のサービス利用開始時の状況を聞いたところ、「視覚障害」が47.7%、「言語機能障害」が43.7%、「聴覚障害」が24.2%であり、現在とほぼ同様である。一方、「1~3の障害なし」は1.5%となっており、サービス利用後に視覚・聴覚言語障害になった利用者は少ない。

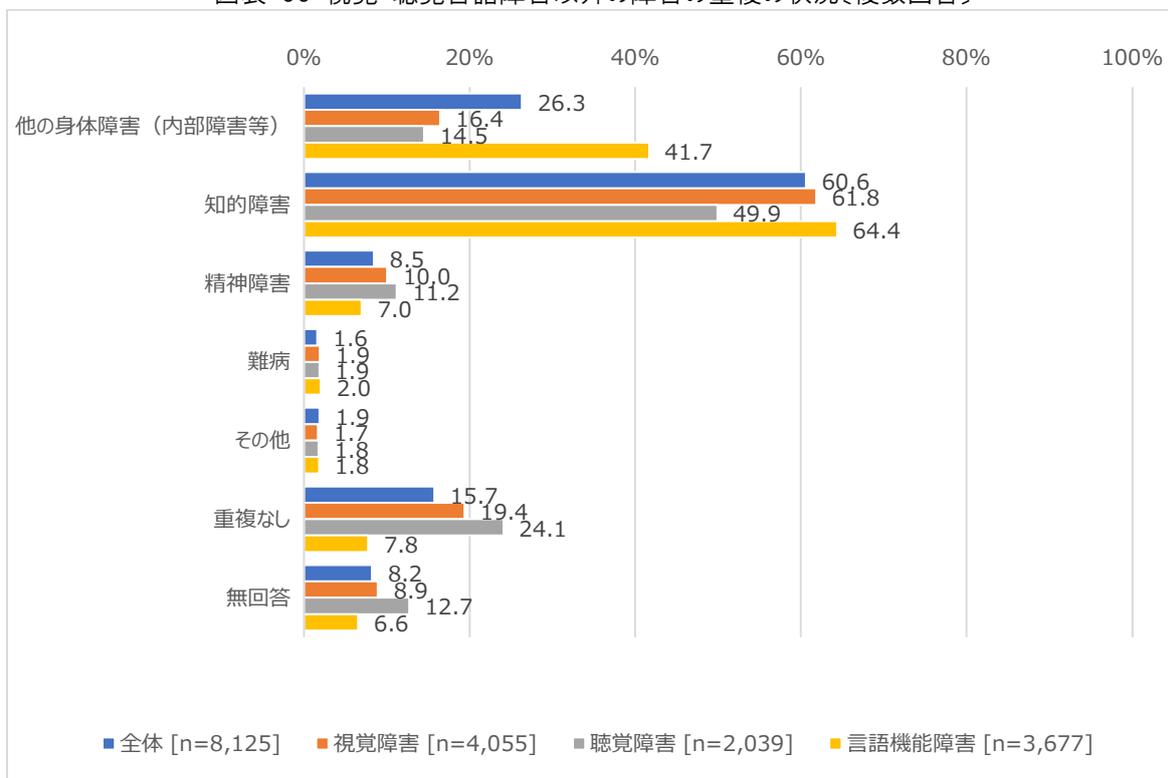
図表 54 視覚・聴覚言語障害の状況(現施設・事業所のサービス利用開始時)[複数回答]



■ 視覚・聴覚言語障害以外の障害の重複の状況

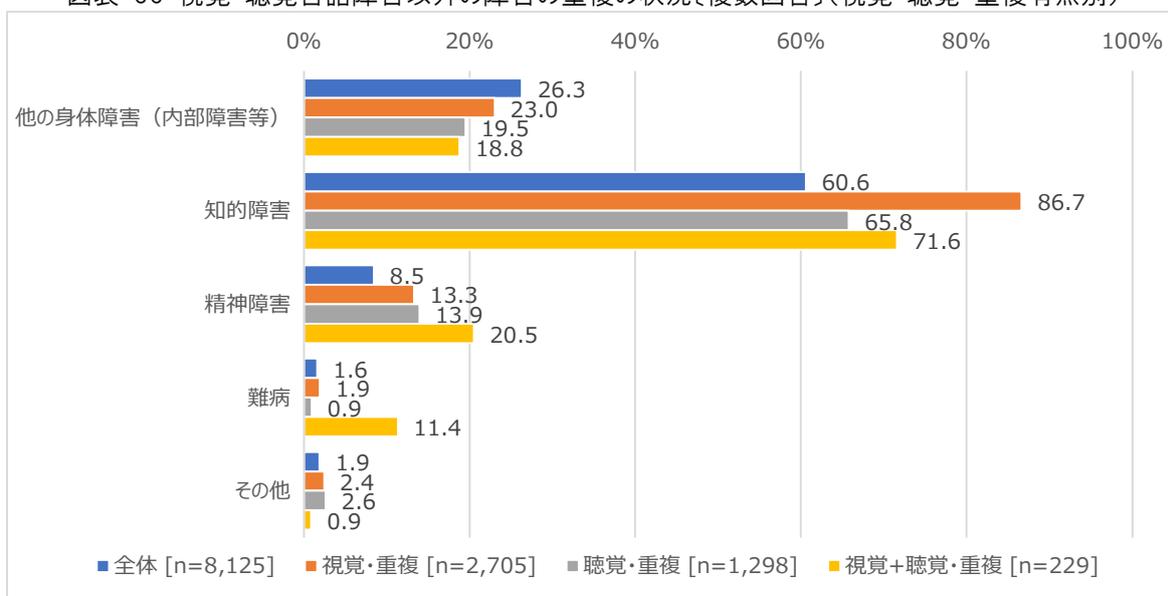
視覚・聴覚言語障害以外の障害の重複の状況は、「知的障害」が60.6%、「他の身体障害（内部障害等）」が26.3%等となっている。「重複なし」は15.7%となっている。

図表 55 視覚・聴覚言語障害以外の障害の重複の状況〔複数回答〕



視覚障害、聴覚障害及び他障害との重複の有無別で見ると、いずれも、「知的障害」が多くなっている。

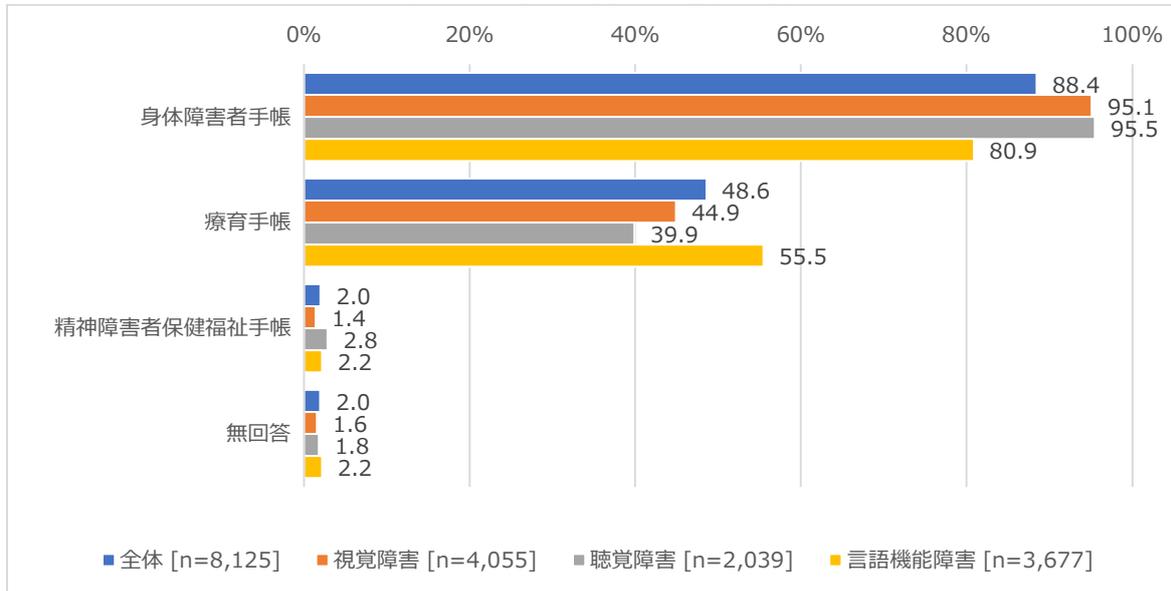
図表 56 視覚・聴覚言語障害以外の障害の重複の状況〔複数回答〕（視覚・聴覚・重複有無別）



## ■ 手帳の所持状況

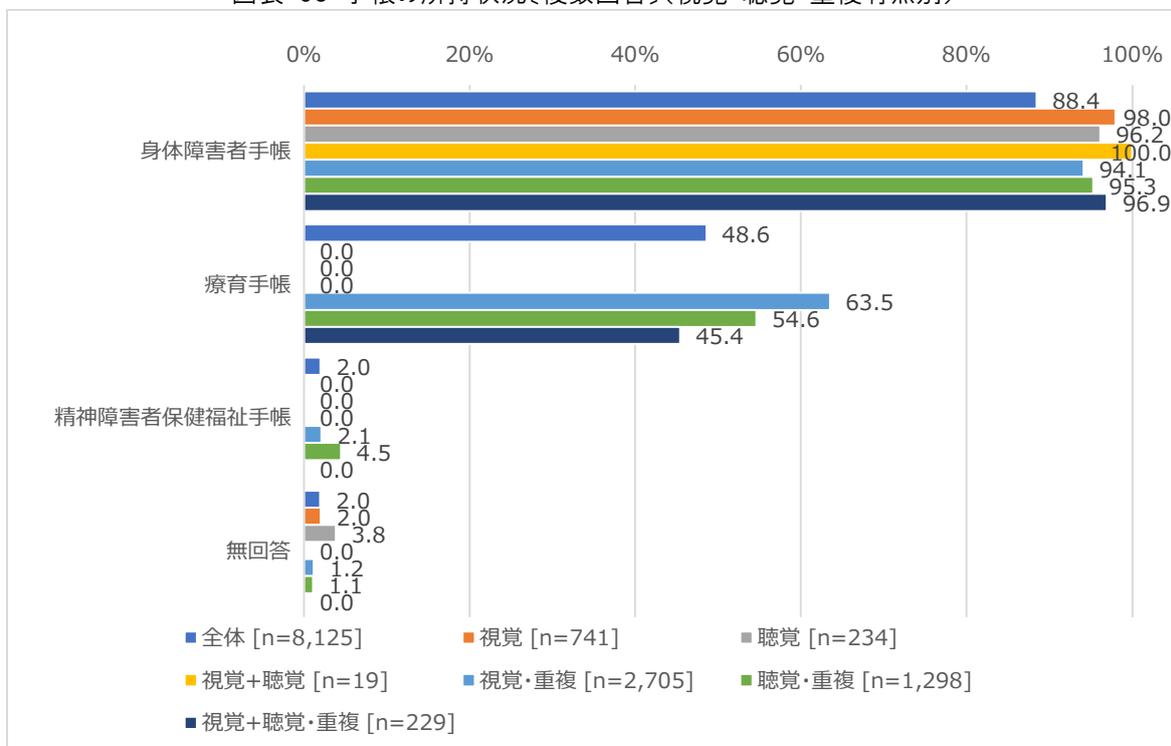
手帳の所持状況は、「身体障害者手帳」が88.4%、「療育手帳」が48.6%、「精神障害者保健福祉手帳」が2.0%となっている。

図表 57 手帳の所持状況〔複数回答〕



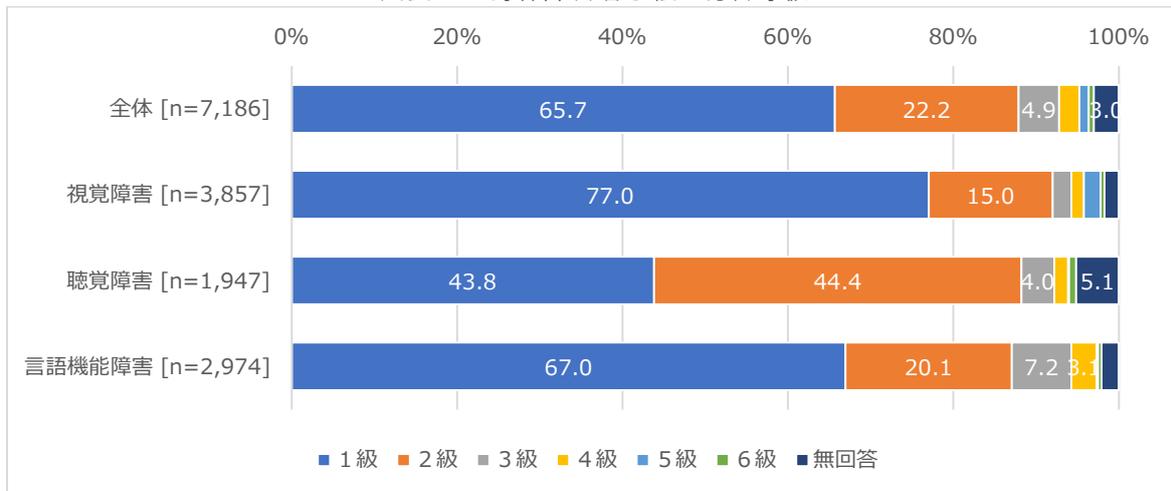
視覚障害、聴覚障害及び他障害との重複の有無別で見ると、他障害重複で視覚の場合は約6割、聴覚及び視覚+聴覚で半数前後が「療育手帳」を所持している。

図表 58 手帳の所持状況〔複数回答〕(視覚・聴覚・重複有無別)



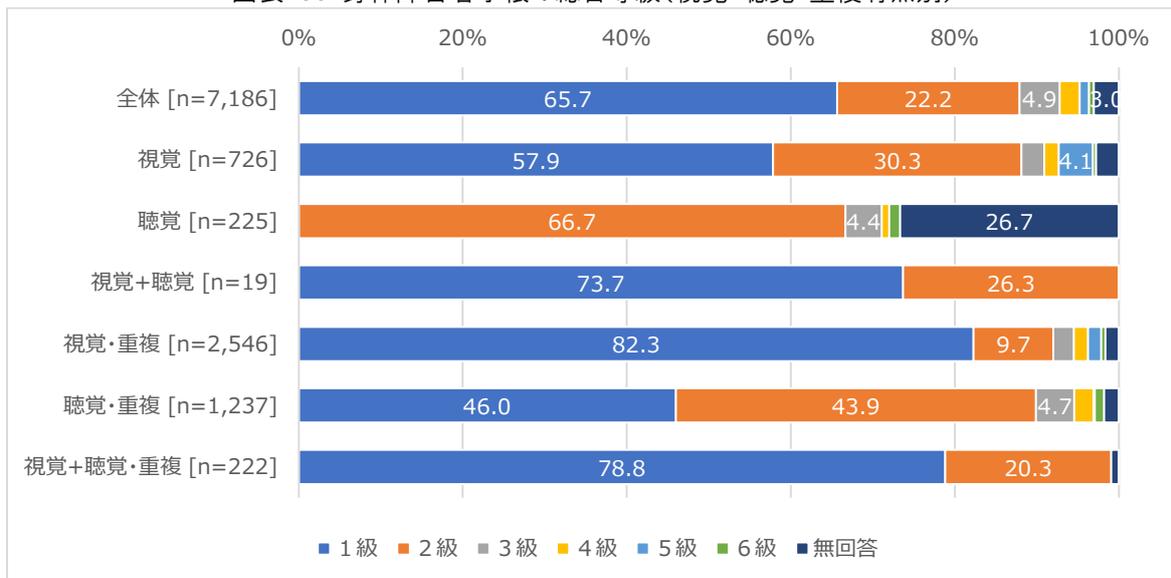
身体障害者手帳を所持している利用者に総合等級を聞いたところ、「1級」が65.7%、「2級」が22.2%となっている。

図表 59 身体障害者手帳の総合等級



視覚障害、聴覚障害及び他障害との重複の有無別で見ると、いずれも重度の等級の割合が高い。（なお、聴覚単独の場合は2級が上限で1級はない。）

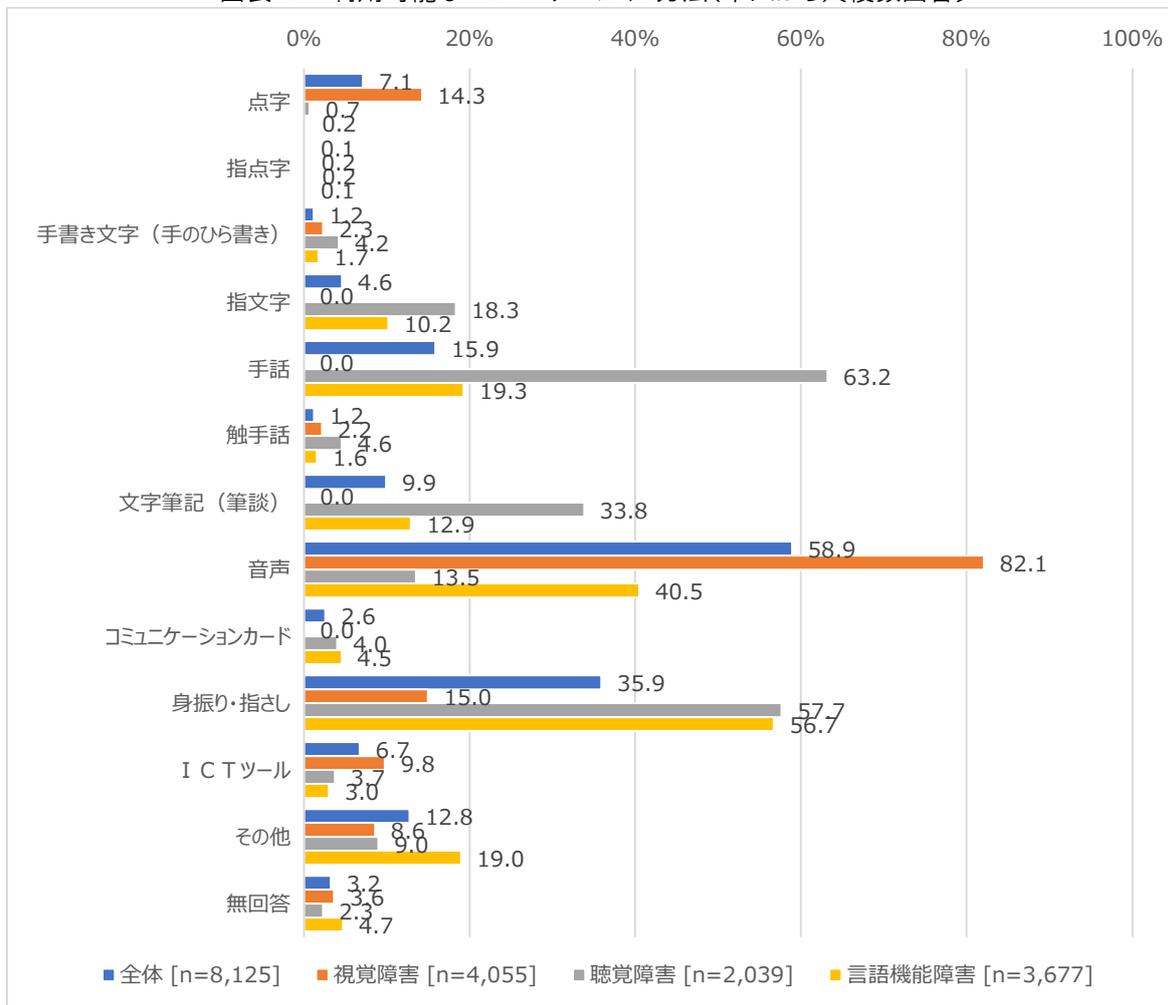
図表 60 身体障害者手帳の総合等級(視覚・聴覚・重複有無別)



## ■ 利用可能なコミュニケーション方法

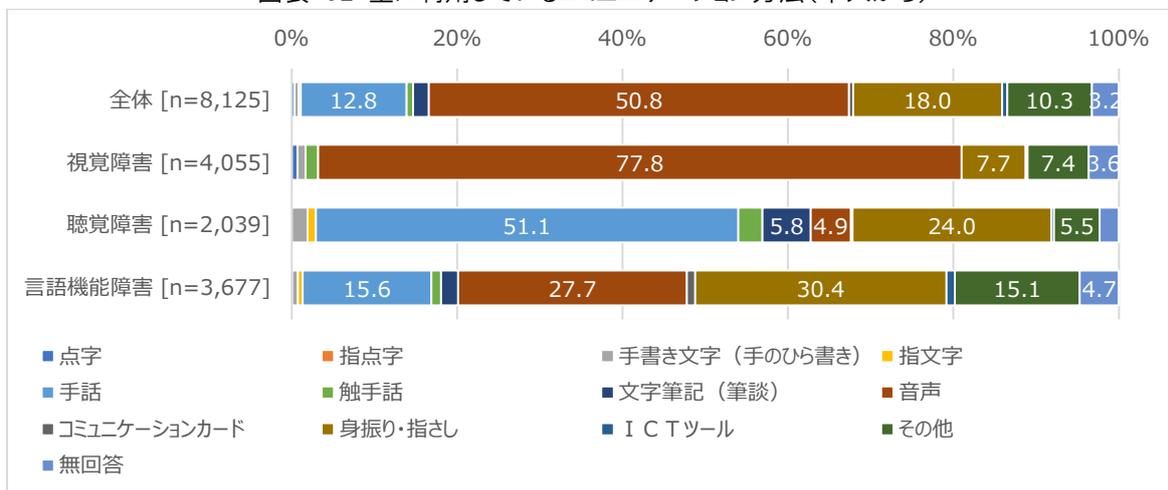
利用可能なコミュニケーション方法について聞いたところ、本人から利用可能なものとしては、全体で見ると「音声」が58.9%、「身振り・指さし」が35.9%等となっている。視覚障害では「音声」、聴覚障害では「手話」と「身振り・指さし」が多くなっている。

図表 61 利用可能なコミュニケーション方法(本人から)[複数回答]



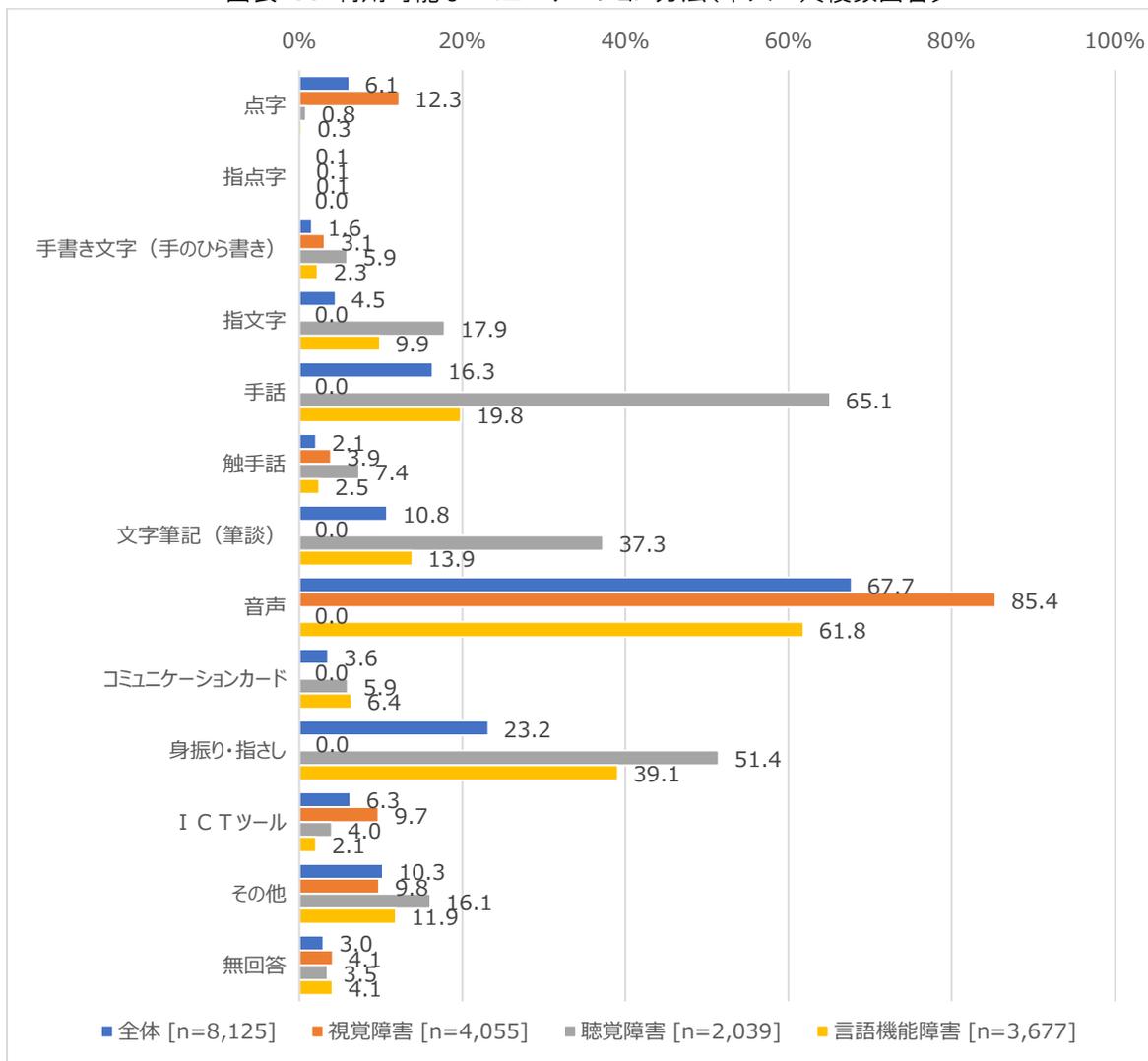
本人から主に利用しているコミュニケーション方法としては、全体では「音声」が50.8%、「身振り・指さし」が18.0%、「手話」が12.8%等となっている。視覚障害では「音声」、聴覚障害では「手話」が多い。

図表 62 主に利用しているコミュニケーション方法(本人から)



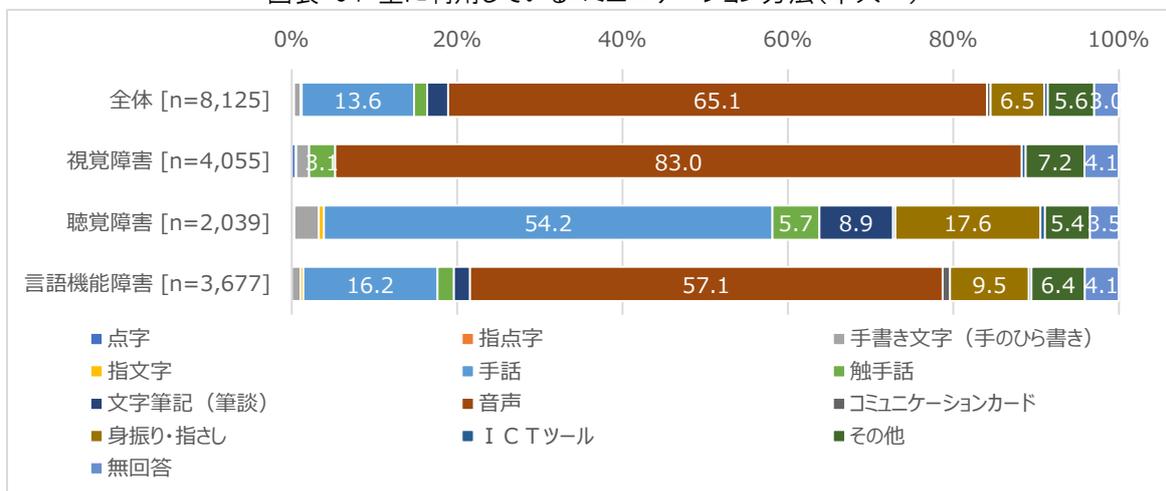
本人への利用可能なコミュニケーション方法としては、全体では、「音声」が67.7%、「身振り・指さし」が23.2%、「手話」が16.3%等となっている。視覚障害では「音声」、聴覚障害では「手話」が多い。

図表 63 利用可能なコミュニケーション方法(本人へ)〔複数回答〕



本人への主に利用しているコミュニケーション方法は、全体で見ると「音声」が65.1%、「手話」が13.6%等となっている。視覚障害では「音声」、聴覚障害では「手話」が多い。

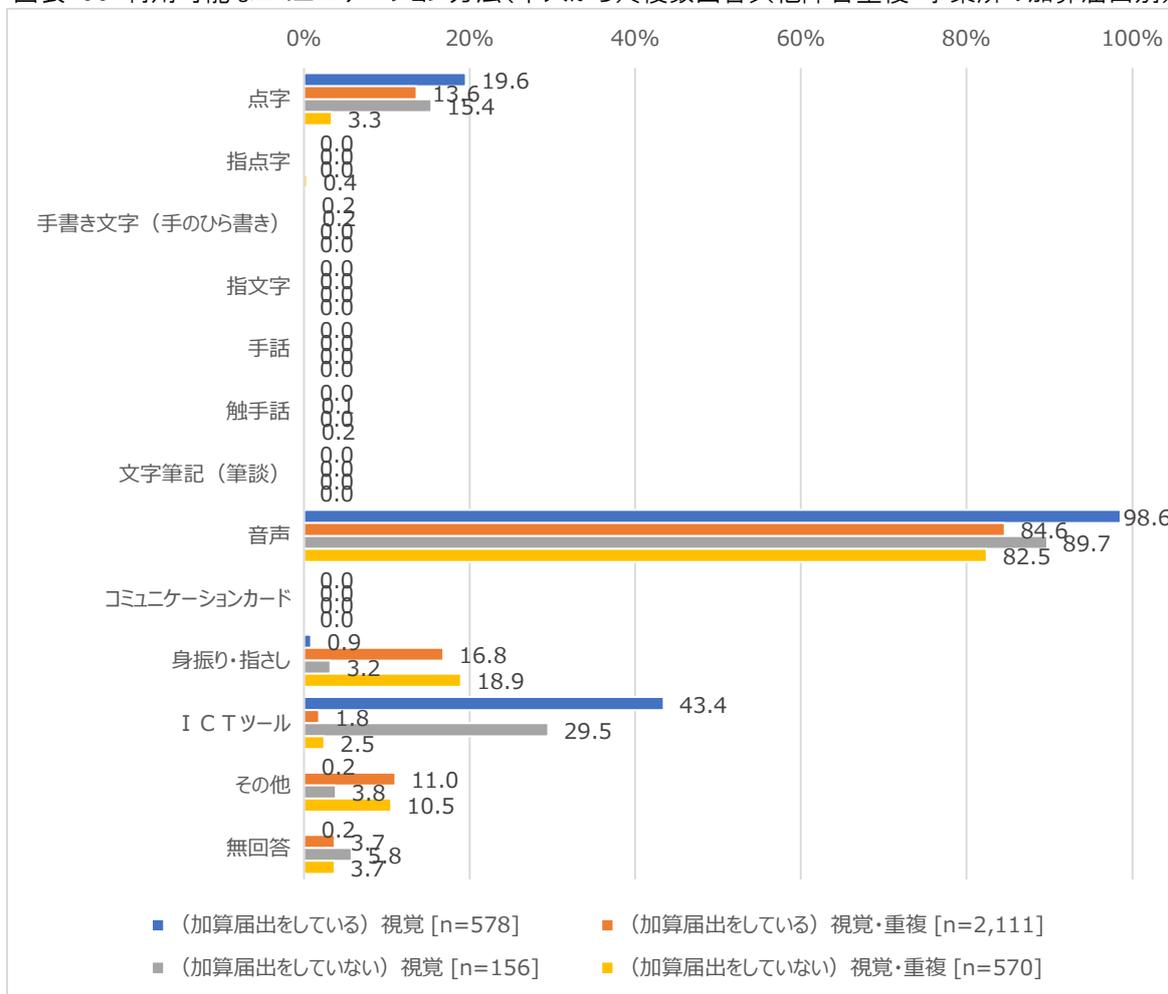
図表 64 主に利用しているコミュニケーション方法(本人へ)



## ■ 視覚障害の利用者のコミュニケーション方法

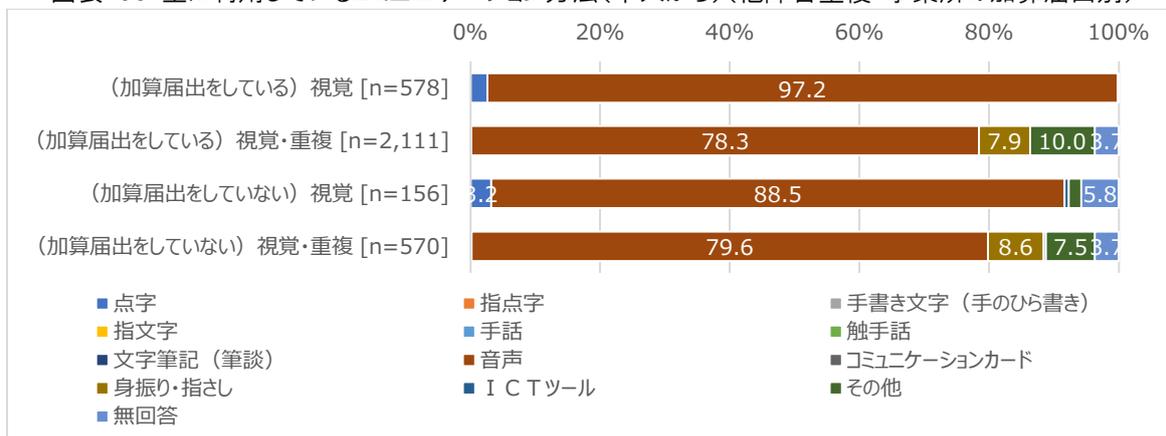
視覚障害の利用者について、他障害との重複別、在籍施設・事業所の加算届出状況別に、利用可能なコミュニケーション方法を見ると、利用者本人からのコミュニケーション方法については、事業所の加算届出の有無、他障害重複のいずれにおいても、「音声」が多くなっている。他障害重複のない利用者では、「ICTツール」も比較的多くなっている。

図表 65 利用可能なコミュニケーション方法(本人から)[複数回答](他障害重複・事業所の加算届出別)



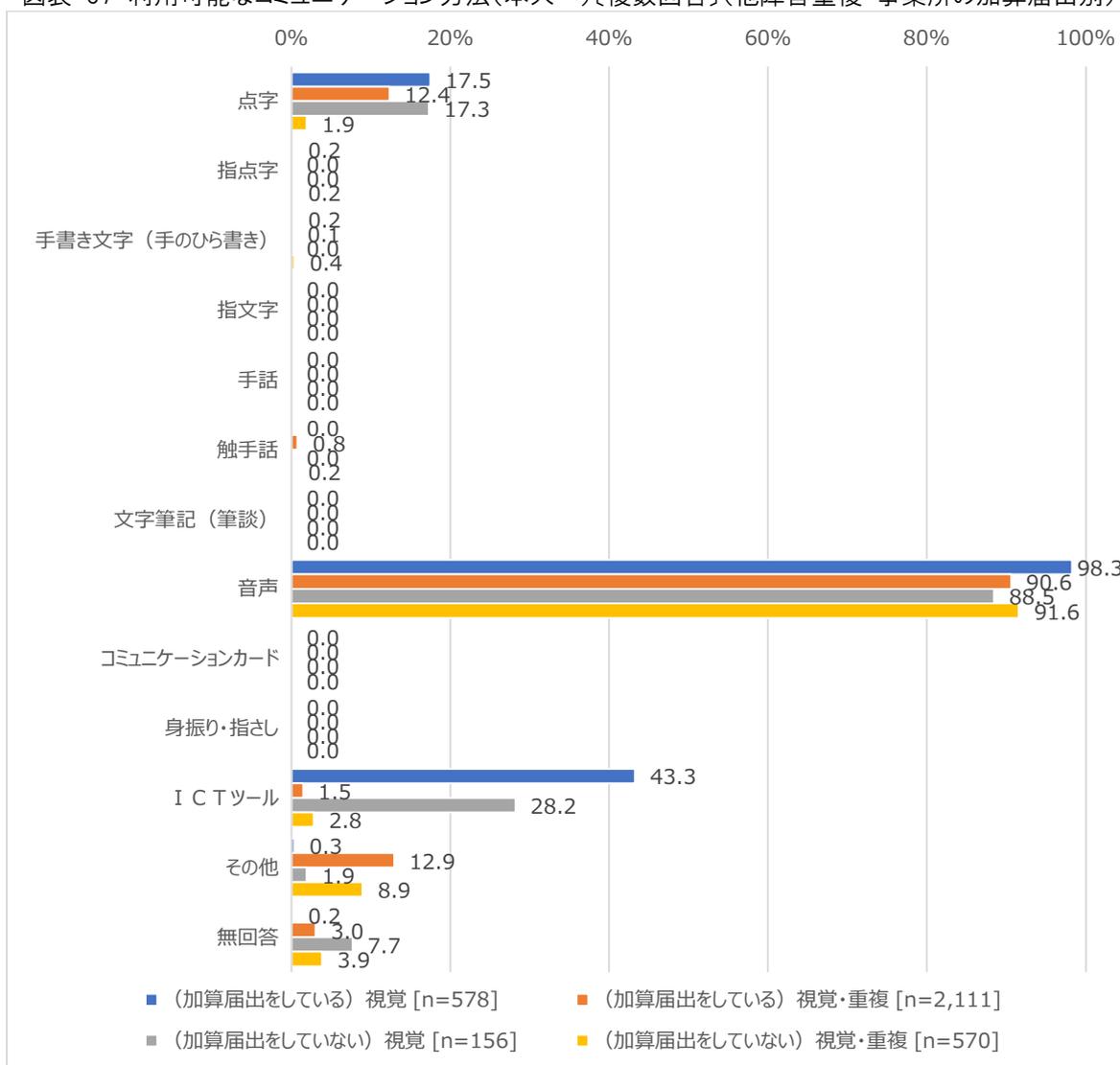
主に利用している利用者本人からのコミュニケーション方法（1つ）については、いずれも「音声」が多くなっている。

図表 66 主に利用しているコミュニケーション方法(本人から)(他障害重複・事業所の加算届出別)



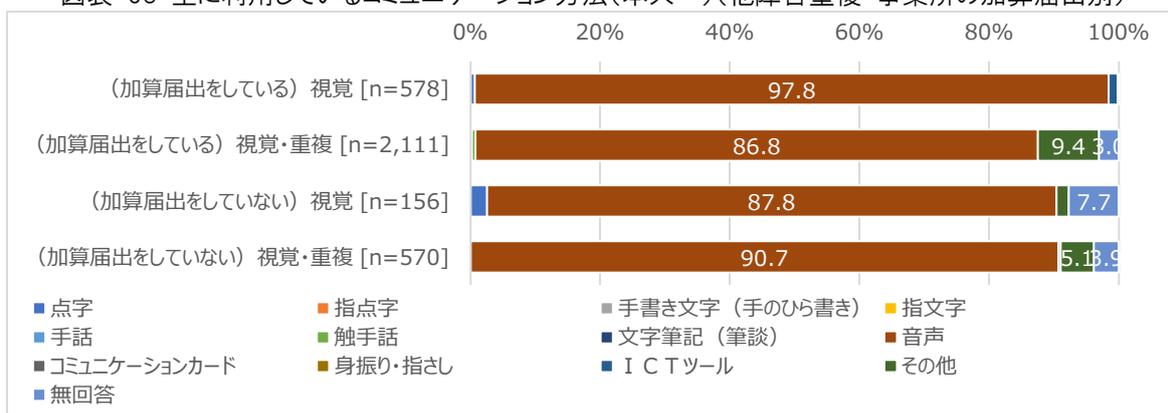
利用者本人への利用可能なコミュニケーション方法については、事業所の加算届出の有無、他障害重複のいずれにおいても、「音声」が多くなっている。他障害重複のない利用者では、「ICTツール」も比較的多くなっている。

図表 67 利用可能なコミュニケーション方法(本人へ)[複数回答](他障害重複・事業所の加算届出別)



主に利用している利用者本人へのコミュニケーション方法（1つ）については、いずれも「音声」が多くなっている。

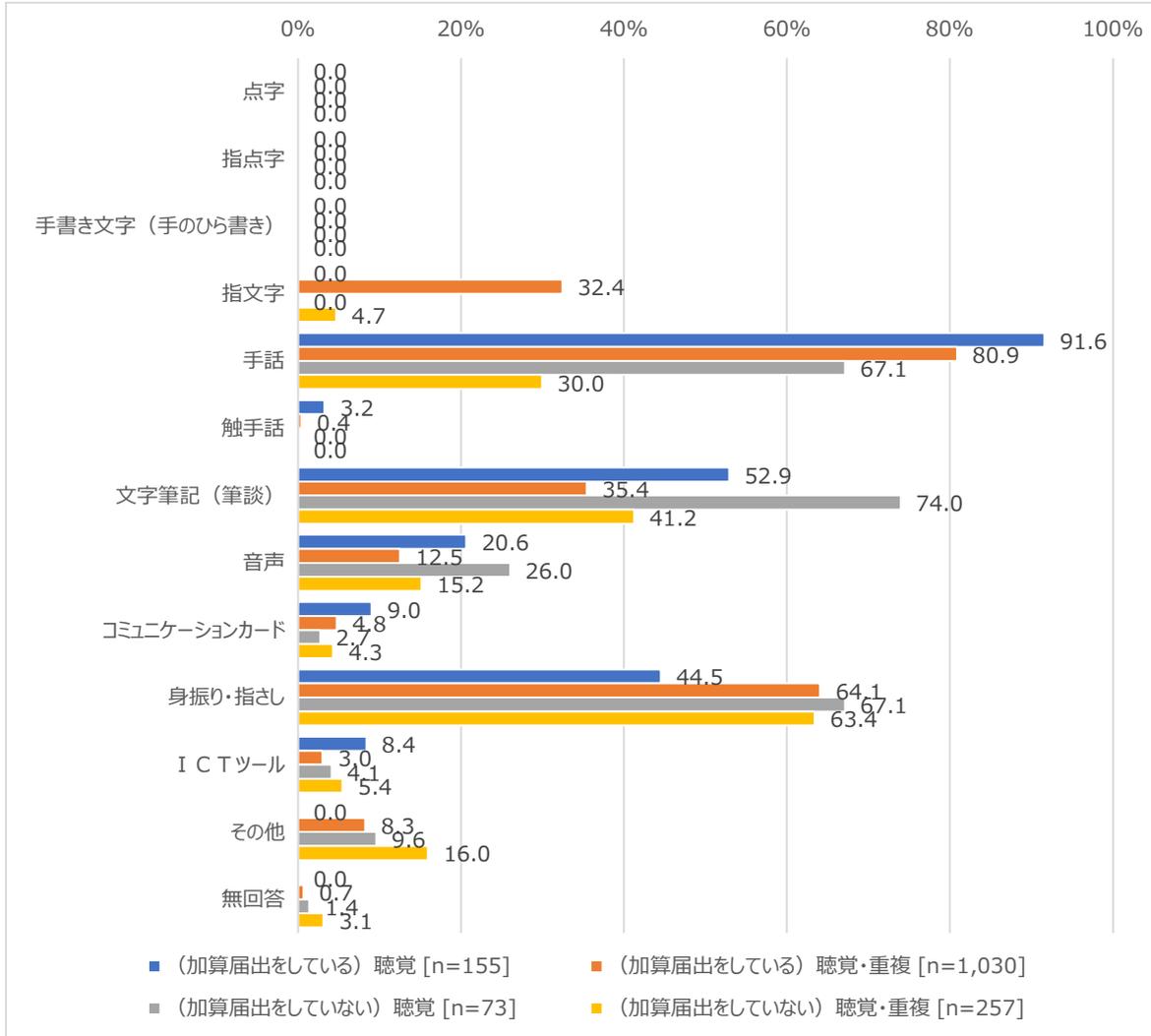
図表 68 主に利用しているコミュニケーション方法(本人へ)(他障害重複・事業所の加算届出別)



## ■ 聴覚障害の利用者のコミュニケーション方法

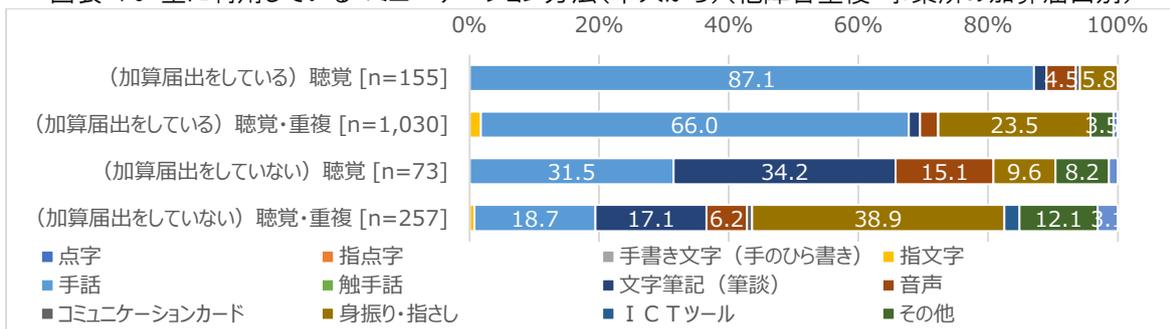
聴覚障害の利用者について、他障害との重複別、在籍施設・事業所の加算届出状況別に、利用可能なコミュニケーション方法を見ると、利用者本人からのコミュニケーション方法については、「手話」「文字筆記（筆談）」「身振り・指さし」が多くなっている。「手話」は加算届出をしている事業所の利用者で多い傾向が見られる。「文字筆記（筆談）」は加算届出をしていない事業所で聴覚のみの利用者に多くなっている。

図表 69 利用可能なコミュニケーション方法(本人から)[複数回答](他障害重複・事業所の加算届出別)



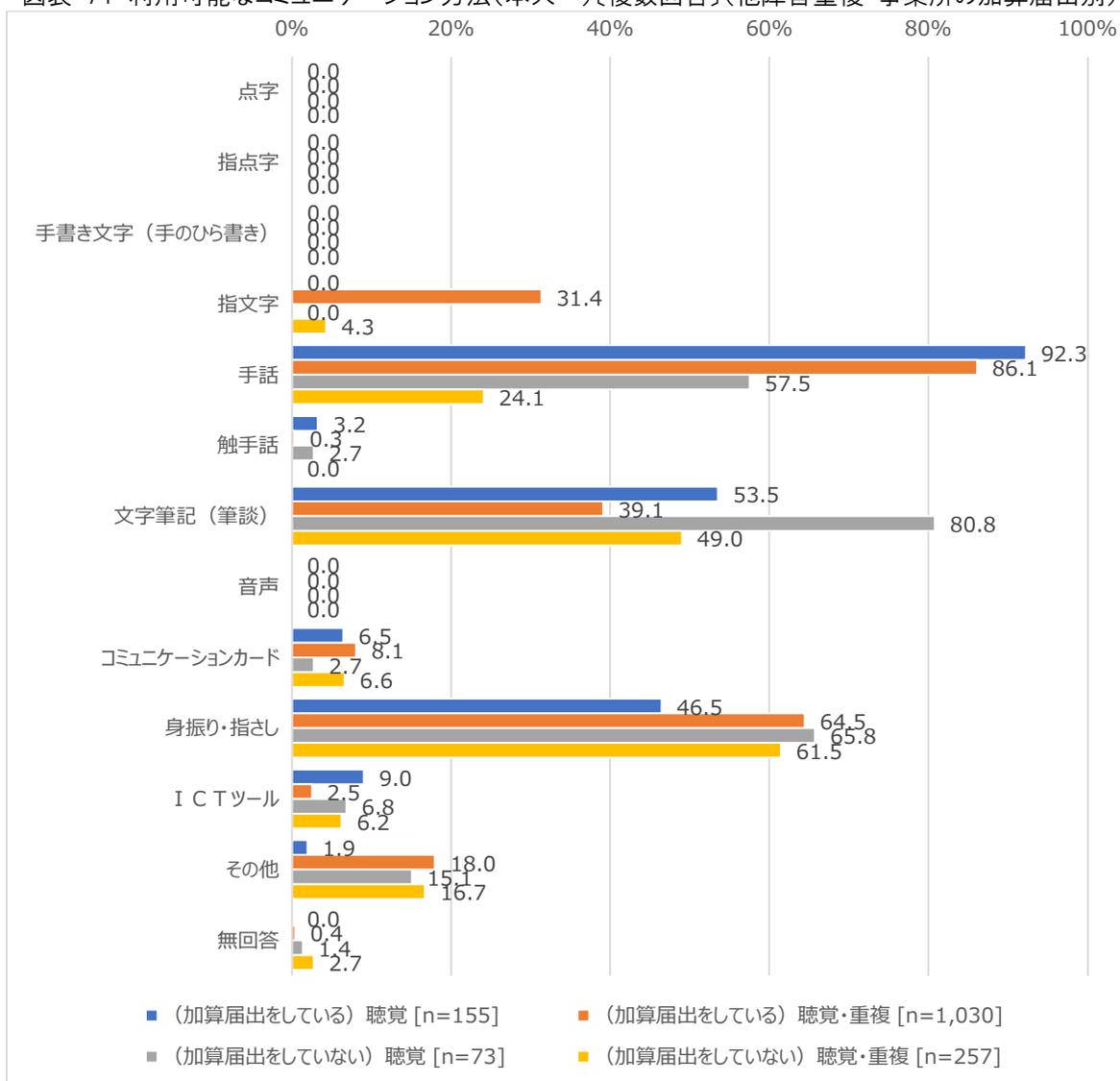
主に利用している利用者本人からのコミュニケーション方法（1つ）については、加算届出をしている事業所の利用者では「手話」、加算届出をしていない事業所の利用者では「文字筆記（筆談）」「手話」「身振り・指さし」が多くなっている。

図表 70 主に利用しているコミュニケーション方法(本人から)(他障害重複・事業所の加算届出別)



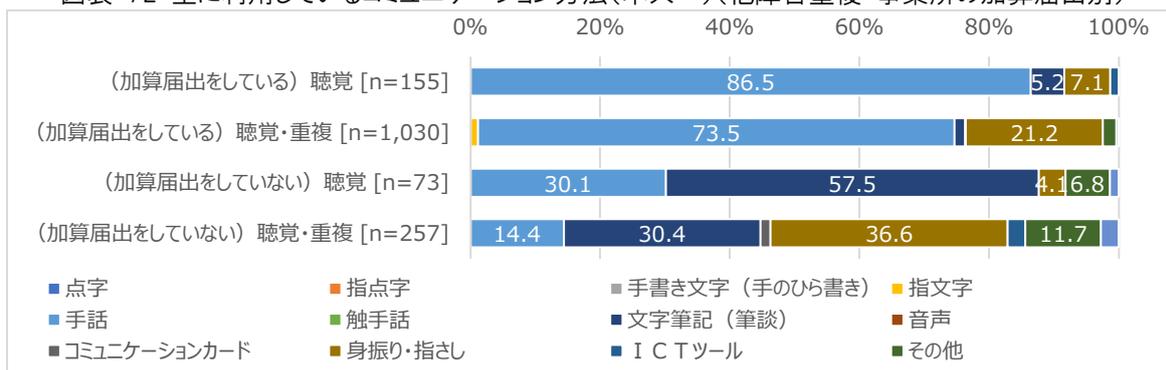
利用者本人への利用可能なコミュニケーション方法については、「手話」「文字筆記（筆談）」「身振り・指さし」が多くなっている。「手話」は加算届出をしている事業所の利用者で多い傾向が見られる。「文字筆記（筆談）」は加算届出をしていない事業所で聴覚のみの利用者に多くなっている。

図表 71 利用可能なコミュニケーション方法(本人へ)[複数回答](他障害重複・事業所の加算届出別)



主に利用している利用者本人へのコミュニケーション方法（1つ）については、加算届出をしている事業所の利用者では「手話」、加算届出をしていない事業所の利用者では、聴覚のみの場合は「文字筆記（筆談）」、他障害重複の場合は「身振り・指さし」が多くなっている。

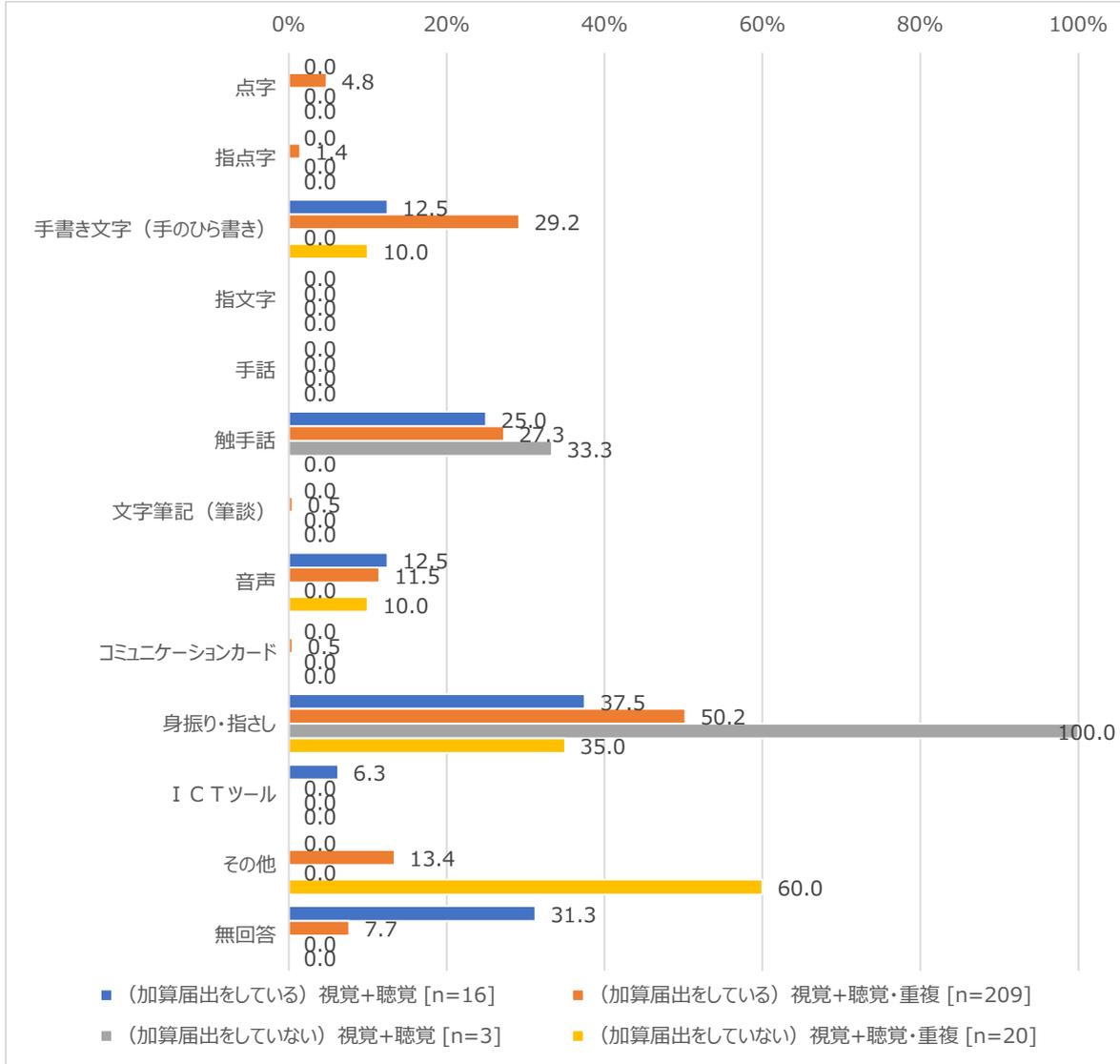
図表 72 主に利用しているコミュニケーション方法(本人へ)(他障害重複・事業所の加算届出別)



## ■ 視覚・聴覚重複障害の利用者のコミュニケーション方法

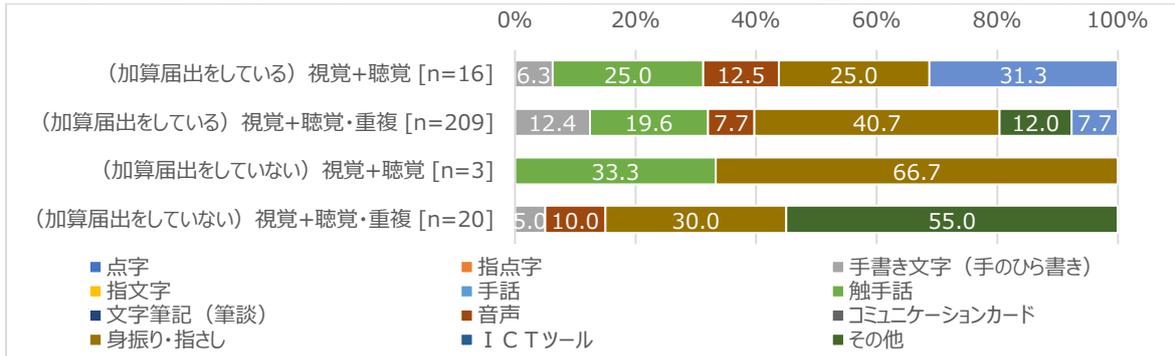
視覚・聴覚の重複障害の利用者について、他障害との重複別、在籍施設・事業所の加算届出状況別に、利用可能なコミュニケーション方法を見ると、利用者本人からのコミュニケーション方法については、「身振り・指さし」「触手話」が多くなっている。

図表 73 利用可能なコミュニケーション方法(本人から)[複数回答](他障害重複・事業所の加算届出別)



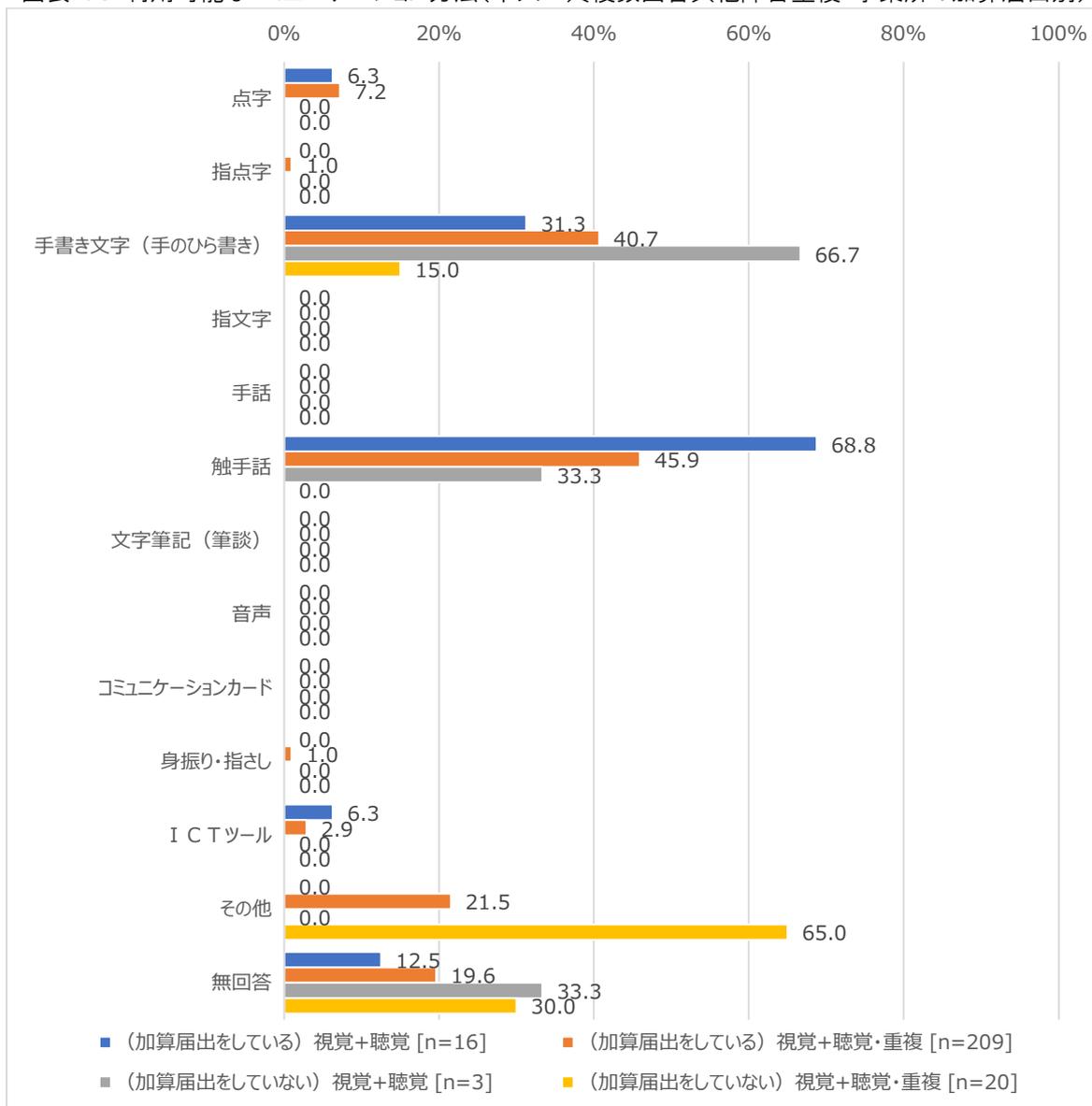
主に利用している利用者本人からのコミュニケーション方法（1つ）については、「身振り・指さし」「触手話」が多くなっている。

図表 74 主に利用しているコミュニケーション方法(本人から)(他障害重複・事業所の加算届出別)



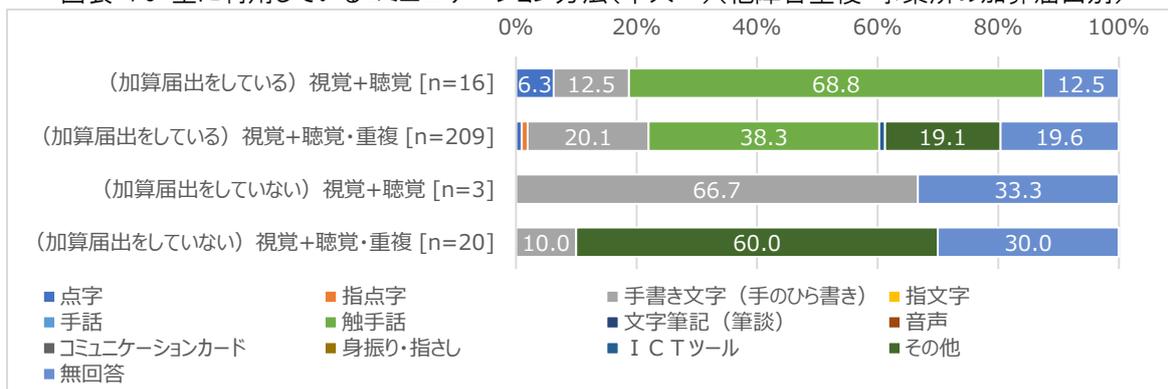
利用者本人への利用可能なコミュニケーション方法については、「触手話」「手書き文字（手のひら書き）」が多くなっている。

図表 75 利用可能なコミュニケーション方法(本人へ)(複数回答)(他障害重複・事業所の加算届出別)



主に利用している利用者本人へのコミュニケーション方法（1つ）については、「触手話」が多くなっている。

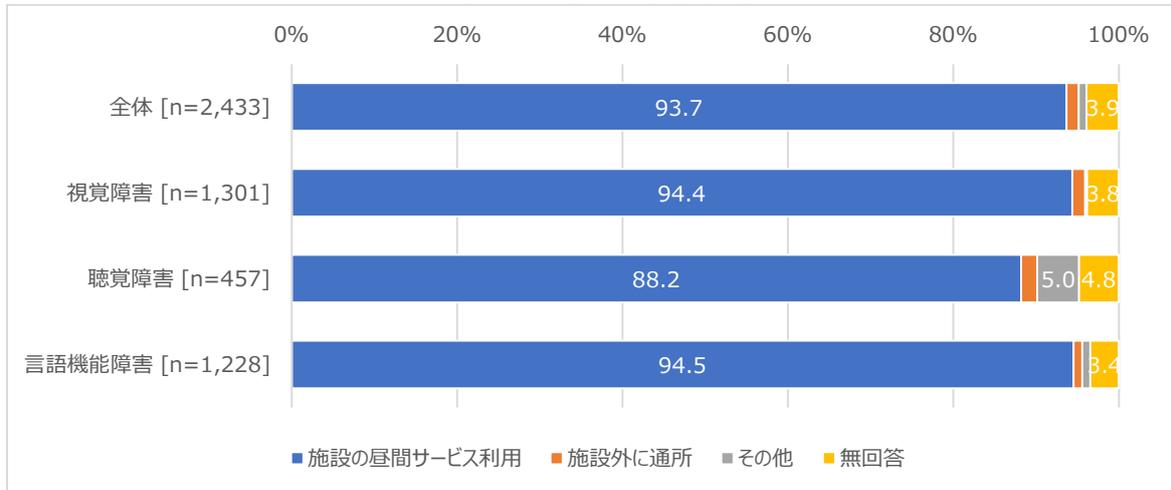
図表 76 主に利用しているコミュニケーション方法(本人へ)(他障害重複・事業所の加算届出別)



## ■ 施設入所支援利用者の日中活動（平日）の状況

施設入所支援の利用者の日中活動（平日）の状況を聞いたところ、「施設の昼間サービス利用」が93.7%とほとんどを占めている。

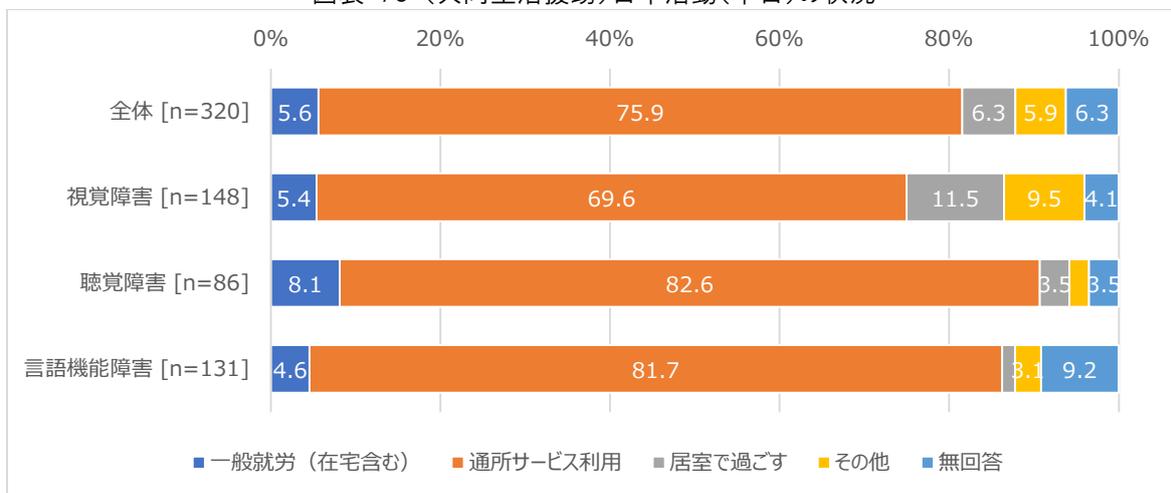
図表 77（施設入所支援）日中活動(平日)の状況



## ■ 共同生活援助利用者の日中活動（平日）の状況

共同生活援助の利用者の日中活動（平日）の状況を聞いたところ、「通所サービス利用」が75.9%と多くなっており、「一般就労（在宅含む）」は5.6%、「居室で過ごす」は6.3%となっている。

図表 78（共同生活援助）日中活動(平日)の状況



## (2) ヒアリング調査の結果

(調査対象の概要)

事業所	実施サービス	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取得状況
A事業所	施設入所支援・生活介護	有
B事業所	就労継続支援 B 型	無
C事業所	施設入所支援・生活介護・就労継続支援 B 型	有
D事業所	生活介護・就労継続支援 B 型	有
E事業所	生活介護・就労継続支援 B 型	有
F事業所	施設入所支援・生活介護	有
G事業所	施設入所支援・就労継続支援 B 型	有
H事業所	施設入所支援・生活介護	有

A 事業所	
事業概要、利用者、職員体制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者は、聴覚障害と知的障害の重複が多い。障害支援区分の重い人が多い。</li> <li>・利用者の年齢構成は 40 歳 50 歳が多く、今後高齢化が進む見込み。</li> <li>・職員のうち、聴覚障害のある職員を多く採用している。</li> <li>・視覚・聴覚言語障害者への支援において、身につける必要のあるスキルは通常よりも多いと思う。職員を育成するのに時間のかかるところが課題である。</li> <li>・利用者支援はマニュアルがなく、個別対応で難しい。職員が 1 年を通じて積み上げてきたことを施設内で発表する実践報告会、利用者の状況を職員で共有していく取組などを通じて専門性を磨いていくしくみを取り入れている。</li> <li>・一対一で、お互い面と向き合わない、コミュニケーションが成り立たないのが聴覚障害者の特性である。後ろを向いているとわざわざそこまで走って行って、本人を呼び止めていかないとコミュニケーションのスタートが始まらないというところがあるので、職員もいつも動き回っているイメージで、対応する手当なども用意できないかと考えている。</li> </ul>
地域連携の状況、地域における視覚・聴覚言語障害者支援の機能配置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事業所が地域で聴覚障害者の福祉の拠点になっていると認識している。聴覚障害というのは目で見てわかりづらく、誤解をされやすいので、地域で孤立することもある。事業所の相談員が面談するなど、地域の支援に積極的に取り組んでいこうと考えている。</li> <li>・地域の機能配置に関しては、事業所に拠点としての固定的な役割を担わせるよりは、地域にある既存の当事者団体、聴覚障害者情報提供施設などが拠点的な役割を果たし、地域のニーズに合わせて機能を集約し、事業所と二人三脚で取り組むのがよいと思う。</li> </ul>
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤・正規職員を多く配置しており、加算がないとここまで配置できない。その意味で、これはかなり必要な加算であると認識している。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加算取得にあたっては、利用者の要件よりも、職員の加配が大変だと思う。加算が取ればその部分に加算を充てられるが、加算をとる前だと難しく、法人としての持ち出しになる。</li> <li>・本来は、聴覚障害で重複障害者が1人いたら、一対一で職員がつくぐらいでなければならないと思う。そういった意味で、現行加算の1.3倍ぐらいは必要ではないかと思う。</li> <li>・現在の要件の30%を、例えば20%、10%に広げていくのも一つの方向と思うが、その要件で加算を取得し、支援が行き届くかどうかというところが心配である。評価が難しい。30%であればマイノリティでも10人のうち3人であり、3人で、同じコミュニケーション手段で話ができるが、10%では10人のうち1人である。悪い方向に考えると、1人だけ聴覚障害を入れれば加算が取れるということで事業所に入れて、その方が孤立することが重度化に繋がってしまうという可能性も考えられる。感覚的なものだが、やはり最低20%ぐらい、10人に2人ぐらいは必要ではないか。</li> </ul>
--	---

<b>B 事業所</b>	
事業概要、利用者、職員体制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者は、聴覚障害と知的障害の重複障害が多く、軽度の方から比較的重度の利用者もいる。事業所全体では知的障害の利用者が中心。</li> <li>・利用者は手話を理解しているが、自分から意思表示をすることは少ない。</li> <li>・最寄り駅と事業所間の送迎を行っており、そこまでは利用者は鉄道、バスを利用。聴覚障害の利用者は比較的遠方からも通所している。</li> <li>・職員で、日常的に手話でコミュニケーションをとれる者が数名いる。事業所では文字表示やコミュニケーションボードなどを使って利用者の支援をしていることが多い。</li> <li>・職員対象の手話講座などを行っている。</li> </ul>
地域連携の状況、地域における視覚・聴覚言語障害者支援の機能配置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の当事者（保護者）組織等と連携をしている。</li> <li>・聴覚障害の利用者が増えるようであれば、体制を充実させていくことも考えたが、現在はそういう方向になっておらず、現在の利用者のニーズを満たすことができればよい状況である。</li> <li>・聴覚障害については、集団（同じコミュニケーション手段を持つ集団）で支援を行う方向が重要だと考えているが、今のところ、事業としてやっていける規模のニーズにはなっていないように感じる。知的障害をメインにすると、個別支援の方向になり、集団性の観点はあまり出てこない。</li> <li>・聴覚障害については、県の施設が中核になっており、当事者の職員の方もおり、さまざまな取り組みを行っている。手話言語条例の制定も増えてきており、以前より環境は改善されてきていると思う。その中で、聴覚障害者がコミュニティの中で自分らしく生活・活動できているのであれば、聴覚障害だけを集めて支援するというよりは、そちらの方がよいのではないかとも思う。</li> </ul>

<p>視覚・聴覚言語障害者支援体制加算について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加算が取れるのであれば、もっと積極的に手話の学習会や環境整備を進める動きになるかもしれない。要件を満たせば加算は取得したいが、利用者の30%要件を満たすことは難しい。</li> <li>・手話の環境が加算要件になればよい。また、緊急時対応、障害に対応した連絡ツールの整備など、環境整備の評価が条件になればよいと思う。</li> <li>・学校を卒業する聴覚障害の重複障害者の選択肢が広がる方向に役立てばよいと思う。重複障害者で社会に出る不安は大きいと思うので、安心材料の1つになればよいと思う。</li> </ul>
-----------------------------	--

<p>C 事業所</p>	
<p>事業概要、利用者、職員体制等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者のうち、聴覚障害のみの利用者は少なく、ほとんどが聴覚、言語、知的の重複障害である。</li> <li>・利用者のほとんどが手話を使用。</li> <li>・利用者の年齢層は65歳以上が多い。</li> <li>・言語機能の限られている利用者が多く、その中で、言葉の獲得に向けた学習活動を継続して行ってきた。</li> <li>・重複障害のある聴覚障害者は、近年は地域の特別支援学校に通う場合が多く、そうすると聴覚障害の集団は母数が少なく共通の言葉が育ちにくい環境になっている。そういう環境で、手話は一定理解できる人もあれば、全くできない人もあり、個人差が大きい。</li> <li>・職員体制は、利用者への支援の観点からぎりぎりの配置状況で、十分な体制とは言えない状況である。</li> </ul>
<p>地域連携の状況、地域における視覚・聴覚言語障害者支援の機能配置等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所で文化的な取り組みや創作活動などを進めるとともに、地域の人たちへの手話教室や、地域の理解を広げるような活動を行っている。</li> <li>・法人で市町村事業の地域活動支援センターを運営し、地域の聴覚障害者の支援を行っている。また、聴覚障害者の交流事業を行っている。</li> </ul>
<p>視覚・聴覚言語障害者支援体制加算について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加算の取得要件で手話通訳の配置などを求めるレベルになると、人を確保できずに加算を取得できない事業所が多くなると思う。手話のできる職員から学習をしたり、日頃の業務の中で、手話で伝えられる環境を作ることが、この加算の中でも非常に大切な役割を占めていると考えている。</li> <li>・利用者一人一人に合った専門的な支援を行っていくことはたいへんである。もしこの加算制度がなくなって、視覚聴覚の人は手間がかかるから、もうできるだけ受け入れないほうが良いということになってしまわないように、この制度はぜひ存続して欲しいと考える。</li> </ul>

<p>D 事業所</p>	
<p>事業概要、利用者、職員体制等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2つの事業所で生活介護と就労継続B型を実施している。利用者は聴覚障害と知的重度の重複が多い。就労継続B型では、聴覚障害のみの利用者もいる。</li> <li>・年齢層は20歳代から70歳代と広いが、高齢化の課題が増えてきている。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者のコミュニケーションについては、聴覚障害で手話とひとくくりにはできない。重複する知的障害の程度や生活歴等でかなり異なっている。手話でも独特の手話の方、身振り手振り、筆談など、一人一人コミュニケーションが違う。</li> <li>・利用者で、一般就労していたが孤立、障害の悪化等で仕事を辞めて通所している人も多くいる。こうした人の支援も大切と思っている。仲間が1人いるかいないかが大きい。</li> <li>・職員は、近年は手話のできる人の確保が非常に困難になっている。全職員が手話を習得するのが難しい。手話を使う聴覚障害の職員も採用している。基本的に、手話を中心としたコミュニケーションの体制をつくっている。</li> <li>・一部、音声文字変換のICTも利用しているが、まだまだ誤変換など追いついていないところも多く、また、顔を見てコミュニケーションしたいという意識もあり、職員によって受け取り方の異なるところがある。</li> </ul>
地域連携の状況、地域における視覚・聴覚言語障害者支援の機能配置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話サークルとの連携、地域の当事者団体と連携した市への働きかけ、地域の小学校や保育所等に出向いての講演などの活動を行っている。</li> <li>・聴覚障害者のサービス利用の課題として、人数が少ないので、自宅近くの事業所に通所できないということがある。遠方の聴覚障害に対応した事業所に通所するか、自宅近くの聞こえる人の事業所に通所するかで、自宅近くを選択する人も増えてきている。</li> <li>・通所の場合、特に遠方から通う場合に通所方法はハードルになると思う。</li> </ul>
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障害の利用者が安心してコミュニケーションがとれ、活動してもらうには、手話のコミュニケーションが重要と考えている。そのためにはプラスアルファの職員が必要で、職員のスキルアップも必要になる。職員体制の強化にあたって、積極的に加算を取りたいと考えた。</li> <li>・利用者が1人であっても100%であっても、同じ基準で加算が得られるのが理想だと思う。視覚・聴覚言語障害者が100%の事業所も、聞こえる集団と聞こえない集団のかけ橋を実践している事業所も、同様に評価してほしいと思う。視覚・聴覚言語障害者支援の実践を充実させたいと願う事業所に適切に加算が届くようにしてほしい。</li> </ul>

E 事業所	
事業概要、利用者、職員体制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活介護と就労継続支援B型を多機能型で実施している。</li> <li>・利用者は全員が聴覚障害者で、知的、精神等の重複も多い。</li> <li>・職員のうち、聴覚障害者の職員も多く採用している。</li> <li>・職員の確保などで不足感は現在特にはない。</li> <li>・職員と利用者のコミュニケーションについては、利用者の育った環境、障害の状況など一人ひとりが違うので、手話、手話と身振り手振り、筆談など、個々に合わせたコミュニケーションをとっている。また、知的障害が主の利用者では、実際のもを見せて、また、実際に一緒に移動して、見てわかるように、時間をかけて、コミュニケーションをとるということを大事にして</li> </ul>

	<p>いる。また、視覚障害と聴覚障害の重複の利用者で、触手話を使ってコミュニケーションをする方もいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者は手話を理解する人が多いが、特別支援学校を卒業した利用者で比較的手話の少ない環境で育った方もいる。特に 60 代 70 代の方は、手話がわからなくて言葉の数も少なく、コミュニケーションが難しい方もいる。</li> <li>・職員のスキル向上に関しては、OJT を中心として実践している。</li> <li>・いろいろな障害を持つ利用者があり、全員が手話を使えるわけではないので、身振り手振り、手話、絵を見せるなど、事前に共通の言葉を探し、それが事業所でのコミュニケーションになっていくという形、そういった環境を作る体制をしっかりとっていくという考えで取組をしている。</li> </ul>
地域連携の状況、地域における視覚・聴覚言語障害者支援の機能配置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠方から通所している利用者もいる。送迎は、基本的に利用者の自宅まで行っている。</li> <li>・聴覚障害に関する拠点的な施設の必要性については、聴覚障害に特化した事業所が必要だと考えている。大多数の中に 1 人 2 人の聴覚障害者という状況での個々の支援を期待するというよりは、拠点的な施設において専門的なスキルを必要に応じて提供していくという関係性が現実的ではないかと思う。</li> </ul>
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加算については事業運営（環境整備、職員確保）に役立っている。ただ、利用者の割合で 30%の事業所と 100%の事業所では、業務の負担感がかなり違うと思うが、30%と 100%で同じ加算単位というのはどうかと感じる。</li> <li>・利用者の 30%以上等の加算要件については、なくしてしまうと、集団（同じコミュニケーション手段を持つ集団）がなくなってしまう恐れがある。集団での支援は必要だと思うので、要件は必要である。30%を超えた施設に関して加算が上がっていくようなシステムがあるといいと思う。</li> <li>・個別支援を大切にしている前提であるが、1 人だけの支援では限界があり、集団の形成は必要と思う。同じ障害を持った方が何人が集まることで、よりよい支援が可能になり、環境の整備もしやすくなると思っている。そのため、利用者全員の中で視覚・聴覚言語障害者が 1~2 人というのはよくないと思っており、そのため、少なくとも定員 10 名で 30%、3 人程度のグループができるということは重要と思う。</li> </ul>

F 事業所	
事業概要、利用者、職員体制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の多くが視覚障害と知的障害の重複者であり、視覚障害のみの利用者は数名。高齢化が進んでおり、65 歳以上の利用者が多い。</li> <li>・専門技術を持つ職員としては、歩行訓練士が配置されているので、必要に応じて歩行訓練を行っている。</li> <li>・視覚障害の場合、人の感覚器官に入ってくる情報の 8 割が視覚情報と言われているので、かなり情報がない状況から始まる。また、重複障害で特に知的の重度者ということで、ものを理解するまでに時間がかかるということが支援の基本ベースになる。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歩行に対しては、環境的な認知、言語の理解が難しい場合が多く、特に知的障害を持っている人が多いので、まず基本は一对一の付き添いが必ず必要になる。付き添うだけではなく、例えば、近くに何か通りましたとか、この音は何ですかというところで随時情報提供が必要になる。</li> <li>・事業所にある程度慣れてくると本人のペースで活動できるようになってくるが、いろいろな利用者があり、日々、状態も変化するので、支援量・支援時間はかなり多くなってくる。</li> <li>・利用者で点字ができる人は少ないが、一部、いろいろ点字でコミュニケーションしたいという利用者もいる。</li> <li>・職員に対しては、法人全体で研修等のしくみを用意している。視覚障害者支援に対する知識・技術を向上できるような取り組みをしている。</li> <li>・点字に関しては、現在はアプリケーションがあるので、それに対応することが多い。</li> </ul>
地域連携の状況、地域における視覚・聴覚言語障害者支援の機能配置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域において、視覚障害者の拠点施設として認知されている。</li> <li>・地域の視覚障害者支援のネットワークに参画している。</li> <li>・事業所の歩行訓練士など専門職が、地域向けにも活動を行っている。委託事業で、中途失明の方を対象とした事業等も行っている。</li> <li>・地域における視覚聴覚言語障害への対応に関し、事前に実施されたアンケート調査では、回答として「各施設事業所がそれぞれ視覚聴覚言語障害に対応できることが望ましい」を選んだが、あくまで理想として回答したものであり、実際には拠点的なものから専門的支援を進めていく形が現実的だろうと考えている。</li> </ul>
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加算に関しては、職員数名程度が確保できる額になっており、かなり助かっている。加算がない場合、夜勤体制などにかかなり支障が出る可能性がある。</li> <li>・加算については、ひと通りの段階を経て行き渡るというのが本来の形だと思う。当初、利用者要件は50%だったのが、30%に引き下げられ、より裾野を広げるという方向に変えられた経緯はあるが、30%以上で一律という現在の要件も、もう少し柔軟になってもよいと思う。例えば、視覚・聴覚言語障害者の割合がいずれ減ったとしても、支援は継続してきちんと行いたいと思うので、割合の増減に応じて相応の加算があるというところが必要になるのではないかと思う。</li> </ul>

G 事業所	
事業概要、利用者、職員体制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害と知的の重複障害の利用者が多いが、近年は視覚障害のない、精神、知的の方の受け入れも増えてきている。</li> <li>・事業所で実施している通所の方のサービス利用者は、精神障害などが中心で、視覚障害の利用者は少ない。</li> <li>・視覚障害者の利用者で、点字を利用する人は比較的多い。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員のスキルとしては、移動支援が重要である。各種研修等で技術の定着を図っている。現在課題となっているのは行動障害への対応で、虐待防止研修等も重視している。また、聴覚障害に関し、手話の研修等も行っている。</li> </ul>
地域連携の状況、地域における視覚・聴覚言語障害者支援の機能配置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域において、視覚障害者の拠点施設として認知されている。</li> <li>・地域の視覚障害者支援のネットワークに参画している。</li> <li>・事業所の歩行訓練士など専門職が、地域向けにも活動を行っている。委託事業で、中途失明の方を対象とした事業等も行っている。</li> <li>・地域における視覚聴覚言語障害への対応に関し、事前に実施されたアンケート調査では、回答として「各施設事業所がそれぞれ視覚聴覚言語障害に対応できることが望ましい」を選んだが、あくまで理想として回答したものであり、実際には拠点的なものから専門的支援を進めていく形が現実的だろうと考えている。</li> </ul>
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所にとって必要な加算であり、加算の要件については今の要件でよいと感じている。</li> <li>・利用者のうち視覚・聴覚言語障害者の割合の高い事業所に、高い加算算定を行うという考え方もあるが、これから加算を取得する事業所では厳しい条件になると思うので、あまり要件は変えない方がよいのではないかと。</li> </ul>

H 事業所	
事業概要、利用者、職員体制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の障害状況は基本的に重複で、視覚障害と知的重度の重複の利用者がほとんどを占める。視覚障害と聴覚障害の重複者も多い。障害支援区分も重い人が多い。</li> <li>・自ら動ける利用者は少なく、高齢化も進んでおり、常時介護の必要な利用者が多い。</li> <li>・利用者とのコミュニケーションも、聴覚だったら手話、視覚であれば点字といった一般的な形ではなく、基本的には個別対応的なものが多い。点字を理解できる方は若干名である。</li> <li>・医療的ケアの必要な利用者はいない。</li> <li>・職員に対して、点字などの研修はあるが、職員全員が点字をできるというわけではない。点字作成は、現在はパソコンと点字プリンターでできるので、それが使いこなせれば対応できる。</li> <li>・職員のコミュニケーションに関するスキルは比較的高いと思う。その一方、歩行、食事、排せつなどすべてに介助の必要な利用者が多いので、そういった個別スキルが重要になる。</li> <li>・職員の確保は、特に不足ということではないが、何とか確保している状況。</li> <li>・高齢者の特養等への移行などは基本行っておらず、ターミナルも含めて事業所で対応している。視覚・聴覚言語障害者が1人、普通の特養で生活するのは難しいのではないかと。</li> </ul>

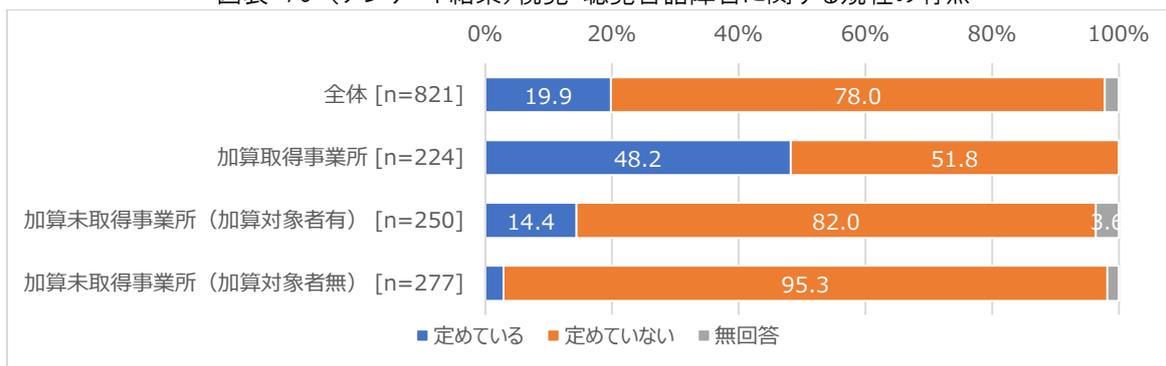
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支援内容は一人一人アセスメントして個別支援計画を立てており、視覚障害だからこういう支援というものではないが、視覚障害、聴覚障害の場合、支援に時間がかかりかかり、職員数も多く必要になる。</li> </ul>
地域連携の状況、地域における視覚・聴覚言語障害者支援の機能配置等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障害の場合、発話できる方であれば言葉でのコミュニケーションは可能だが、根本的に、一番難しいと思っているのはやはり移動関係である。車の運転もできないし、最寄りの駅まで行くのにもたいへんな苦勞を要するなど、移動に関するところは難しいと感じる。</li> <li>・必然的に、視覚障害に対応した事業所を作る場合は、視覚障害者が集まりやすい場所になり、結果的に集中しやすいので、拠点的な場所は必要になるのではないかと思う。</li> <li>・現実問題として、視覚障害者が自由に移動できる環境にない地域も多いので、拠点的なものがないと厳しいのではないかを感じる。多くの事業所で普通に対応できるようになることは理想だが、まだまだ先の話と思う。</li> </ul>
視覚・聴覚言語障害者支援体制加算について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・加算要件の利用者数の30%という要件は、やや粗いように感じる。30%以上をクリアする事業所は少ないと思う。逆に対象者数が多すぎて、今の30%基準に基づく加算単位だけでは現実的に体制をつくることは厳しい場合もある。</li> <li>・加算ありきの考え方ではなく、利用者の希望があって、利用していただいてその結果加算もあるというのが本来の姿かと思う。加算が取れないから利用を絞るとか、もう1人利用したら加算が取れるから該当者を探すといったことではない。加算があってもなくても、利用者の状況に応じてスキルのある職員を配置することは必要になる。</li> <li>・加算要件で、割合で区切るというのは違和感がある。ただ、個別加算のようになると逆に難しいところもある。垣根を低くして門戸を広げることはいいことだが、職員の加配の問題もあるので、対象者数の多い事業所では不公平に感じてしまう場合もあると思う。</li> </ul>

## 5 調査結果のまとめ

### ①事業所における視覚・聴覚言語障害者への支援の状況について

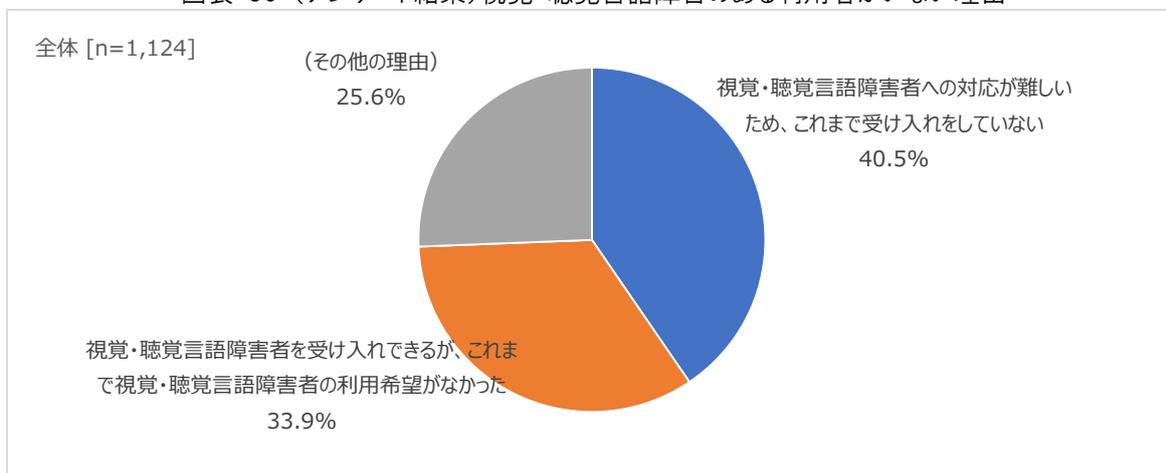
・アンケート調査によれば、事業所・サービスの運営規程に、視覚・聴覚言語障害者に関する規定を定めている事業所は少ないが、加算を取得している事業所に限ってみると、半数程度が規程を定めており、差が見られる。視覚・聴覚言語障害者を対象として支援を行っている事業所は全体としては少ないが、規程に定めるなど視覚・聴覚言語障害者を対象とすることを明確にしている事業所の多くは加算を取得しているものと考えられる。

図表 79 (アンケート結果)視覚・聴覚言語障害に関する規程の有無



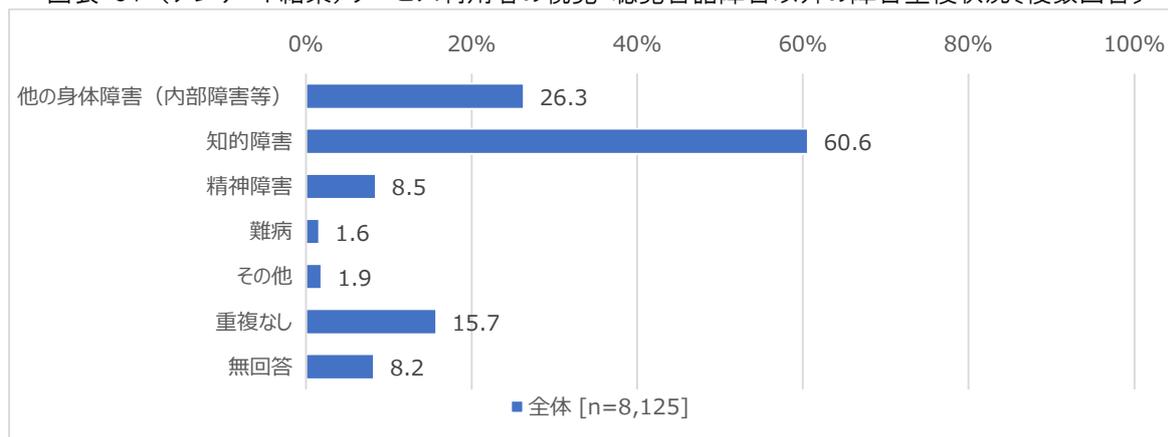
・視覚・聴覚言語障害者への支援を行っていない事業所に、その理由を聞いたところ、「視覚・聴覚言語障害者への対応が難しいため、これまで受け入れをしていない」とともに「視覚・聴覚言語障害者を受け入れることができるが、これまで視覚・聴覚言語障害者の利用希望がなかった」という回答が多い。視覚・聴覚言語障害者への対応の難しさと、視覚・聴覚言語障害者からの利用希望のないことが受け入れをしていない大きな理由となっている。視覚・聴覚言語障害者の利用希望があったが「受け入れができなかった」経験のある事業所は少ない実態もふまえると、視覚・聴覚言語障害者でサービス利用を希望する人は、後述のように知的障害等との重複なども多く支援にも専門性を要することから、当初から実績のある施設・事業所を指向する機会が多いことなども考えられ、そのため、視覚・聴覚言語障害者と関わりを持たない事業所が多いものと思われる。

図表 80 (アンケート結果)視覚・聴覚言語障害のある利用者がいない理由



- ・視覚・聴覚言語障害者で障害福祉サービスを利用している者は、視覚・聴覚言語障害と知的障害等の重複障害者が多くを占め、障害支援区分が重い人が多い。視覚・聴覚言語障害のみでサービスを利用している人は少ない。ヒアリング調査においても、視覚・聴覚言語障害者のサービス利用者は、大部分は重複障害者で、重度者が多い状況だった。そのため、支援方法・コミュニケーションの方法も重複障害の状況や程度により多様であり、各事業所で個別の支援方法が模索され、その中で手話や点字等を通じてコミュニケーションの幅を広げる取組が行われている。対象者への支援に高い専門性を求められることが特色であると言える。

図表 81 (アンケート結果)サービス利用者の視覚・聴覚言語障害以外の障害重複状況〔複数回答〕



- ・アンケート調査によれば、視覚・聴覚言語障害者で障害福祉サービスを利用している者のコミュニケーションの方法は、視覚障害の場合は「音声」、聴覚障害の場合は「手話」が中心となっているが、重複障害の状況でさまざまな対応・支援が行われている。「身振り・指さし」などをはじめ、さまざまなコミュニケーションの方法により、サービス利用者への支援が行われている。
- ・障害別でコミュニケーションの方法を見ると、視覚障害では「音声」でのコミュニケーションが多い。「点字」については1～2割のサービス利用者が利用可能である。聴覚障害では、「手話」「文字筆記(筆談)」「身振り・指さし」が多く利用されているが、在籍する事業所の加算取得別で見た場合、「手話」は加算を取得している事業所の利用者で多い傾向が見られ、「文字筆記(筆談)」は加算を取得していない事業所で多い傾向が見られる。加算を取得している事業所では、手話を利用できる環境も整備されていると考えられることから、手話の利用が多いものと推察される。また、視覚・聴覚の重複障害者の場合は、触手話などの利用が多くなっている。

図表 82 (アンケート結果)サービス利用者が主に利用しているコミュニケーション方法(本人から)

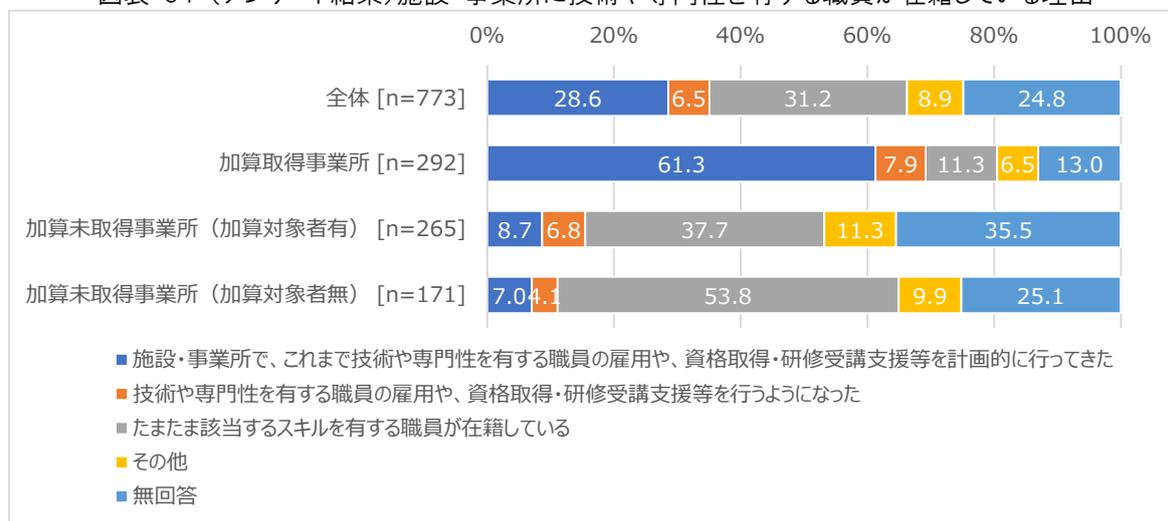
(% )	加算届出をしている事業所に在籍				加算届出をしていない事業所に在籍			
	視覚障害のみ [n=578]	視覚障害と 他障害重複 [n=2,111]	聴覚障害のみ [n=155]	聴覚障害と 他障害重複 [n=1,030]	視覚障害のみ [n=156]	視覚障害と 他障害重複 [n=570]	聴覚障害のみ [n=73]	聴覚障害と 他障害重複 [n=257]
点字	2.6	0.1	0.0	0.0	3.2	0.2	0.0	0.0
指点字	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
手書き文字(手のひら書き)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
指文字	0.0	0.0	0.0	1.7	0.0	0.0	0.0	0.8
手話	0.0	0.0	87.1	66.0	0.0	0.0	31.5	18.7
触手話	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
文字筆記(筆談)	0.0	0.0	1.9	1.7	0.0	0.0	34.2	17.1
音声	97.2	78.3	4.5	2.7	88.5	79.6	15.1	6.2
コミュニケーションカード	0.0	0.0	0.6	0.1	0.0	0.0	0.0	0.8
身振り・指さし	0.0	7.9	5.8	23.5	0.0	8.6	9.6	38.9
ICTツール	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	0.4	0.0	2.3
その他	0.0	10.0	0.0	3.5	1.9	7.5	8.2	12.1
無回答	0.2	3.7	0.0	0.7	5.8	3.7	1.4	3.1

図表 83 (アンケート結果)サービス利用者が主に利用しているコミュニケーション方法(本人へ)

(% )	加算届出をしている事業所に在籍				加算届出をしていない事業所に在籍			
	視覚障害のみ [n=578]	視覚障害と 他障害重複 [n=2,111]	聴覚障害のみ [n=155]	聴覚障害と 他障害重複 [n=1,030]	視覚障害のみ [n=156]	視覚障害と 他障害重複 [n=570]	聴覚障害のみ [n=73]	聴覚障害と 他障害重複 [n=257]
点字	0.7	0.1	0.0	0.0	2.6	0.0	0.0	0.0
指点字	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
手書き文字(手のひら書き)	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
指文字	0.0	0.0	0.0	1.2	0.0	0.0	0.0	0.0
手話	0.0	0.0	86.5	73.5	0.0	0.0	30.1	14.4
触手話	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
文字筆記(筆談)	0.0	0.0	5.2	1.7	0.0	0.0	57.5	30.4
音声	97.8	86.8	0.0	0.0	87.8	90.7	0.0	0.0
コミュニケーションカード	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	1.6
身振り・指さし	0.0	0.0	7.1	21.2	0.0	0.0	4.1	36.6
ICTツール	1.4	0.0	1.3	0.0	0.0	0.4	0.0	2.7
その他	0.0	9.4	0.0	2.0	1.9	5.1	6.8	11.7
無回答	0.2	3.0	0.0	0.4	7.7	3.9	1.4	2.7

- ・ 視覚・聴覚言語障害者への支援に技術や専門性を有する職員については、アンケート調査によれば、加算を取得していない事業所では、「いない」というところが多く、事業所に該当職員がいる場合も、その経緯は「たまたま該当するスキルを有する職員が在籍している」ということが多い。一方、加算を取得している事業所では、計画的に技術や専門性を有する職員の確保・育成を行っているところが多い。ヒアリング調査においても、研修やOJTなどさまざまな方法で職員の育成を図っている事業所が多かった。

図表 84 (アンケート結果)施設・事業所に技術や専門性を有する職員が在籍している理由

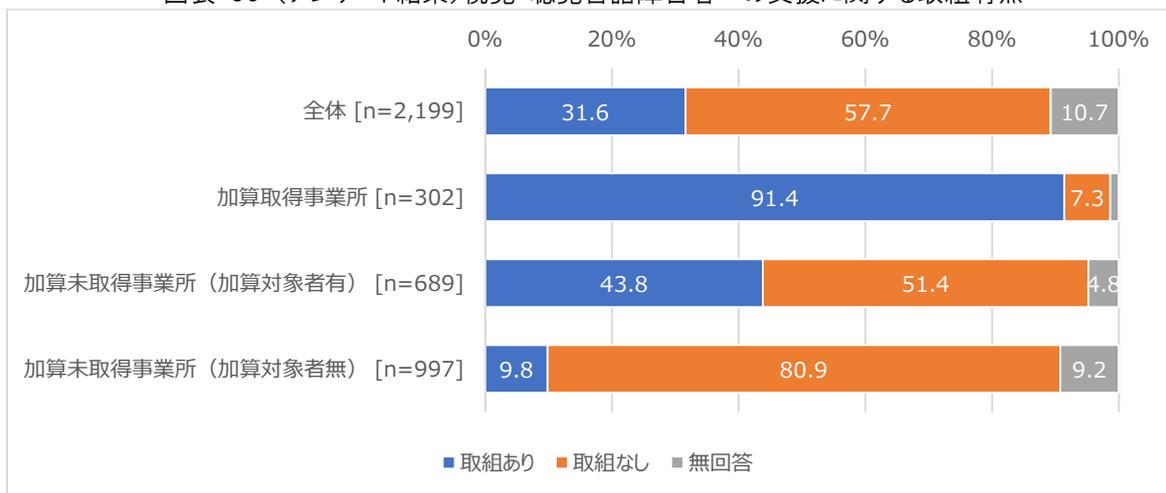


※設問選択肢の表記を簡略化している

- ・ ヒアリング調査では、職員確保の難しさ、育成に時間を要することなど、職員体制に関する課題が多く指摘された。視覚・聴覚言語障害者への支援は、通常の支援に比べ、個別対応やコミュニケーション面での特性があるため、職員の負担も大きく、時間もかかる場合が多い。そのため、基準を上回る職員配置を行っている事業所が多いが、加算は、こうした職員の加配において、大きな助けになっているという声が多かった。
- ・ 視覚・聴覚言語障害者への支援における特性として、「集団支援」の観点が多く事業所で指摘された。同じ障害のある「仲間」（同じコミュニケーション手段を持つ集団）とともにいることが、視覚・聴覚言語障害者の孤立や、ひいては障害の重度化も防ぎ、支援において重要な要素であるという意見が多い。

- アンケート調査によれば、視覚・聴覚言語障害者への支援に関し、環境整備など事業所で取り組んでいることを聞いたところ、加算を取得している事業所では、いろいろな取組を行っている場合が多い。一方、加算を取得していない事業所では、特に取組を行っていない場合が多く、視覚・聴覚言語障害者が在籍している事業所においても、ほぼ半数が特に取組を行っていない。費用面の問題などもあることから、環境整備などを進めることが難しい様子もうかがえる。ヒアリング調査では、加算取得により環境整備を充実したいといった意見も聞かれた。

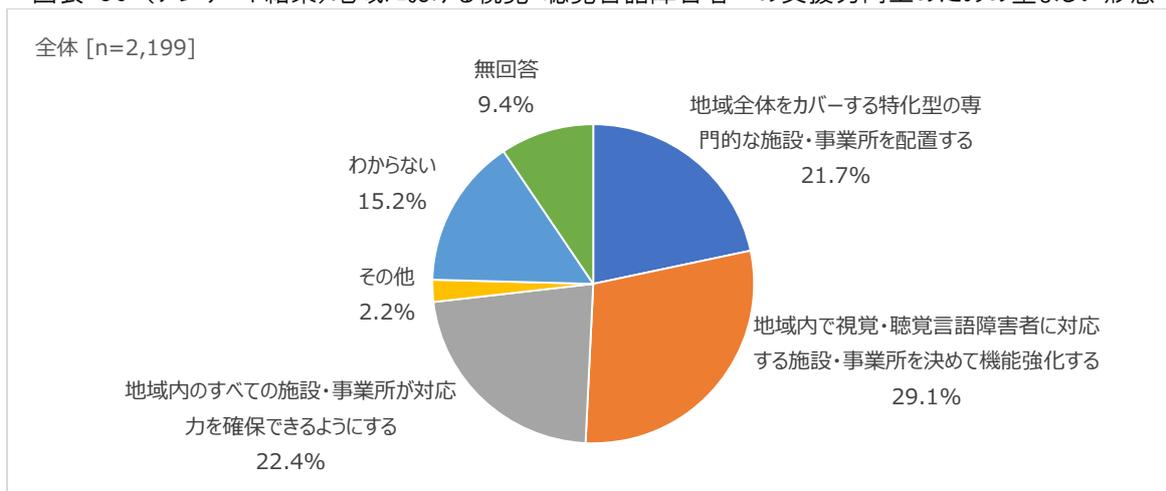
図表 85 (アンケート結果)視覚・聴覚言語障害者への支援に関する取組有無



## ②地域における視覚・聴覚言語障害者への支援基盤のあり方について

- アンケート調査によれば、視覚・聴覚言語障害者への支援に関し、地域での望ましい姿について、「地域全体をカバーする特化型の専門的な施設・事業所を配置する」「地域内で視覚・聴覚言語障害者に対応する施設・事業所を決めて機能強化する」「地域内のすべての施設・事業所が対応力を確保できるようにする」という3つの考え方で意見を聞いたところ、意見が比較的分散する傾向が見られた。

図表 86 (アンケート結果)地域における視覚・聴覚言語障害者への支援力向上のための望ましい形態



※設問選択肢の表記を簡略化している

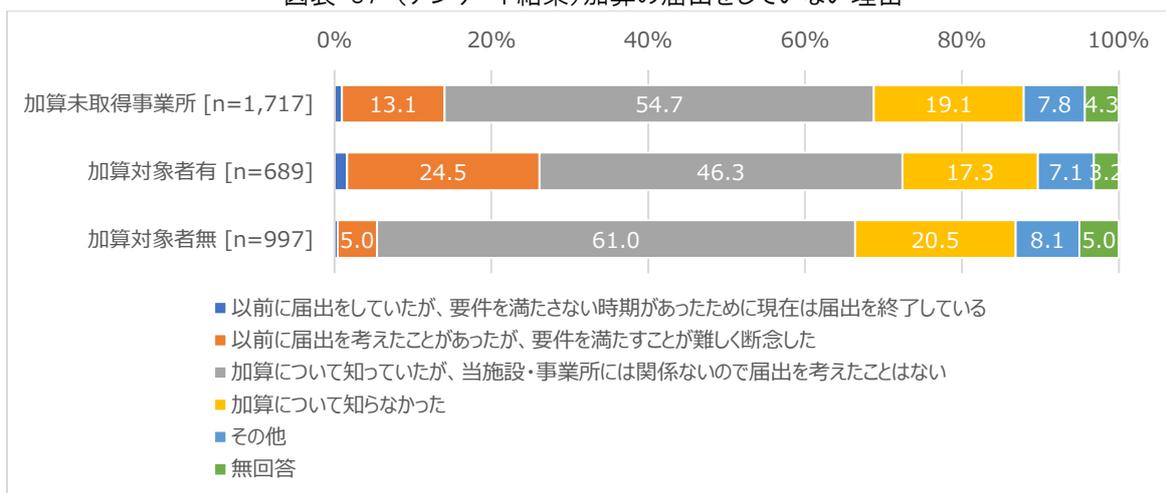
- 傾向について細かく見ると、加算を取得している事業所では、「地域内のすべての施設・事業所が対応力を確保できるようにする」という意見が多い。一方、加算を取得していない事業所、視覚・聴覚言語障害

者のいない事業所では、「地域全体をカバーする特化型の専門的な施設・事業所を配置する」「地域内で視覚・聴覚言語障害者に対応する施設・事業所を決めて機能強化する」をあげる事業所が比較的多くなっている。加算を取得しており、視覚・聴覚言語障害者への支援実績のある事業所は、地域での広がり・展開という理想像をあげるのに対し、視覚・聴覚言語障害者とのかかわりの少ない事業所の場合は、拠点・中核的な施設・事業所が望まれる傾向にあるものと推察される。ヒアリング調査においても同様な傾向がうかがわれ、すべての事業所で対応できることが理想だが、現実的には地域の拠点整備から始めるべきではないかという意見が多かった。

### ③視覚・聴覚言語障害者支援体制加算について

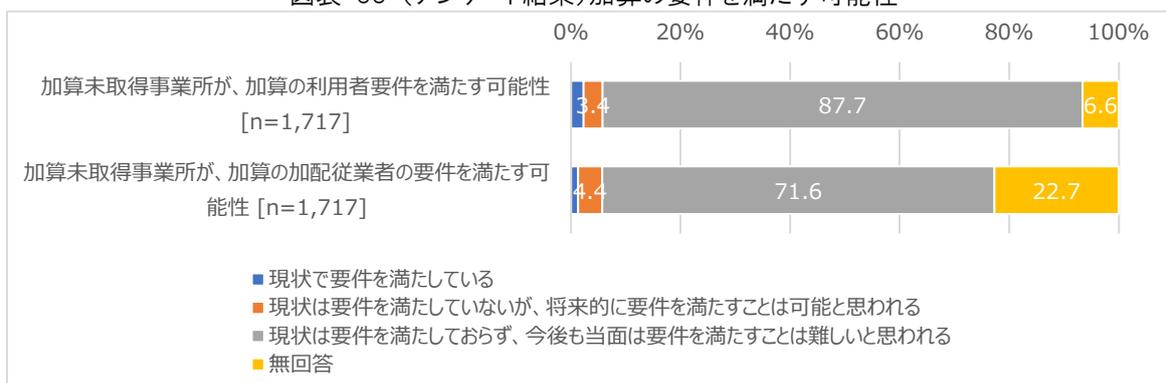
- アンケート調査によれば、加算の届出をしていない事業所において、その理由は、「（該当者がいないので）当施設・事業所には関係ない」というところが多い。一方、「以前に届出を考えたことがあったが、要件を満たすことが難しく断念した」という事業所も一定数見られ、視覚・聴覚言語障害者がいるが加算を取得していない事業所では1/4程度が回答している。サービス利用者に視覚・聴覚言語障害者がいる事業所においても、多くの事業所では加算の取得をしていない状況が見られる。

図表 87 (アンケート結果)加算の届出をしていない理由



- 今後の加算取得についても、サービス利用者に視覚・聴覚言語障害者がいるが加算を取得していない事業所の多くで、「加算要件を満たすことが難しい」ため、加算取得は困難と考えられている。加算要件の厳しさが取得のハードルとなっている事業所も少なくないものと推察される。

図表 88 (アンケート結果)加算の要件を満たす可能性



- ・ヒアリング調査では、加算に関する認識を広く聞いたが、加算が重要で、事業所の基盤整備に大きく役立っていることで認識が一致している。加算を取得していない事業所も、要件が満たせれば加算を取得したいという意向である。
- ・加算取得の要件について聞いたところ、サービス利用者に視覚・聴覚言語障害者が1人でもいれば加算対象にすべきとの意見から、サービス利用者の30%要件の緩和に慎重な意見まで、さまざまなものがあった。視覚・聴覚言語障害者の割合が高い（30%を大きく上回る）事業所では、割合に応じた段階設定をすべきではないかとの意見も聞かれた。
- ・加算については、特に職員の加配に役立っているという声が多い。一方、加算取得には職員加配の要件があり、加算を取得できるまでは事業所がその費用をすべて負担する必要があるため、加算取得のハードルになるのではないかという意見があった。
- ・視覚・聴覚言語障害者の支援においては、「集団」（同じコミュニケーション手段を持つ集団）による支援を重視する事業所が多く、加算の要件を見直す場合は、その観点を重視すべきとの意見が多く聞かれた。現行の「利用者の30%以上」について、緩和することで集団形成にマイナスにならないことが重要との認識である。例えば、サービス利用者が10人の場合、30%では3人で、集団を形成できるぎりぎりの人数となる。これが20%、10%と下げられた場合、加算は取得しやすくなるが、対象者は2人、1人となり、集団ではなくなる。こうした点にも十分配慮すべきとの意見が出されている。

## 6 参考資料（調査票）

---

調査票：障害福祉サービスにおける視覚・聴覚言語障害者への支援に関する調査

**【厚生労働省障害者総合福祉推進事業】  
障害福祉サービスにおける  
視覚・聴覚言語障害者への  
支援に関する調査**

ラベル貼付箇所



**【調査の目的】**

障害福祉サービスを提供する施設・事業所においては、多様な障害特性を有する障害者への支援を行っていく必要がありますが、その中でも、視覚・聴覚・言語機能の障害は、意思疎通などにおいて専門的なスキルが必要であり、視覚・聴覚言語障害者への支援にあたっては、施設・事業所において職員配置や基盤整備等にさまざまな取組が必要となります。

こうした背景もあり、障害福祉サービスの報酬体系においては、施設・事業所における視覚・聴覚言語障害者への支援の評価として、一定の利用者数と専門性を有する職員の配置を満たした場合に算定可能な加算（視覚・聴覚言語障害者支援体制加算）が設けられていますが、当該加算の算定件数が少ないという現状も見られます。

本調査では、これらの観点もふまえ、障害福祉サービスの施設・事業所における視覚・聴覚言語障害者支援の一層の充実に向けた各種検討を行うにあたって、施設・事業所の視覚・聴覚言語障害者に対する支援の実態や上記加算の算定状況など、基本的な情報を把握することを目的として実施するものです。

**【調査対象】**

本調査は、生活介護、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型の障害福祉サービスを実施する全国の施設・事業所を対象としています。

なお、調査はサービス単位で実施しますので、複数サービスを実施している施設・事業所に対しては、複数の調査票が届く場合があります。調査票に貼付されたラベルをご確認いただき、調査対象のサービスについて、それぞれ回答をお願いします。

**【調査に関する連絡先等をご記入ください】**

回答者	所属・役職	
	氏名	
連絡先	Tel	(            )
	E-Mail	@

※回答内容の確認等のために、連絡をさせていただく場合があります。

※間は次ページからです。

注）本調査票では、視覚障害、聴覚障害、言語機能障害（音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害）のいずれかに該当する障害の総称を「視覚・聴覚言語障害」と表記しています。

**施設・事業所の基本情報**

問 1 調査対象サービスの定員数・実利用者数（令和 4 年 8 月末日時点）、延べ利用者数（令和 4 年 8 月の請求日数）を記入してください。

定員数	人	実利用者数	人	延べ利用者数	人
-----	---	-------	---	--------	---

問 2 調査対象サービスが施設入所支援の場合に回答してください。障害者支援施設として指定されている居間実施サービスについて、該当する番号すべてに○をつけてください。

1 生活介護	2 自立訓練（機能訓練）
3 自立訓練（生活訓練）	4 就労移行支援
5 就労継続支援 A 型	6 就労継続支援 B 型

問 3 調査対象サービスが共同生活援助の場合に回答してください。事業所の類型について、該当する番号 1 つに○をつけてください。

1 介護サービス包括型	2 日中サービス支援型
3 外部サービス利用型	

問 4 調査対象サービスが通所サービスの場合に回答してください。調査対象サービスを実施する事業所は、多機能型として運営していますか。該当する番号 1 つに○をつけてください。多機能型の場合は、事業所で実施するサービスの該当する番号すべてに○をつけてください。

1 多機能型	2 多機能型ではない（単独型）
--------	-----------------

1 生活介護	2 自立訓練（機能訓練）
3 自立訓練（生活訓練）	4 就労移行支援
5 就労継続支援 A 型	6 就労継続支援 B 型
7 障害児サービス	

問 5 調査対象サービスの運営規程上、事業の主たる対象とする障害種別を定めていますか。該当する番号すべてに○をつけてください。

1 身体障害	2 知的障害
3 精神障害	4 難病
5 その他	6 定めていない

問 6 身体障害を回答した場合、特に視覚・聴覚言語障害を対象にする旨を運営規程に定めていますか。該当する番号に○をつけてください。

1 定めている	2 定めていない
---------	----------





視覚・聴覚言語障害者の利用者(6)										
年齢	障害支援区分	1 区分1	2 区分2	3 区分3	4 区分4	5 区分5	6 区分6	7 区分なし	現施設・事業所のサービス利用開始時期からの年月	年 月
視覚・聴覚言語障害者の状況 (該当すべしに○)										
視覚・聴覚言語障害以外の障害の重複の状況 (該当すべしに○)										
手帳の所持状況 (該当すべしに○)										
利用可能なコミュニケーション方法 ①利用可能な方法すべてに○ ②①で選んだものうち、主に利用している方法1つを選び回答欄に番号を記入										
日中活動(平日)の状況 (調査対象サービスが施設入所支援・共同生活援助のみ)										

視覚・聴覚言語障害者の利用者(8)										
年齢	障害支援区分	1 区分1	2 区分2	3 区分3	4 区分4	5 区分5	6 区分6	7 区分なし	現施設・事業所のサービス利用開始時期からの年月	年 月
視覚・聴覚言語障害者の状況 (該当すべしに○)										
視覚・聴覚言語障害以外の障害の重複の状況 (該当すべしに○)										
手帳の所持状況 (該当すべしに○)										
利用可能なコミュニケーション方法 ①利用可能な方法すべてに○ ②①で選んだものうち、主に利用している方法1つを選び回答欄に番号を記入										
日中活動(平日)の状況 (調査対象サービスが施設入所支援・共同生活援助のみ)										

視覚・聴覚言語障害者の利用者(7)										
年齢	障害支援区分	1 区分1	2 区分2	3 区分3	4 区分4	5 区分5	6 区分6	7 区分なし	現施設・事業所のサービス利用開始時期からの年月	年 月
視覚・聴覚言語障害者の状況 (該当すべしに○)										
視覚・聴覚言語障害以外の障害の重複の状況 (該当すべしに○)										
手帳の所持状況 (該当すべしに○)										
利用可能なコミュニケーション方法 ①利用可能な方法すべてに○ ②①で選んだものうち、主に利用している方法1つを選び回答欄に番号を記入										
日中活動(平日)の状況 (調査対象サービスが施設入所支援・共同生活援助のみ)										

視覚・聴覚言語障害者の利用者(9)										
年齢	障害支援区分	1 区分1	2 区分2	3 区分3	4 区分4	5 区分5	6 区分6	7 区分なし	現施設・事業所のサービス利用開始時期からの年月	年 月
視覚・聴覚言語障害者の状況 (該当すべしに○)										
視覚・聴覚言語障害以外の障害の重複の状況 (該当すべしに○)										
手帳の所持状況 (該当すべしに○)										
利用可能なコミュニケーション方法 ①利用可能な方法すべてに○ ②①で選んだものうち、主に利用している方法1つを選び回答欄に番号を記入										
日中活動(平日)の状況 (調査対象サービスが施設入所支援・共同生活援助のみ)										



視覚・聴覚言語障害者の利用者(14)		1 区分1	2 区分2	3 区分3	現施設・事業所のサ ービス利用を開始 してから何年	年	月
年齢	障害支 援区分	4 区分4	5 区分5	6 区分6			
視覚・聴覚言語障害者の状況 (該当すべてに○)							
1 視覚障害 2 聴覚障害							
3 言語機能障害 4 1～3の障害なし							
視覚・聴覚言語障害以外の障 害の重複の状況 (該当すべてに○)							
1 他の身体障害 (内部障害等)							
2 知的障害							
4 難病 5 その他 ( ) 6 重複なし							
手帳の所持状況 (該当すべてに○)							
1 身体障害者手帳 ⇒ (総合等級を記入：[ ]級)							
2 療育手帳 3 精神障害者保健福祉手帳							
利用可能なコミュニケーション 方法							
①利用可能な方法すべてに ○							
② ①で選んだものうち、 主に利用している方法1 つを選び回答欄に番号を 記入							
本人から		1 点字	2 指文字	3 点字	4 指文字	5 手話	6 触手話
主な方法		7 文字筆記 (筆談)	8 音声	9 コミュニケーションカード	10 身振り・指さし	11 ICTツール	12 その他 ( )
主な方法		1 点字	2 指文字	3 手書き文字 (手のひら書き)	4 指文字	5 手話	6 触手話
1つ		7 文字筆記 (筆談)	8 音声	9 コミュニケーションカード	10 身振り・指さし	11 ICTツール	12 その他 ( )
(番号記入)		13	14	15	16	17	18
本人へ							
主な方法		1 点字	2 指文字	3 手書き文字 (手のひら書き)	4 指文字	5 手話	6 触手話
1つ		7 文字筆記 (筆談)	8 音声	9 コミュニケーションカード	10 身振り・指さし	11 ICTツール	12 その他 ( )
(番号記入)		13	14	15	16	17	18
日中活動 (平日) の状況 (調査対象サービスが施設 入所支援・共同生活援助の み)							
施設入所支援の場合							
1 施設の昼間サービス利用							
2 施設外に通所							
3 その他 ( )							
共同生活援助の場合							
1 一般就労 (在宅含む)							
2 通所サービス利用							
3 居室で過ごす							
4 その他 ( )							

視覚・聴覚言語障害者の利用者(15)		1 区分1	2 区分2	3 区分3	現施設・事業所のサ ービス利用を開始 してから何年	年	月
年齢	障害支 援区分	4 区分4	5 区分5	6 区分6			
視覚・聴覚言語障害者の状況 (該当すべてに○)							
1 視覚障害 2 聴覚障害							
3 言語機能障害 4 1～3の障害なし							
視覚・聴覚言語障害以外の障 害の重複の状況 (該当すべてに○)							
1 他の身体障害 (内部障害等)							
2 知的障害							
4 難病 5 その他 ( ) 6 重複なし							
手帳の所持状況 (該当すべてに○)							
1 身体障害者手帳 ⇒ (総合等級を記入：[ ]級)							
2 療育手帳 3 精神障害者保健福祉手帳							
利用可能なコミュニケーション 方法							
①利用可能な方法すべてに ○							
② ①で選んだものうち、 主に利用している方法1 つを選び回答欄に番号を 記入							
本人から		1 点字	2 指文字	3 点字	4 指文字	5 手話	6 触手話
主な方法		7 文字筆記 (筆談)	8 音声	9 コミュニケーションカード	10 身振り・指さし	11 ICTツール	12 その他 ( )
主な方法		1 点字	2 指文字	3 手書き文字 (手のひら書き)	4 指文字	5 手話	6 触手話
1つ		7 文字筆記 (筆談)	8 音声	9 コミュニケーションカード	10 身振り・指さし	11 ICTツール	12 その他 ( )
(番号記入)		13	14	15	16	17	18
本人へ							
主な方法		1 点字	2 指文字	3 手書き文字 (手のひら書き)	4 指文字	5 手話	6 触手話
1つ		7 文字筆記 (筆談)	8 音声	9 コミュニケーションカード	10 身振り・指さし	11 ICTツール	12 その他 ( )
(番号記入)		13	14	15	16	17	18
日中活動 (平日) の状況 (調査対象サービスが施設 入所支援・共同生活援助の み)							
施設入所支援の場合							
1 施設の昼間サービス利用							
2 施設外に通所							
3 その他 ( )							
共同生活援助の場合							
1 一般就労 (在宅含む)							
2 通所サービス利用							
3 居室で過ごす							
4 その他 ( )							

問 10 調査対象サービスに関し、これまで、視覚・聴覚言語障害者からの利用希望があったが、視覚・聴覚言語障害を理由として受け入れできなかった(利用希望を断った) ことがありますか。該当する番号 1 つに○をつけてください。

(問 8 で「4 利用希望がなかった」を回答した事業所は回答不要、それ以外の事業所は回答してください。)  
※障害種別に関わらず事業所の定員超のために受け入れできなかった事例は除いてください。視覚・聴覚言語障害者の受け入れ人数や、障害の程度等の関係で受け入れできなかった(視覚・聴覚言語障害者以外であれば受け入れできた) 事例は含めてください。

1 視覚・聴覚言語障害を理由として受け入れできなかったことがある		
2 視覚・聴覚言語障害を理由として受け入れできなかったことはない		

問 11 調査対象サービスに従事する職員で、視覚・聴覚言語障害者への支援に関し、技術や専門性を有する職員はいますか。該当する番号すべてに○をつけ、常勤・非常勤別に該当する職員数(実人数)を記入してください。

※職員の該当状況については、資格や研修受講等の有無に関わらず、事業所の判断で回答してください。

	常勤 (実人数)	非常勤 (実人数)
1 点字の利用や点字の指導等を行うことができる職員	人	人
2 文字読上ソフト等の視覚障害者向け ICT ツールの利用や、使い方の指導等を行うことができる職員	人	人
3 視覚障害者への歩行支援、同行支援等を行うことができる職員	人	人
4 上記以外の手法も含めて視覚障害者とコミュニケーションを取ることで できる職員	人	人
5 手話の利用や手話の指導等を行うことができる職員	人	人
6 音文字変換ソフト等の聴覚障害者向け ICT ツールの利用や、使い方の 指導等を行うことができる職員	人	人
7 上記以外の手法も含めて聴覚障害者とコミュニケーションを取ることで できる職員	人	人
8 指文字、触手話、その他の手法等を利用して盲ろう者とのコミュニケーシ ョン、支援を行うことができる職員	人	人
9 言語機能障害者への対応等に関し、コミュニケーション、支援を行うこと ができる職員	人	人
10 上記に該当する職員はいない		

⇒問 12 は回答不要

※ 1 人の職員が複数に該当する場合は、それぞれに計上してください。(重複可)。  
※ 「1」「2」「3」に該当する職員は、「4 視覚障害者とコミュニケーションできる職員」にも該当します。また、「5」「6」に該当する職員は、「7 聴覚障害者とコミュニケーションできる職員」にも該当します。したがって、1～3 を回答した場合は必ず「4 も回答、5～6 を回答した場合は必ず「7 も回答してください。」

問 12 前問で、視覚・聴覚言語障害者への支援に関し、技術や専門性を有する職員を回答した施設・事業所にお聞きします。

①職員で、視覚・聴覚言語障害者に関連する資格（国や関連団体等の認定資格）を取得している者がいる場合、その資格の名称を記入してください。

また、視覚・聴覚言語障害者の支援に関し、自治体や関連団体等が行う講座・研修等（ボランティア養成研修等も含む）の受講経験者がいる場合、その講座・研修等の名称・実施者を記入してください。（多くある場合は主なもの4～5件程度をピックアップして回答してください）

視覚・聴覚言語障害者に関連する資格	(名称)
視覚・聴覚言語障害者の支援に関連する講座・研修等	(名称・実施者)

②施設・事業所に技術や専門性を有する職員が在籍している理由として、最も近いものの番号1つに○をつけてください。

- 1 従来から視覚・聴覚言語障害者が利用することを想定したサービスとして実施しており、施設・事業所で技術や専門性を有する職員の雇用や、資格取得・研修受講支援等を計画的に行ってきたため
- 2 これまで視覚・聴覚言語障害者の利用は想定していなかったが、該当する利用者が増えてきたことにより、技術や専門性を有する職員の雇用や、資格取得・研修受講支援等を行うようになったため
- 3 施設・事業所で、技術や専門性を有する職員の雇用や、資格取得・研修受講支援等を行っているが、たまたま該当するスキルを有する職員が在籍している
- 4 その他 ( )

問 13 調査対象サービスにおける視覚・聴覚言語障害者への支援に関し、施設・事業所で実施していることはありますか。該当する番号すべてに○をつけてください。

また、実施していることがある場合、取組内容について具体的に記入してください。（特にかを入れて取り組んでいること、取組内容や特色、工夫している点など）

- 1 館内での音声案内システム、設備の点字表示など、視覚障害者に配慮した施設・事業所の設備面の整備
- 2 文字案内、電光掲示板、光誘導システムなど、聴覚障害者に配慮した施設・事業所の設備面の整備
- 3 視覚・聴覚言語障害者の通所支援（送迎の個別対応等）
- 4 視覚・聴覚言語障害者の医療受診等への同行、付き添い、コミュニケーション支援
- 5 コミュニケーション支援機器、ICTツール等の導入・利用支援（文字読上ソフト、音声文字変換ソフト等）
- 6 視覚・聴覚言語障害者への点字、手話等の学習支援
- 7 視覚・聴覚言語障害者の状況に応じた専門スキルを有する担当職員の配置（手話を使う利用者に手話対応可能な生活支援員を配置する等）
- 8 その他 ( )
- 9 特に該当するものはない

(取組の具体的な内容)

(特にかを入れて取り組んでいること、取組内容や特色、工夫している点など)

問 14 調査対象サービスにおける視覚・聴覚言語障害者への支援に関し、施設・事業所において現在課題となっていることはありますか。該当する番号すべてに○をつけてください。

※視覚・聴覚言語障害者の利用者がいない等により、課題を認識していない場合は、「8 課題の有無不明」に○をつけてください。

また、課題となっていることがある場合、その内容、課題解決に向けて取組を行いたいと考えていることなどを具体的に記入してください。

- |   |  |
|---|--|
| 1 | 施設・事業所の設備等が、視覚・聴覚言語障害者に十分に配慮されたものとなっている      |
| 2 | 施設・事業所として、視覚・聴覚言語障害者の通所や医療受診等の支援にあまり対応できていない |
| 3 | 視覚・聴覚言語障害者向けの支援機器・ICTツール等の導入や利用が進んでいない       |
| 4 | 視覚・聴覚言語障害者が点字、手話等を学ぶ機会をあまり提供できていない           |
| 5 | 視覚・聴覚言語障害者への専門又キルを有する職員配置が難しい                |
| 6 | その他 ( )                                      |
| 7 | 視覚・聴覚言語障害者への支援はおおむね対応できており、特に課題となっていることはない   |
| 8 | 課題の有無不明                                      |

(課題の具体的内容)

(現在課題となっていることの内容、今後、解決に向けて取組を行いたいと考えていることなど)

--

問 15 視覚・聴覚言語障害者への支援に関し、施設・事業所において連携・相談のできる団体等はありませんか。(連携・相談の実績に関わらず、連携・相談が可能な団体等を回答してください。) 該当する番号すべてに○をつけてください。

- |    |   |
|----|---|
| 1  | 視覚・聴覚言語障害者の当事者団体・支援団体、当事者団体等が主催する事業者の協議会等 |
| 2  | 視覚・聴覚言語障害者への支援実績のある他の施設・事業所(法人内)          |
| 3  | 視覚・聴覚言語障害者への支援実績のある他の施設・事業所(別法人)          |
| 4  | 計画相談支援事業者                                 |
| 5  | 都道府県・市町村等の障害福祉部局や障害福祉の相談窓口、行政が組織する地域の協議会等 |
| 6  | 視覚障害者情報提供施設(点字図書館、点字出版施設、聴覚障害者情報提供施設)     |
| 7  | 特別支援学校、職業訓練校                              |
| 8  | 技術研修、機器開発等を行っているNPO、企業等                   |
| 9  | 大学、研究機関                                   |
| 10 | その他 ( )                                   |
| 11 | 特に連携先・相談先はない                              |

問 16 調査対象サービスに関し、地域における視覚・聴覚言語障害者への支援力の向上をめざすにあたり、どのような形が望ましいと考えますか。地域の取組への考え方として最も近いものの番号1つに○をつけてください。

※ここで、「地域」とは、おおむね、施設・事業所が立地している市町村～複数市町村からなる広域圏(市町村の規模が大きい場合)を範囲としてお考えください。

※「視覚・聴覚言語障害者」については、軽度の方も含めて広く視覚障害者や聴覚障害者等を受け入れるという前提でお考えください(言ろや特定の重複ケース等に限定せずにお考えください)。

- |   |   |
|---|---|
| 1 | 視覚・聴覚言語障害者への対応はかなり専門性が求められることから、地域全体をカバーする特化型の専門的な施設・事業所を配置し、そこへの通所を中核として支援を行う形がよいと思う                       |
| 2 | 上記のような専門的な施設・事業所の配置までには必要ないと思うが、地域内の施設・事業所や関係機関、行政等で調整を行い、視覚・聴覚言語障害者に対応する施設・事業所を決めたうえで、その機能強化への支援を行う形がよいと思う |
| 3 | 各施設・事業所がそれぞれ視覚・聴覚言語障害者に対応できることが望ましいので、地域内のすべての施設・事業所が対応力を確保できるように支援を行う形がよいと思う                               |
| 4 | その他 ( )   |
| 5 | わからない   |

(参考) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の概要

※本調査の間17以降は、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算についてお聞きする内容としていきます。以下に加算の概要についてまとめていきますので、必要に応じて、回答の際にご確認ください。

加算算定要件	
・加算対象サービス又は、生活介護、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練含む）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型。	
・加算対象サービスにおける「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者」の利用者数が全利用者の30%以上。ただし、重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害、知的障害のうち、2以上の障害を有する利用者については、2倍の人数で計算する。	
・専門スタッフ（視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者）を、人員配置とは別に、常勤換算で利用者÷50以上の人数を配置。専門スタッフに該当するのは、視覚障害者に対する「点字の指導、点訳、歩行支援等を行うことができる者」、聴覚障害又は言語機能障害者に対する「手話通訳等を行うことができる者」。	
・指定権者（所管自治体）への届出が必要。	
・1日につき41単位を加算。	
注記	
(1) 「視覚又は聴覚若しくは言語機能に重度の障害のある者」とは以下の通り。	
(視覚障害者)	・身体障害者手帳の障害の程度が1級又は2級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションや移動等に支障があると認められる視覚障害を有する者 (聴覚障害者)
	・身体障害者手帳の障害の程度が2級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる聴覚障害を有する者 (言語機能障害者)
	・身体障害者手帳の障害の程度が3級に該当し、日常生活におけるコミュニケーションに支障があると認められる言語機能障害を有する者
(2) 「重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者」については、当該利用者1人で2人分の視覚障害者等として数えて算定要件に該当するか否かを計算することとしているが、この場合の「知的障害」は「重度」の知的障害である必要はない。	
(3) 多機能型事業所等については、当該多機能型事業所等において実施される複数の障害福祉サービスの利用者全体のうち、視覚障害者等の数が30%以上であり、従業者の加配が当該多機能型事業所等の利用者の合計数÷50以上であれば加算要件を満たす。	

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算について

問17 調査対象サービスにおける視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の令和4年8月末日時点の届出状況について、該当する番号1つに○をつけてください。

1 届出をしている	2 届出をしていない
問18を回答 (問19は回答不要)	問19を回答 (問18は回答不要)

問18 調査対象サービスで視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の届出施設・事業所にお聞きします。

①直近の届出内容を記入してください。(所管の自治体に提出した届出書の内容を回答してください)

届出区分	(該当する番号1つに○)	1 新規	2 継続	3 変更
適用年月日		令和	年	月 日
利用者要件	前年度の平均利用者数 うち30%			人
	加算要件に該当する視覚・聴覚言語障害者の数 うち、視覚障害のある者の数 うち、聴覚障害のある者の数 うち、言語機能障害のある者の数			人 人 人 人
加配従業者要件 (専門スタッフ)	加配必要数 (利用者数÷50) 加配する従業者数 (常勤換算)			人 人

※「加算要件に該当する視覚・聴覚言語障害者の数」の回答欄の、視覚障害、聴覚障害、言語機能障害の内数については、重複がある場合はそれぞれ計上してください。

(例) 加算要件に該当する者で視覚障害と聴覚障害の重複者が1名いる場合は、「うち、視覚障害のある者の数」と「うち、聴覚障害のある者の数」の欄にそれぞれ1名を計上し、重複計上をしますので、重複者がいる場合、内数の合計は「加算要件に該当する視覚・聴覚言語障害者の数」よりも大きくなります。

②加算の届出経緯について、該当する番号1つに○をつけてください。

1 視覚・聴覚言語障害者の利用者数、専門スタッフの加配数とも加算要件を満たしていたので、届出を行った
2 視覚・聴覚言語障害者の利用者数は要件を満たしていたが、専門スタッフが少なかったため、職員体制を強化して届出要件を満たした
3 専門スタッフの要件は満たしていたが、視覚・聴覚言語障害者の利用者数が少なかったため、受け入れを強化して届出要件を満たした
4 その他 ( )

③今後の加算の継続見込みについて、該当する番号すべてに○をつけてください。

1 当面は加算の算定要件を満たせるので、加算の届出を継続できる見込み
2 視覚・聴覚言語障害者の利用者数減少で、利用者の要件を満たせなくなる可能性がある
3 専門スタッフの確保が難しく、加配従業者の要件を満たせなくなる可能性がある
4 その他 ( )
5 わからない

問 19 調査対象サービスで視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の届出をしていない施設・事業所にお聞き

ます。

①加算の届出をしていない経緯について、該当する番号 1 つに○をつけてください。

- 1 以前に届出をしていたが、要件を満たさない時期があったために現在は届出を終了している
- 2 以前に届出を考えたことがあったが、要件を満たすことが難しく断念した
- 3 加算について知っていたが、当施設・事業所には関係ないので届出を考えたことはない
- 4 加算について知らなかった
- 5 その他 ( )

②調査対象サービスにおいて、加算の 2 つの算定要件のうち、利用者の要件（視覚・聴覚言語障害者の利用者数が全利用者の 30%以上）を満たすことは可能でしょうか。該当する番号 1 つに○をつけてください。

- 1 現状で要件を満たしている
- 2 現状は要件を満たしていないが、視覚・聴覚言語障害者の受け入れ増などで将来的に要件を満たすことは可能と思われる
- 3 現状は要件を満たしておらず、今後も当面は要件を満たすことは難しいと思われる

③調査対象サービスにおいて、加算の 2 つの算定要件のうち、加配従業者の要件（専門スタッフを、人員配置とは別に、常勤換算で利用者÷50 以上配置）を満たすことは可能でしょうか。該当する番号 1 つに○をつけてください。

- 1 現状で要件を満たしている
- 2 現状は要件を満たしていないが、人材確保の取組等で将来的に要件を満たすことは可能と思われる
- 3 現状は要件を満たしておらず、今後も当面は要件を満たすことは難しいと思われる

(②、③のいずれも 1 または 2 の場合は④を回答)

④加算の 2 つの算定要件について、いずれも満たしている、あるいは満たすことは可能と回答した施設・事業所にお聞きします。今後の加算届出の見込みについて、該当する番号 1 つに○をつけてください。

- 1 要件を満たすことができれば届出を行う
- 2 要件を満たしても届出を行わない可能性が高い
- 3 その他 ( )
- 4 わからない

⑤前問で「2 要件を満たしても届出を行わない可能性が高い」と回答した施設・事業所にお聞きします。その理由として、該当する番号 1 つに○をつけてください。

- 1 届出のための事務の手間などが単位数に見合わない
- 2 届出のやり方等がよくわからない
- 3 法人・事業所の方針として加算を取得しないことにしている
- 4 その他 ( )
- 5 特に理由はない

視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、視覚・聴覚言語障害者支援等に関する自由意見

問 20 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、施設・事業所における視覚・聴覚言語障害者への支援等に関してご意見等がございましたら、自由に記入してください。(自由回答)

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

厚生労働省 令和4年度障害者総合福祉推進事業  
障害福祉サービスにおける視覚・聴覚言語障害者に対する支援の  
在り方に関する実態調査  
報 告 書

令和5年3月

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社  
政策研究事業本部

大阪本部 研究開発第1部  
〒530-8213 大阪市北区梅田2丁目5番25号  
TEL : 06-7637-1430